

住民記録システム標準仕様書

機能・帳票要件【改定履歴】

第5.0版	令和6年1月31日	氏名の振り仮名法制化に伴う修正、誤記訂正等	0010001	削除	令和8年4月1日
			0010018	削除	令和8年4月1日
			0010022	削除	令和8年4月1日
			0010033	削除	令和8年4月1日
			0010035	削除	令和8年4月1日
			0010043	削除	令和8年4月1日
			0010045	削除	令和8年4月1日
			0010052	変更なし	令和8年4月1日
			0010077	削除	令和8年4月1日
			0010078	削除	令和8年4月1日
			0010081	変更なし	令和8年4月1日
			0010084	削除	令和8年4月1日
			0010095	変更なし	令和8年4月1日
			0010164	変更なし	令和8年4月1日
			0010166	削除	令和8年4月1日
			0010171	変更なし	令和8年4月1日
			0010183	削除	令和8年4月1日
			0010202	削除	令和8年4月1日
			0010226	削除	令和8年4月1日
			0010227	変更なし	令和8年4月1日
			0010233	変更なし	令和8年4月1日
			0010235	削除	令和8年4月1日
			0010239	削除	-
			0010240	削除	令和8年4月1日
			0010242	削除	令和8年4月1日
			0010244	削除	-
			0010305	削除	-
			0010306	削除	-
			0010307	削除	-
			0010308	削除	-
			0010315	削除	令和8年4月1日
			0010318	削除	-
			0010326	変更なし	令和8年4月1日
			0010441	変更なし	令和8年4月1日
			0010443	削除	令和8年4月1日
			0010453	変更なし	-
			0010456	変更なし	令和8年4月1日
			0010457	削除	令和8年4月1日
			0010459	削除	令和8年4月1日
			0010469	削除	-
			0010471	変更なし	令和8年4月1日
			0010473	変更なし	令和8年4月1日

0010479	削除	-
0010481	削除	令和8年4月1日
0010483	削除	令和8年4月1日
0010484	削除	令和8年4月1日
0010525	削除	令和8年4月1日
0010528	削除	-
0010531	削除	令和8年4月1日
0010532	削除	令和8年4月1日
0010536	新規付番	令和8年4月1日
0010537	新規付番	令和8年4月1日
0010538	新規付番	令和8年4月1日
0010539	新規付番	令和8年4月1日
0010540	新規付番	令和8年4月1日
0010541	新規付番	令和8年4月1日
0010542	新規付番	令和8年4月1日
0010543	新規付番	令和8年4月1日
0010544	新規付番	-
0010545	新規付番	令和8年4月1日
0010546	新規付番	令和8年4月1日
0010547	新規付番	令和8年4月1日
0010548	新規付番	令和8年4月1日
0010549	新規付番	令和8年4月1日
0010550	新規付番	令和8年4月1日
0010551	新規付番	令和8年4月1日
0010552	新規付番	令和8年4月1日
0010553	新規付番	-
0010554	新規付番	令和8年4月1日
0010555	新規付番	令和8年4月1日
0010556	新規付番	-
0010557	新規付番	令和8年4月1日
0010558	新規付番	-
0010559	新規付番	-
0010560	新規付番	-
0010561	新規付番	-
0010562	新規付番	-
0010563	新規付番	令和8年4月1日
0010564	新規付番	-
0010565	新規付番	令和8年4月1日
0010566	新規付番	令和8年4月1日
0010567	新規付番	令和8年4月1日
0010568	新規付番	令和8年4月1日
0010569	新規付番	令和8年4月1日

			0010570	新規付番	-
			0010571	新規付番	令和8年4月1日
			0010572	新規付番	-
			0010573	新規付番	令和8年4月1日
			0010574	新規付番	令和8年4月1日
			0010575	新規付番	令和8年4月1日
第5.0版	令和6年3月28日	誤記訂正等	0010026	訂正	令和8年4月1日
			0010529	訂正	-
			0010439	訂正	令和8年4月1日
			0010453	訂正	-
			0010535	訂正	令和8年4月1日
旧氏の振り仮名 対応に係る想定	未定	旧氏の振り仮名政令改正に伴う修正等	0010536	削除	令和8年4月1日
			0010019	削除	令和8年4月1日
			0010021	削除	令和8年4月1日
			0010541	削除	令和8年4月1日
			0010542	削除	令和8年4月1日
			0010543	削除	令和8年4月1日
			0010050	削除	令和8年4月1日
			0010545	削除	令和8年4月1日
			0010152	削除	令和8年4月1日
			0010557	削除	令和8年4月1日
			0010558	削除	-
			0010559	削除	-
			0010560	削除	-
			0010561	削除	-
			0010562	削除	-
			0010329	削除	令和8年4月1日
			0010564	削除	-
			0010530	削除	令和8年4月1日
			0010566	削除	令和8年4月1日
			0010567	削除	令和8年4月1日
			0010568	削除	令和8年4月1日
			0010569	削除	令和8年4月1日
			0010570	削除	-
			0010471	変更なし	令和8年4月1日
			0010571	削除	令和8年4月1日
			0010572	削除	-
			0010576	新規付番	令和8年4月1日
			0010577	新規付番	令和8年4月1日
			0010578	新規付番	令和8年4月1日
			0010579	新規付番	令和8年4月1日
			0010580	新規付番	令和8年4月1日

0010581	新規付番	令和8年4月1日
0010582	新規付番	令和8年4月1日
0010583	新規付番	令和8年4月1日
0010584	新規付番	令和8年4月1日
0010585	新規付番	令和8年4月1日
0010586	新規付番	-
0010587	新規付番	-
0010588	新規付番	-
0010589	新規付番	-
0010590	新規付番	-
0010591	新規付番	令和8年4月1日 (一部機能除く)
0010592	新規付番	-
0010593	新規付番	令和8年4月1日
0010594	新規付番	令和8年4月1日
0010595	新規付番	令和8年4月1日
0010596	新規付番	令和8年4月1日
0010597	新規付番	令和8年4月1日
0010598	新規付番	-
0010599	新規付番	令和8年4月1日
0010600	新規付番	-

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	修正 0010576 0010536		日本人住民について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることう。(シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。ただし、転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」と同じ日付を保持することとする。 なお、指定都市においては、「住民となった年月日」は市の住民となった年月日を入力するため、区間異動時には「住民となった年月日」を引き継ぐ必要があり、住民票の写し等の証明書上にも表示する。 生年月日については、住基ネット上は、日本人住民は和暦で管理されていることから、住民登録システムにおいても日本人住民は和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を備えること。 住所、本籍、転入前住所、転出先住所については、都道府県名についても省略せずに管理すること(1.1.2についても同様)。 「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているデータ要件の標準に基づき、住民種別については日本人住民・外国人住民を、住民状態については住登者・転出者・死亡者・その他消除の区分を管理することとする(1.1.2についても同様)。 抑止フラグはエラー(処理不可)、アラート(処理可)をはじめ複数に分けて管理することも可能である(1.1.2についても同様)。 戸籍の表示(筆頭者)の振り仮名については、ベンダ意見照会の中で現在も管理していないため不要との意見が多かったことから、管理する項目としていない。 本仕様書において「振り仮名」は、日本人氏名及び旧氏における振り仮名を指す(旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「リカナ」とする。)	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010536から変更 旧氏の振り仮名改訂に伴い項目詳細一覧を修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理		0010002	日本人住民について、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	「旧世帯主(転入前の世帯主の氏名)」の情報は、住所地における戸籍の附票記載事項通知情報の入力に際し、任意項目であるため、標準オプション機能とした。		-
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理		0010003	外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)について、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) ※外国人住民の生年月日及び法第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。	◎	◎	◎	法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなった。その際、記載事項、通称の管理方法及び通称の履歴管理方法について規定された。 生年月日については、住基ネット上は、外国人住民は西暦で管理されていることから、住民登録システムにおいても外国人住民は西暦で管理することとする。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理		0010004	外国人住民について、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	-		-
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.3 個人票／世帯票		0010005	住民票を個人を単位として調製できること。 なお、個人を単位として調製できるとは、データの保有方法を問わず、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できる状態を指し、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能を備えているものとみなすこととした。	◎	◎	◎	法第6条第1項で「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を編成しなければならない。」と規定されていることから、本仕様書においては、住民票は個人を単位として調製するものとする。 なお、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調製している自治体が存在することから、そのような自治体においても、住民票の写し等の交付の際に個人を単位として出力できるようにする場合については、当該機能を備えているものとみなすこととした。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.3 個人票／世帯票		0010006	世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、20.1.3で規定する様式レイアウトのとおり、世帯連記式(データベース上は個人単位で管理し、帳票としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式)によっても出力できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.4 改製		0010007	住民票(原票)は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと。)を設げず、満欄による自動改製は行わないこと。 住民票(原票)は、任意のタイミングで手動改製ができること。 特別な事由(特別養子縁組、特別養子縁組離縁、性別の変更)がある場合、異動履歴を住民票(原票)に記載し、改製しないこととすることができるが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにすること。	◎	◎	◎	履歴が満欄になった場合、改製を行う自治体があるが、磁気ディスクにおいて住民票(原票)を管理する場合で、システム上の費用等の課題がない場合は、欄の大きさの上限を設げず、満欄による自動改製は行わないようとする。 住民票の写し等に記載する履歴が多すぎることを避けるというニーズや住民票の写し等に記載しない方が住民ニーズにかなう履歴があるというニーズに対して改製を行う自治体もあるが、これらについては、20.0.3(異動履歴の記載)において、住民票(原票)の記載事項から、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書に記載する履歴と記載しない履歴を区分できる機能を設けることで対応する。ただし、住民票(原票)については、満欄による自動改製を行わないこととして、法においては、市町村長の判断により改製が可能であることから、任意改製の機能も設けることとする。もっとも、住民票の写し等の証明書に記載する履歴については、20.0.3(異動履歴の記載)のとおり記載の有無を区分できることとしており、特別養子縁組、特別養子縁組離縁及び性別の変更についてはデフォルトで非表示となるため、ベンダ変更や市町村合併等の場合を除き、住民票(原票)に対する任意改製は実質的にあまり発生しないと想定している。 また、「市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる」(令第13条の2)とされていることから、改製する場合においても最新の履歴以外を移記することは許容されている。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.4 改製		0010008	改製を行った年月日を管理できること。	○	○	○	住民票(原票)に対する改製の有無を明らかにするため、改製を行った年月日を管理する。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010009	住民票(原票)を消除又は改製したときは、除票とすること。転出による消除については、転出予定期日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形では、「改製原住民票」という用語が用いられているが、改製された住民票(原票)は、制度上、除票に包含されるものであることから、本仕様書においては、「改製原住民票」という用語は用いず、「除票」に統一する。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010010	特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、養子の除票に係る転出先の住所を空欄にできること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010011	法第15条の3で規定する除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合、留意事項(1.1.4のC類型)に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力すること。	◎	◎	◎	デジタル手続法による法の一部改正(令和元年6月20日施行)により、住民票(除票を含む。)情報が情報システムで活用する行政事務の基盤(個人番号や住民票コードの原本情報)であること、所有者不明土地問題への対応等、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まり等を踏まえて、除票が公証基盤として法令上明確に位置づけられた。 これにより、除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておくことが必要であることから、除票の記載事項は修正しないこととした。よって、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項(1.1.4のC類型)に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力しておくこととする。 また、除票の記載事項ではない事項に誤記があることが判明した場合、留意事項(1.1.4のC類型)に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力できること。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010012	除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに統柄も管理しながら住民票の写し等の証明書を出力できること。	◎	◎	◎	転出予定期日までの前日まで除票ではなく通常の住民票として扱う必要があり、住民票の写し等の証明書を出力する際も、現存者として残存世帯員とともに出力できる仕組み又は操作手段を備える必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010013	除票の管理方法としては、除票となった後、9.3(除票用データベースへの移行)により除票用データベースに移行されるまでは住民登録システムデータベースに保管すること。除票用データベースに移行された後は、消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理すること。	◎	◎	◎	現行令上、除票は150年保存とされているが、除票の写しの交付請求において、除票となった当時のそのままの様式で出力するため、当時のシステム等を保有し続けることは、将来に渡り市区町村の大きな負担となり、そもそも、デジタル社会において効率的な運営とはいえない。 また、住民基本台帳の電算化を実施した時点で、既に除票となった時点での様式を出力することは不可能となっており、法における住民票の写し等の交付制度上も公証することされているものは、記載事項のみであるため、法制度上、除票の出力において、過去の様式を維持することまでは求められないものと解される。さらに、長期保存の除票の利用については、頻度も少ないと想定されることから、限定的な機能とシステムで運用することが適切と考えられる。そのため、長期的に見た場合に問題や膨大なコストが発生する可能性の低い除票データを別データベースで管理すること(30.1参照)。 また、データのレイアウトについては、連携やデータ移行が円滑化し、府内外のデータ連携がより容易となるとともに、地方公共団体が、性能・コスト等によりすぐれた標準準拠システムを提供する事業者に、自由に変更できる環境を実現するため、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準に従うこととする。 (技術的基準はシート「参照事項一覧」を参照)		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村					
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010014	ユーザインターフェースの工夫(例:1つの除票検索ボタンを押せば、ます住民登録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベースにある除票を検索する)により、簡単な操作で住民登録システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索することができる。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010015	1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、消除から5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010016	除票は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		0010017	除票固有の記載事項については、1.1.14(統合記載欄)に記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄		0010537	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、「基本データリスト」を参照すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	日本人住民の氏名については、出生届において名が未定の場合があるが、氏は必ず記載されることから、氏名の項目としては空欄を許容しない。 また、出生届は14日以内に届け出る必要があり、性別が空欄ができることがある。戸籍の記載において性別が空欄となっている場合は、原則としては、戸籍の取扱いに準ずることとなるため、戸籍に関する届出上許容されている場合は住民票の記載時は空欄とし、確定し次第、職権で記載する。 ※出生届に至らない子及び就籍の届出に至らない者については、1.1.12 参照。 児童養護施設へ入所する者については、世帯主や統柄の欄は空欄となる場合があり(総務省通知(昭和43年3月26日自治振第41号)第2問6)、空欄を許容することとする。 実例上、特別養子縁組の場合には、転入前住所を空欄としても差し支えないとされている。 個人番号については、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合であっても、届出の受理又は証明書の交付が必要となる場合が想定されるため、記入漏れを防ぐためアラートによる注意喚起を行いつつ、空欄を許容することとしている。 空欄を許容する項目について、構成員及び構成員に意見照会を実施したところ、かなり前から住んでいて住民となった年月日が分からない人がいるため、住民となった年月日は空欄を許容すべきであるという意見があつたが、基本的に空欄となるのは該当がないか、そもそも存在しない項目であり、住民となった年月日のように該当しない人や存在しない人がいない項目については、不詳日入力ができないことで問題なく、むしろ記載漏れでないことが確認できるため、住民となった年月日は空欄を許容しない項目として整理する。 なお、除票については、除票となった時点で制度上存在しなかった記載項目は空欄となり得るため、そのような項目については空欄を許容することとした。				令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	修正 0010577 0010019	請求に基づき、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除がされること。	◎	◎	◎	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010019から変更 請求に基づく旧氏の振り仮名の取扱いにかかる機能を追加修正	令和8年4月1日			
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称		0010020	申出に基づき、通称の記載及び削除がされること。	◎	◎	◎	平成21年の法改正により外国人住民も住民基本台帳に記録されることとなり、外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等について令に規定された。		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	修正 0010578 0010021	国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、旧氏及び旧氏の振り仮名又は通称を取り込むことができる。	◎	◎	◎	旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、旧氏の記載は請求登録は申出にに基づき、当該旧氏を引き続き記載するもので、国外転出時に記載していた旧氏を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。ただし、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とした住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降、国外からの転入時に戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されている場合は、転入の届出により当該旧氏及び旧氏の振り仮名を転入市区町村の住民票に記載する必要がある。 通称を登録したまま国外へ転出した者が、同一の市区町村に転入した場合においては、通称の登録は申出に基づき記載をするもので、国外転出時に記載していた通称を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010021から変更 旧氏の振り仮名の取扱いにかかる機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日			
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理		0010538	年月日は、暦上日に限り、許容すること。 ただし、1.1.1(日本人住民データの管理)、1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち1.1.1(日本人住民データの管理)に規定する生年月日、住民となった年月日、住所を定めた年月日、改製記載年月日、改製消除年月日及び外国人住民となった年月日並びに1.2.2(異動事由)に規定する項目のうち出生、死亡又は失踪に係る異動日については、暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)も許容するとともに、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。 1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する生年月日については、以下に規定する外国人住民の生年月日不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)、明治45年7月30日及び大正15年12月25日の設定も許容する。 年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。	◎	◎	◎	法施行前から住民である等、住民となった年月日が不明であるケースがあることから、住民となった年月日、住所を定めた年月日及び外国人住民となった年月日について、不詳日を許容する。 改製記載年月日、改製消除年月日及び再製記載年月日について原則不詳日は認められないが、古くから記録されている住民票において不詳となっている場合が考えられるため、不詳日の設定を許容することとした。 暦上日以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)については、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、戸籍側(本籍地)が修正せず、住民登録側では修正できないことがあることから、許容する。 また、構成員から記録され、改めて登録する場合に、改めて登録する場合に記録されているとの指摘があったことから、これらの日付も許容する。 同様に、「眞」と「不詳」の使い分けについても、戸籍システムでの整理と連動するため、住民登録側では整理しない。 外国人住民の住民票の生年月日の記載は、在留カード等の記載に合わせる必要があるため、生年月日が不詳の場合の在留カード等の記載に応じた入力を許容している。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理		0010023	住基ネットに送信する際は必要な変換を行うこと。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理		0010024	他システムとは「不詳」のまま連携し、不詳日の値については、住基ネットへ送付するコード定義に基づき規定する。 なお、この場合も、内部的には日付を保有しておくこと。	◎	◎	◎	内部的に日付がない場合、例えば、ある業務システムでは有効な個人番号が他の業務システムにおいては無効とされ、個人番号から特定の個人を検索した場合に該当しない等の個人番号連携エラーが発生するおそれがあり、住民登録システムと連携するシステム内部では年月日の全てを保有しておく必要がある。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理		0010025	みなし生年月日等を作成できること。	×	×	×	不詳日の場合、他業務システム側でそれぞれの都合に応じて前寄せ・後寄せを判断する必要があること(例:保険系業務において、加入者に有利となるよう後寄せする等)、また、みなし生年月日等を入力することとした場合、連携先においてみなし生年月日等が否かを判断できないとの意見があつたことから、住民登録システムとしては、みなし生年月日等は作成しない(「不詳」)のまま、他システムと連携する。なお、不詳日の値については、住基ネットへ送付するコード定義に基づき規定する。			-	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.9 年月日の表示		0010026	年月日は、住民票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。 ただし、1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日及び法第30条の45の表の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載・表示すること。 上記の記載・表示のため1.3.6(和暦・西暦管理)による適切な変換機能を備えていること。	◎	◎	◎	市区町村によって和暦と西暦が異なる上、三次元コード(JIS(JIS X 0510)により規格化されているものをいう。以下同じ)化やOCR読み込みで支障が出るため、本仕様書において、「西暦で表記すること」と整理しているもの以外は、全て和暦で表示することとする。 なお、これは証明書等で表示する際のルールであり、入力やデータの持ち方としては、和暦と西暦のどちらを用いても、記載・表示する際や他システム連携の際に適切に変換できれば差し支えない。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.9 年月日の表示		0010027	年月日(1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日及び法第30条の45の表の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日を除く)を、住民票の写し等の証明書又は画面表示において、西暦で記載・表示(併記を含む。)すること。 1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日及び法第30条の45の表の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日を、和暦で記載・表示(併記を含む。)すること。	×	×	×	-			-	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.10 世帯主		0010028	世帯主未設定を許容すること。	◎	◎	◎	世帯主が死亡した場合等、直ちに世帯主を設定できない場合がある。 養護施設に居住する児童の場合、世帯主の欄は空欄となる場合がある。			令和8年4月1日	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村					
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.10 世帯主		0010029	世帯主未設定の場合は、世帯主未設定の状態で他システムへ連携ができる。未設定世帯に属する世帯員を従前の統柄の状態又は空欄の状態で他システムへ連携ができる。	◎	○	○	-		令和8年4月1日		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 統柄		0010030	以下に示す統柄を管理できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) ※「世代」とは、「の」でつなげる個数を機械的に数えたものをいう。 (留意点) ・世帯主との関係を示す上で複数の表記があり得る場合、5.2で定める世帯員の記載順位において最も上位のものとすること(例:世帯主の父の兄の子が同時に世帯主の妻でもある場合、統柄は「妻」とする。) ・③を4世代以上つなげる必要がある場合(例:子の子の子の子の子)は、「縁故者」とすること。 ・外国人住民の統柄については、世帯主との統柄を証する文書(戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外國政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との統柄が明らかにされているもの)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票の除票の写し、住民票除票記載事項証明書によって確認した世帯主との統柄とすること。また、世帯主との統柄を証する文書等が提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世帯主との統柄は「縁故者」とすること。	◎	○	○	世代管理については、4世代以内で管理しているケースが多いことから、4世代までの管理とした。要領第2-1-2(2)-1-1(オ)に記載されている統柄を全て表示できる必要がある。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 統柄		0010031	「実装必須機能」に示す以外の統柄(例:祖父、祖母、おじ、おば、甥、姪、孫、家庭使用人、準世帯主、4世代以内で表記できない統柄)を管理できること。	×	×	×	市区町村によっては実装されている「準世帯主の登録が行えること。」のような準世帯主は、国民健康保険上の概念であるため、本仕様書では不要と整理した。 また、J-LIS提供の「既存住基システム改造仕様書」の統柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、「甥」、「姪」等、一部ペンドラでは入力できない可能性のある統柄が存在するが、分科会における議論の結果、これらは4世代以内で表記するか、4世代で記載できない場合は、「縁故者」として記載することで足りるため、これらの統柄に対応することは不要と判断した。		-		
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.12 本籍・筆頭者		0010032	本籍・筆頭者欄は、「なし」又は「不明」と記載できること。	◎	○	○	総務省通知(平成30年10月2日総行住第163号)によれば、就籍の届出に至らない者については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされている。 また、総務省通知(平成20年7月8日総行市第145号)によれば、出生届の提出に至らない子については、本籍・筆頭者欄を「なし」と記載することとされている。 また、実例上、記憶喪失等により本籍・筆頭者が明らかでない場合には「不明」と記載することとされている。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.13 宛名番号・世帯番号		0010539	宛名番号及び世帯番号は、自動付番できること。 宛名番号及び世帯番号はそれぞれ、最下位の1桁を除いて単純連番方式で付番し、最下位の1桁はチェックデジットとする。チェックデジットの算出方式はモジュラス11(M1W2~7)とする。余りが0又は1の場合、検査付番は0とする。また、本ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。	◎	○	○	外国人住民の宛名番号を日本人住民と異なる番号体系にしている市区町村等、宛名番号に意味付けを持たせている市区町村もあるが、今回、帰化、国籍取得及び国籍喪失の場合も、宛名番号を引き継ぐこととしたことから(4.5.3~4.5.5参考)、日本人住民・外国人住民を問わず、共通したルールに基づいて宛名番号を設定することとする。 構成員・構成員意見照会の結果、指定都市における区間異動の場合、宛名番号と世帯番号の付番ルールが区ごとに異なるため、カスタマイズになりやすいという意見があつたため、付番ルールを整理。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.13 宛名番号・世帯番号		0010034	指定都市における区間異動の場合、世帯番号は新規付番し、宛名番号は異動前と同一の番号を使用すること。	◎	-	-	指定都市における区間異動の場合、転入元の世帯の住民票(原票)が除票となり、新たに転入地の区で住民票(原票)が調製されることになるため、除票となった住民票(原票)と新たに調製された住民票(原票)で同一の世帯番号を使用することとすると、管理上不都合が生じる可能性があるため、区間異動の場合の世帯番号は新規付番することとする。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄		0010540	統合記載欄に異動履歴(A類型)及びそれに関する留意事項(B類型)並びに異動履歴に関係しない事項である備考(C類型)を入力できること。 留意事項については、直接関係する異動項目とひもづけて管理するとともに、20.0.3(異動履歴の記載)により統合記載欄に記載すること。他方、備考については異動履歴とは別に管理し、20.0.5(備考の記載)により統合記載欄に記載すること。	◎	○	○	従来、住民票(原票)の統合記載欄に記載されている事項は、以下のとおり、3つに大別することができる。 A類型…「年月日」/「異動事由等」/「記載等の種別」(届出・職権・申出・請求の別)で構成されるもの(20.0.3(異動履歴の記載)参照)(例)異動履歴・改製年月日 B類型…A類型にひもづく留意事項 C類型…それ以外の事項(備考) (各類型の記載例については、シート「統合記載欄B類型・C類型記載例」を参照) A類型については、1.2.1(異動履歴の管理)に規定する異動履歴として管理し、B類型及びC類型については、上記に掲げる内容を留意事項及び備考としてそれぞれ記載することとする。住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出があつた場合、A類型については20.0.3(異動履歴の記載)に規定するように項目ごとに欄を細分化せず、統合記載欄に記載することとし、B類型については関係する異動履歴のうち直接対応する異動項目と併せて記載することとする。他方、C類型については異動履歴とひもづくものではないため、異動履歴とは別に記載することとする。なお、C類型に記載されている内容に変更が生じた場合(例:事実上の世帯主が変更又は削除となった場合)においては、変更前の履歴を残したままC類型の備考を入力することを想定している。 証明書における統合記載欄は、本人等若しくは国若しくは地方公共団体の機関による特別の請求又は第三者若しくは特定事務受任者による必要である旨の申出を受けて、いすれもプライバシー保護の観点等から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、記載できることとする。ただし、C類型のうち、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由・誤記の箇所及び誤記修正後の記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、当該内容については必ず統合記載欄に記載すること。なお、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略し、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。 なお、A類型の性別が変更があった旨、B類型の特別養子である旨の記載及びその離縁については、デフォルトで非表示とする。 氏名のカタカナ表記については、印鑑登録証明に係る事務処理上の必要性によるものであることから他システムと連携できる形式でデータを保持する必要がある。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄		0010036	除票にあつては、これに加え、統合記載欄に除票固有の記載事項を記載すること(20.1.4(住民票の除票の写し)参照)。	◎	○	○	-			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄		0010037	異動履歴については自動で作成されること。	◎	○	○	-			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄		0010038	異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。 一般市区町村において表記しない場合は留意事項について自由入力できること。	◎	○	○	中核市市長会ひな形においては、異動事由ごとに、あらかじめ登録した備考文をもとに備考が自動編集できることとしているが、本仕様書では、異動に関する事項はA類型の異動履歴として自動で記載されることとした。また、留意事項の自動入力については、市区町村照会において政令市から事務運用の効率上必要なとの意見があつたことを踏まえ、一般市区町村については標準オプション機能として整理した。他方、異動履歴にひもづかない備考の文例や自動入力の事由は設けないこととする。			令和8年4月1日	
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄		0010039	備考については自由入力できること。ただし、特別養子縁組である旨及びその離縁に関する留意事項については以下の文言を含めること。 ・特別養子縁組となった場合:「特別養子縁組」 ※ 特別養子縁組に当たり、養子が転出し、消除された住民票にあつては転出先住所(予定)及び転出先住所(確定)の異動項目と、特別養子縁組に当たり、養子が転入して作成された住民票にあつては転入前住所の異動項目とひもづけて記載。 ・特別養子縁組を離縁した場合:「特別養子縁組離縁」 ※ 特別養子縁組離縁に当たり、養子が転出し、消除された住民票にあつては転出先住所(予定)及び転出先住所(確定)の異動項目と、特別養子縁組離縁に当たり、養子が転入して作成された住民票にあつては転入前住所の異動項目とひもづけて記載。	◎	○	○	-				令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市町村			
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ		0010040	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力ができる。メモ入力されたものについては、住民票の写し等の証明書に出力されないこと。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形では抑制設定に限定してメモ機能を記載しているが、準備成員からの意見を踏まえ、メモ機能については、1.1.14(統合記載欄)に記載したもの以外の証明書に出力しない事項について、限定せずに記載できる機能とした。また、メモは個人単位で保持しているメモを複数に分割して管理することも可能である。なお、個人情報保護の観点にも十分留意の上で記載することが重要である。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ		0010041	メモを入力した者の操作者ID及び日時が記録されること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ		0010042	メモの修正・削除について履歴管理すること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	修正 0010579 0010541		支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票(原票)及び除票(原票)に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民登録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票(原票)及び除票の当該表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) なお、支援措置対象者の相手方及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、住民登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票(原票)の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。	◎	◎	◎	総務省通知(令和4年3月31日 総行住第32号、総税固第8号)で「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の様式例を示し、申出書に記載する事項を例示しており、左記の項目を抜粋した。 除票の場合は、住所の履歴、転出届に基づいて記載した転出先住所(予定)、転入通知に基づいて記載した転出先の住所にも現住所が表示される可能性があり、データベース上で確認できる必要がある。 支援措置においては、申出がなされたから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、仮支援措置の有無についてもデータベース上確認できる必要がある。 10.3(操作権限管理)において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができるとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理等について、管理できるものである。 本籍地について、住所の変更がない場合であっても本籍地が複数回変更することがあり得ることから、現住が記載されている戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しを保存している全ての市区町村で支援措置を講ずる必要がある。 なお、支援措置対象者の氏名及び宛名番号、併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求める事務及び住所等並びに支援措置の期間以外の項目については、準備成員への意見照会の結果、宛名システム等で支援措置対象者に係る情報を管理しているとの意見が多く見られたため、住民登録システム以外のシステムでのデータベース構築を可能とした。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010541から変更 旧氏の振り仮名政策改正に伴い「項目詳細一覧」を修正	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.17 郵便番号		0010044	住所、転入前住所、転出先住所(予定)及び転出先住所(確定)の郵便番号を管理すること。	◎	◎	◎	構成員及び準備成員に意見照会を実施した結果、自市区町村内の住所、転入前住所及び転出先住所とも、郵送の二一ズが一定以上あるとの回答が多かったため、便宜的に管理項目とする。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 振り仮名・フリガナ	修正 0010580 0010542		日本人氏名の振り仮名及び日本人氏名の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 また、旧氏の振り仮名及び旧氏の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ(本人への確認の有無を示すフラグ)を管理すること。 なお、日本人氏名及び旧氏の振り仮名、旧氏の振り仮名並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。	◎	◎	◎	日本人氏名及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とされたことから、本仕様書において「振り仮名」は日本人氏名及び旧氏の振り仮名を指す(旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。)。 なお、日本人氏名の振り仮名は、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として住民票に記載されることがあるが、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内に限り、戸籍の筆頭に記載されている者は氏の振り仮名を戸籍における振り仮名の届出をできるとされていることから、日本人の氏又は名のそれぞれの振り仮名が戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」が必要となる。当該フラグが立っていない日本人氏名の振り仮名については、法第7条の記載事項として記載された振り仮名ではなく、住民登録システムで事実上保持している振り仮名となる。また、氏のみ又は名のみの振り仮名のみを戸籍において振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携された場合において、連携された氏又は名の振り仮名のみを上書きして当該振り仮名に上記フラグを立て、連携されていない氏又は名の振り仮名については従前の振り仮名データを維持することに留意すること。除票においては、氏名の振り仮名が記載されている者と記載されない者が混在し続けるため、令和5年改正戸籍法の施行日から1年経過した後も「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」による管理が必要である。 旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を請求することができるところから、旧氏の振り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。 並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村が住民登録の整理のために管理上、必要であるということで便宜的に記載されていることから、2.1.2(検索文字入力)や2.1.3(基本検索)における検索項目として活用できることとしている。 また、要領第2-1-(2)-アにおいて、「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。」とされているものであるが、実際には本人に確認できたものとできていないものがあることから、本人に対する確認の有無を区別するため、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナについて本人への確認の有無を示すフラグを住民登録システムにおいて管理することとする。 現在、「旧氏のフリガナ」を住民票の記載事項とすることについて、検討を進めしており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010542から変更 旧氏の振り仮名政策改正に伴い、「旧氏の振り仮名公証フラグ」に関する機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 振り仮名・フリガナ	修正 0010581 0010543		日本人氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。	◎	◎	◎	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010543から変更 旧氏の振り仮名政策改正に伴い、旧氏の振り仮名について拗音等を区別する機能を追加修正	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 氏名優先区分		0010046	郵便物の送付先の記載に対して氏名優先区分(例:外国人住民について、通称のみの記載を希望するか、本名のみの記載を希望するか。)を管理すること。	○	○	○	外国人住民に対して郵便物を送付する際、通称のみ記載してほしい、又は、本名のみ記載してほしいといった要望に配慮した対応をするために、どの類型かを示す氏名優先区分を必要とする市区町村があつたが、必ずしも全市区町村においてそのような運用をしているとは限らないことから、標準オプション機能とする。当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称が記載されることとする。 なお、通称が登録されていない者においては、以下理由から「氏名(漢字)」、「氏名(ローマ字)」の順で表示すること。 ・在留カードの記載は原則としてローマ字氏名だが、入管法規則第19条の7において、漢字圏の外国人からの申出により、特別に漢字氏名の併記が認められており、当該者については、社会生活上も漢字氏名を使用している可能性が高いこと。 ・J-LISの既存住基システム改造仕様書で示されている「住民票コード通知票」の宛名氏名の仕様においては、優先度の高い順に、通称、漢字氏名、ローマ字氏名とされており、既に既存の住民登録システムにおいても、上記の優先順位に基づいてシステムを構築、事務処理を行っている団体が相当数あることが想定されること。		-
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理		0010047	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する異動履歴(留意事項の異動を含む。)は、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理		0010048	別途管理している操作者ID及び操作日時(10.2参照)については、異動履歴とひとづけることができること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理		0010049	異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 ・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。 なお、世帯ごとに共通のデータも個人ごとに保持する。 ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。 (例示については、シート「参照事項一覧」を参照)	◎	◎	◎	特別の請求又は必要である旨の申出を受けて住民票の写し等に記載される異動履歴については、市区町村・ベンダごとにデータ構造が様々であるが、準備成員への意見照会の結果を踏まえ、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式を採用することとする。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	修正 0010582 0010050		システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行え ること。 また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分に マッピングがされること。 異動事由は、以下のとおり区分すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	異動事由等についても、今後のデータ連携等の検討のため、標準化すべきであることから示すもの。 前提として、本仕様書において異動事由「コード」というデータベースの物理的な異動事由コードのラインナップは定義して いない。本仕様書の「区分すること。」は、各社のパッケージの異動事由コード及び付随する区分が、本仕様書の論理的 な区分にマッピングできることと考える。 本仕様書では、法第30条の6において市区町村長が住基ネットを通じて都道府県知事に本人確認情報を通知する際の異 動事由について、規則第11条で定める異動事由に基づく分類を行っている。その他、世帯変更届に基づく異動事由や異 動の取消し等の必要な異動事由を設けている。 出生、死亡又は失踪の日付以外にも移行データにおいては不詳日が存在したが、本仕様書としては通常ケースを想定し た記載で足りるため、出生、死亡又は失踪の日付以外の異動日に不詳の記載は設けない。 また、一部の異動事由について、該当する例を挙げれば、以下のとおりである。 ・国外転入等(例:国外からの転入、法第30条の40転入及び法第30条の47届出) ・異動の取消し(例:転出や死亡等の異動を取り消す場合) ・職権消除等(例:実態調査、失踪の届出に基づく職権消除等) ・異動の取消し(例:転入や出生等の異動を取り消す場合) ・世帯変更(例:甲世帯の世帯員の一部が乙世帯の世帯員となった場合) ・異動の取消し(例:転居や世帯変更等の異動を取り消す場合) なお、職権記録書はシステムに職権記録データとして保持されているという理解であり、職権記録書を作成する機能は設 けていない。 (技術的基準はシート「参照事項一覧」を参照)	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010050から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い「項目詳細一覧」を修正	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.1 入力場所・入力端末		0010052	システムログや証明書発行管理に使用するため、住民登録システムを使用する 場所として、本庁・支所・出張所・住民登録システム利用課等の入力場所及び入 力端末等の登録管理ができること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 システムログや証明書発行管理に使用するための住民登録システムを使用する場所(本庁・支所・出張所・住民登録シ ス템利用課等の入力場所)及び入力端末等を管理する機能が必要。 なお、当該機能については、標準準拠システムで実装するか、共通基盤等で実装するかを問わない。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.1 入力場所・入力端末		0010053	指定都市においては、行政区(総合区を設置している場合は総合区。以下同じ。) (区役所)を管理できること。	◎	-	-	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理		0010054	住居表示・区画整理等におけるデータ及び住所を設定することができる地番(特 殊地番を含む。)をマスタ管理・表示できること。	◎	◎	◎	住所を入力する際、設定できる住所であるかの判定を行うため、住居表示においては現存する住居番号、地番において は住所を設定することができる地番(特殊地番を含む。)を管理する必要がある。 なお、住居表示・区画整理等における一括処理については9.7(住所一括変更)に記載。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理		0010055	ソート機能のため、番地・枝番・部屋番号等を数値によりコード管理できること。 なお、番地・枝番・部屋番号等が文字列の場合も数値に変換した上で管理すること。	◎	◎	◎	市区町村照会において、レコードを住所順にソートする場合に番地等を数字で構成する項目が必要との意見があつたこと を踏まえ番地・枝番等のコード管理について記載した。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		0010056	必要に応じ速やかに、最新の住所情報に更新すること。国名又は地域名について は、毎年、最新の情報に更新すること。ただし、本籍地等の(旧)町名等が入力でき ること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		0010057	住所情報は、職員でも容易に修正できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		0010058	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、都道府県市市区町村コード、町字コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されて いる「基本データリスト」に従うこと。	◎	◎	◎	全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないこととした。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		0010059	あわせて、郵便番号についても管理できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		0010060	住所力ナ入力(例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のよう に、住所の頭の数文字を入力することをいふ。)をすることで、郵便番号及び住所 が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、住所が自動で入力さ れること。	◎	◎	◎	分科会における議論の結果、住所力ナ入力も郵便番号による住所入力もともにニーズがあると判断し、両機能を盛り込む こととした。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		0010061	住所及び本籍について都道府県名一市区町村名一大字一小字の順に一覧表か ら順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理		0010062	方書(アパートやマンション、寮等)を登録管理できること。 また、住所に応じた方書がひもづけられていること。 なお、これらのマスタ情報は職員管理を前提としており、容易にできること。	◎	◎	○	中核市市長会ひな形に付記 また、方書が住所にひもづけられている旨、職員管理が前提である旨を追記。 なお、住所選択における方書候補表示の機能については、4.0.7(方書入力補助)に記載。 構成員及び準構成員に意見照会をしたところ、特に小規模市市区町村の中には、住民登録システムを用いず、職員が管理 をするケースもあるという意見があつたことから、当該機能を用いるか用いないかは市区町村の判断とする。 都市部においては大型マンションの建設が進んでおり、方書管理は必要。 また、住所を表記する際、市区町村ごとに定める一定戸数以上の部屋番号は方書ではなく住所の枝番号として記載する ため、住所記載の正確性の観点でも住所に応じた方書がひもづけられていることは必要。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理		0010063	方書のカナを登録管理できること。	○	○	○	-		-
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理		0010064	住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特 殊な方書を登録管理できること。	○	○	○	私設私書箱、漫画喫茶、簡易宿泊所、ウィークリーマンション、カブセルホテル等住所登録できない場所を登録管理する という意見があつたが、一層の確認を要することを認識するための目的であれば、一部の団体の利用に留まることが想定さ れるため、標準オプション機能とした。		-
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理		0010065	市区町村の区域を複数の区域に分割した地区について登録管理できること。	○	○	○	市区町村へ照会したところ、町内会、自治会、学区域やいくつかの集落の集まりである、いわゆる「行政区」等市区町村の 区域を複数の区域に分割した任意の地区について住民登録システムにおいて管理することについて、一定のニーズが あつたことから標準オプション機能として記載。		-
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.6 和暦・西暦管理		0010066	和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報を管理できること。	○	○	○	中核市市長会ひな形を踏襲		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.6 和暦・西暦管理		0010067	元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応ができること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.7 公印管理		0010068	市区町村長及び職務代理者の公印を管理できること。	○	○	○	中核市市長会ひな形を踏襲		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.7 公印管理		0010069	指定都市の場合は他区長及びその職務代理者の公印を管理できること。	○	-	-	-		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村				
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理		0010070	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.1.1(住民票の写し)、20.1.3(住民票の写し・世帯連記式))、20.1.4(住民票の除票の写し)、20.1.2(住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書)、20.3.2(転出証明書)、20.3.3(転出証明書に準ずる証明書)、20.4.1(住民票コード通知票)、20.4.2(住民票コード変更通知票)及び20.4.3(住民票コード修正通知票)に関するものは、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 (シード「項目詳細一覧」を参照) また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理するとともに、広域交付住民票の場合についてはCSへの送信履歴をもって交付履歴と同様の取扱いとし、同様に管理すること。	◎	◎	◎	交付履歴を含む証明書の発行状況は、情報開示請求の際等に必要となる。 また、交付履歴の保管期間は、情報開示請求対応期間を根拠とした(市区町村の多くは、保存期間を1年又は2年(まれに3年)と規定)が市区町村ごとに異なるため、市区町村が定められることとした。 なお、コンビニ交付の場合の交付履歴についても、同様の項目を管理すること。			令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理		0010544	指定都市においては、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.1.1(住民票の写し)、20.1.3(住民票の写し・世帯連記式))、20.1.4(住民票の除票の写し)、20.1.2(住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書)に関するものは、市が定める期間、手数料の有無を管理すること。	○	-	-	手数料の有無にかかる項目を管理することによって、集計等の業務効率化の資するものと考えられることから、人口規模の大きい指定都市においては標準オプションとした。			-
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理		0010071	市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。	×	×	×	-		-	
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.9 認証者		0010072	証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏名を管理できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形を踏襲 認証者を管理する件数については、2件で足りるため、「2件以上」ではなく「2件」と明記。			令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.9 認証者		0010073	期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるように職務代理者期間を管理できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.9 認証者		0010074	指定都市においては、他区長及び職務代理者の職名・氏名を管理できること。	◎	-	-	指定都市においては、証明書の発行等の事務は区長の権限で行うこととされていることから、区長と区長の職務代理者を管理できることとする。			令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.9 認証者		0010075	証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。	×	×	×	要領第2-4-1-⑥-1に、「記名押印」と定められていることから、「〇〇長 公印」のように氏名を空欄とする記載は許容されない。			-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.1 検索機能		0010076	システム利用者(操作者ID単位)ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値(検索履歴)については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。 また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用した新たな検索にも対応できること。	◎	◎	◎	業務効率化の観点から、検索パラメータの履歴保持は有効。 宛名番号、個人番号、氏名等は、既に個人が特定されている情報であるため設定値の保存は不要との考えもあり得るが、同一個人を別処理にて検索する際には、特定された検索キーであっても再検索できる方が業務効率化の観点には適していると考えられることから、設定値が保存される対象は限定しないこととした。 また、準構成員への意見照会において、保存数の上限を設定すべきであるとの意見があった。業務効率化の観点からは全ての履歴を保持する必要はなく直近の履歴で足りると考えられるが、適当な件数については各市区町村の処理数によって異なることから、一定の件数とした。 なお、権限、情報セキュリティ等の観点から、履歴保持は、システム利用者ごと(操作者ID単位)に実施できなければならない。			令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	修正 0010583 0040545		日本人氏名及びの振り仮名、旧氏の振り仮名並びに外国人氏名及び通称のフリガナ(「2検索・照会・操作において「氏名の振り仮名等」という。)を登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。	◎	◎	◎	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010545から変更 旧氏の振り仮名改訂に伴い旧氏の振り仮名を追加修正	令和8年4月1日	
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力		0010546	以下のあいまい検索ができる。 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。 例「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴア」と「バ」、「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ビ」 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。 例「ツ」と「ツ」、「ヤ」と「ヤ」、「ユ」と「ユ」、「ヨ」と「ヨ」 ・氏名(外国人住民における「氏名(ローマ字)」及び「氏名(漢字)」を含む。)や氏名の振り仮名等で文字列一致検索(完全一致・部分一致)ができること。 ・名(氏名の名)のみの検索ができる。 ・氏と名との間のスペースを無視した検索ができる。 ・氏名の振り仮名等検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。 ・長音の有無を無視できること。 ・入力ゆらぎ対応として「-」(全角長音)と「-」(全角ダッシュ)と「-」(全角マイナス)と「-」(全角ハイフン)、「-」(半角長音)と「-」(半角ハイフン、マイナス)、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき両方が該当として処理されること。	◎	◎	◎	氏名の振り仮名等を登録している場合は、清音、濁音のあいまい検索は、ニーズも高く、検索結果漏れをなくす観点からも重要と判断。 あいまい検索機能を提供することによって、清音、濁音、半濁音、ハイフン、長音等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。			令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力		0010079	以下のあいまい検索ができる。 ・検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができる。 例:検索文字の例 「边」で検索時は「邊」、「邊」、「邊」、「邊」等、	◎	◎	○	あいまい検索機能を提供することによって、異体字等を区別しない検索を可能とするニーズが高いと判断。異体字検索について中核市レベルのニーズが高いのに対して、小規模市町村におけるニーズは高くないとの準構成員からの意見を踏まえ、一般市町村においては標準オプション機能とした。			令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力		0010080	(株)や(有)等の記号を入力及び検索できること。	×	×	×	(株)や(有)等の記号は、法人名(税の宛名管理等)で用いられる事はあるが、住民登録システムとしては不要であり、仮に必要であったとしても、外字としてではなく、「(株)」や「(有)」という形(3文字)で対応できることから、不要。			-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010081	氏名(ローマ字・漢字を含む。)・旧氏・通称・氏名の振り仮名等・生年月日(西暦・和暦)・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・該当住民票を消除了した事由・個人番号・住民票コード・住民種別(日本人、外国人)・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。また、除票となった者の統合記載欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名等・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に限り、空欄を指定して検索できること。 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面に入力して、マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 旧氏、宛名番号、世帯番号、特別永住者証明書番号については、検索ニーズがあると判断した。 また、氏名(ローマ字・漢字を含む。)・旧氏・通称・氏名の振り仮名等を過去のものを含め横断的に検索できる氏名索引機能は、検索の効率化に有効。 分科会における議論の結果、交付請求者については、氏名はもちろん、郵便請求、第三者請求の区別も管理していない市区町村が多いため、検索キーとして不要。 また、「異動者一覧上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「住所コード」「住民票コード」を確認できること。」「異動者一覧から選択した住民の世帯状況が同一画面にて表示でき、世帯構成員・現住所が確認できること。」のような異動者一覧で確認できる必要がある項目については、画面についての機能であり、本仕様書には記載しない。 空欄となっている項目についての検索機能は、1.1.6(空欄)において空欄を許容している項目があることから機能として必要と整理した。			令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010082	指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区の選択も可能であること。また、異動者一覧を表示している状態で、行政区単位の絞込みができる。	◎	-	-	指定都市における行政区単位での絞込みは、区ごとに管轄が変わることで、作業の効率化のため実装必須機能とする。			令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010083	複数の条件を掛け合わせた検索や項目内の部分検索を実施できること。また、これらの検索で処理日等の項目で期間を指定して検索できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010547	異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、氏名の振り仮名等、住所、住所コード、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	◎	◎	◎	氏名(ローマ字・漢字を含む)・旧氏・通称・氏名の振り仮名等を過去のものを含め横断的に検索できる氏名索引機能は、検索の効率化に有効。氏名のみならず住所についても過去のデータを横断的に検索するニーズが高いとの準備成員からの意見を踏まえ、追記。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010085	検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010086	西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010088	個人や世帯を検索、選択後、該当者の1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民のデータの管理)のデータをCSV形式で出力する機能を備えること。	○	○	○	市区町村によっては、住民異動届に関する書類について、住民からの口頭の申出をもとに職員が作成を行う、いわゆる「書かない窓口」等を導入しているが、こうした、ペーパーレス化、書面主義の見直しを行う場合に住民データのCSV出力機能が有効との意見があつたことから、標準オプション機能として整理した。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		0010089	異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索(絞込み)ができるること。	×	×	×	「異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索(絞込み)ができること。」のような絞込み検索については、複数条件検索ができるのであれば不要。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会		0010090	個人や世帯を特定した後に、1.2.1(異動履歴の管理)に規定する住民の異動履歴並びに通称の記載及び削除に関する事項を照会できること。	◎	◎	◎	入力の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できるようにするために、入力場所の履歴照会機能は必要。また、令第30条の17において、外国人住民については、通称の記載及び削除に関する事項が住民票の記載事項として定められており、婚姻等の身分行為による通称変更の申出等があつた際に、これまでの通称の異動履歴を参照することが想定されるため、別途規定した。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会		0010091	1.2.1(異動履歴)に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会できること。	◎	◎	◎	届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必要があることから、どちらの日付でも照会を可能にする。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会		0010092	同一住民(再転入者等)を単位として複数の住民票・住民票の除票にわたって履歴を照会できること。その際、宛名番号による照会又は氏名、生年月日、性別及び住所(以下「情報」という。)による照会のいずれにも対応できること。	○	○	○	-		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.2 交付履歴照会		0010093	個人を特定した後に、1.3.8(交付履歴の管理)に規定する証明書の交付履歴(20.1.1(住民票の写し)、20.1.3(住民票の写し・世帯連記式)、20.1.4(住民票の除票の写し)、20.1.2(住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書)、20.3.2(転出証明書)、20.3.3(転出証明書に準ずる証明書)、20.4.1(住民票コード通知票)、20.4.2(住民票コード変更通知票)及び20.4.3(住民票コード修正通知票)に関するもの)について、照会できること。なお、照会に当たっては、1.3.8(交付履歴の管理)に規定する項目から行えること。また、コンビニで交付された場合や広域交付住民票の場合も同様に照会できること。	◎	◎	◎	1.3.8(交付履歴の管理)に規定する交付履歴を照会する。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.3 文字コード照会等		0010094	漢字文字の入力・照会については、拡大して入力・照会ができるとともに、文字コードの照会ができること。	◎	◎	◎	戸籍上の文字との整合確認も行う実務上の要請から、当該機能は必要である。OSの拡大鏡機能を使用することも考えられるが、OSが不確定で、拡大鏡機能を備えているとは限らないため、機能として必要。単に文字イメージの拡大のみではなく、統一文字コード等の文字コードも確認できる方が良い。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.3 文字コード照会等		0010529	転出証明書における二次元コードを読み取り、そこから得られた行政事務標準文字图形名から文字の照会ができること。	○	○	○	転出証明書における二次元コードから行政事務標準文字图形名を取得できる機能を追加したことを踏まえ、行政事務標準文字图形名から文字の照会ができる機能を標準オプション機能とした。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援措置対象者照会		0010095	照会した支援措置対象者(併せて支援を求める者を含む。)の住民票データを確認する場合において、支援措置期間中又は仮支援措置期間中である旨が明示的に確認でき、1.1.16(支援措置対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。	◎	◎	◎	支援措置対象者を保護するため、支援措置対象者の相手方等に対して誤って支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを閲覧させる又は住民票の写し等の証明書を交付することを防止するため、照会時に住民票データを確認する場合において表示する全ての画面において、支援措置対象者であることを容易に確認できる必要がある。10.3(操作権限管理)において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができるとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、データベースの閲覧権限や閲覧項目、閲覧を実施する際の処理等について、管理できるものである。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.3 操作	2.3.1 処理画面		0010096	異動処理中の画面では、該当する異動処理名稱(「全部転入、一部転入、全部転出、一部転出、全転居、全一転居、一全転居、一転居」のように詳細に記載するか、「転入、転出、転居」のように簡易に記載するかは規定しない。)が表示されること。	◎	◎	◎	本項目は全体的には画面に関するものとして削除することも考えられるが、中核市市長会ひな形に位置づけられており、市区町村の関心も高い項目と考えられることから、標準として整理する。「業務の流れに最適な画面遷移が行えること。」「画面上で事務処理の流れが判別できること。」「異動事由ごとに展開する業務画面を設定できること(住民票転入→国保資格取得→年金資格取得→介護資格取得)。」のような画面遷移や操作に関する項目は本仕様書では規定しない。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.3 操作	2.3.2 キーボードのみの画面操作		0010097	端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作ができること。	○	○	○	キーボードのみの画面操作は、操作に熟練した職員の処理速度向上や職員の労作度軽減のため、分科会における議論の結果、記載することとした。近年ではRPAで自動化する際、キーボード操作のコマンドを直接アプリケーションに送信することで、バックグラウンド処理で自動化が可能となるメリットもある。本項目は全体的には画面・操作性に関するものとして削除することも考えられるが、市区町村によって業務に大きな影響を及ぼしかねない部分であることから記載している。ただし、キーボードのみでの画面操作が可能な機能を実装していれば、他の操作を否定するものではない。		-
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010098	支援措置対象者に対する抑止、挿他制御(10.3参照)、その他の抑止を管理できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010099	各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止の開始日及び終了日設定ができること。抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	◎	◎	◎	分科会における議論の結果、抑止設定及び解除については、個人単位又は世帯単位いずれにも対応できることとし、市区町村が選べるようすることとした。なお、再転入者における抑止フラグについて、転出時に資格喪失となり抑止情報も消える想定であることから、転出以前の抑止フラグを引き継ぐことは想定されない。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010100	抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができる。また、抑止の一時解除については、厅内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む厅内各システムへのデータ連携は不要とすること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010101	一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010102	抑止・解除又は一時解除できる権限を個別に設定できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010103	検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010104	抑止事由(支援措置、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等)を選択できること。	◎	◎	◎	支援措置(3.4参照)のほか、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等の事由の際、抑止機能が必要となることから、個別に書き込むのではなく、まとめて整理した。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	-		0010105	抑止については複数設定できること、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル(エラー・アラート)の設定ができること。	◎	◎	◎	市区町村照会における、1名の者に対して、抑止事由を複数設定する場合があるとの意見を踏まえ、複数設定できる機能を設けることとした。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会 抑止	-		0010106	証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付及びCSに対しても自動連携されること。また、団体内統合宛名システムに情報提供ネットワークシステム上の不開示・自動応答不可設定要求が送付されること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会 抑止	-		0010107	コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.2 他システム連携	-		0010108	抑止設定及び解除について印鑑登録システム、並びに宛名システム等にデータ連携できること。	◎	○	○	中核市市長会ひな形を踏襲		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.3 消除対象者記載	-		0010109	(転出や死亡等)消除された世帯構成員も含めて住民票の写し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができる。	◎	○	○	中核市市長会ひな形を踏襲 消除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があるため、抑止対象とする必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010110	支援措置対象者(併せて支援を求める者を含む。以下同じ。)が含まれる住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を実施しようとする際に、エラーとすることができる。	◎	○	○	支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上で、エラーを解除することとする。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010111	支援措置責任者は、1.1.16(支援措置対象者管理)の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報を確認できること。審査の結果、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を行つ場合には、エラーを解除できること。	◎	○	○	支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は、慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上で、エラーを解除することとする。 10.3(操作権限管理)において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができるとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所を非表示とすることも妨げられていない。また、支援措置の申出をした者が区間異動を行つた場合、異動先区において異動元区で講じていた支援措置情報を参照することは、操作権限の工夫により可能とする。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010112	住民基本台帳に記録された者について支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、住民登録システムから戸籍附票システムへ連携できること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010113	支援措置の期間設定は1年とし、支援措置の開始年月日を入力すると、支援措置の終了年月日が自動的に設定及び表示され、必要に応じて修正できること。 (例)開始年月日が令和2年4月1日の場合、終了年月日が令和3年3月31日に自動的に設定される。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010114	支援措置期間の延長処理を行えることとともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。	◎	○	○	支援措置期間の延長については個別の事情に応じ、延長処理申出受付期間については制限を設けないこととしたが、要領第5-10-キで規定されているとおり、「支援措置の期間終了の1ヶ月前から、支援措置の延長の申出を受ける」運用が想定される。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010115	延長処理に先立ち20.5.1の支援措置期間終了通知を出力できること。また、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置対象者の住民票を参照する際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること。	◎	○	○	延長漏れを防止するため、支援措置の期間終了の一ヶ月前からアラートを表示することとする。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010116	支援措置の期間が終了しても延長されないときは、支援措置対象者の住民票を表示する端末画面において、支援措置の期間が終了している旨のアラートを表示できること。	◎	○	○	3.1(異動・発行・照会抑止)にあるように、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこととしている。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010117	支援措置対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき、支援措置の期間を経過し、延長がなされなかつたときその他市区町村長が支援の必要性がなくなったと認めるときは、支援措置を終了できること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010118	申出がなされてから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの期間においても、被害者保護のため、支援措置対象者が含まれる住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付を実施しようとする際に、仮支援措置として、エラーとできること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010119	当初受付市区町村は、支援措置対象者が転出した場合においても、転出・転入処理期間中に支援措置が必要となる場合に支援措置が終了することのないよう、仮支援措置として、前住所地市区町村としての支援措置が継続されるよう自動で切替えることができる。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010120	仮支援措置については、自動的に解除されるものではないが、仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超えた対象者が存在する場合には、常時又は住民登録システム開始時及び終了時にその旨を表示できること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010121	支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	○	○	○	要領5-10-ウの、申出者に対する支援の必要性の確認の結果の連絡については、市区町村における支援措置の方針や処理件数により取るべき手段が異なることから、標準オプション機能とした。		-
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010122	支援の延長処理を実施後、申出者に支援措置を延長する旨の通知を出力できること。	○	○	○	-		-
機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	-		0010123	他の市区町村へ対象者情報を通知する際に使用する鑑文帳票を出力できること。	○	○	○	-		-
機能要件	3 抑止設定	3.5 住民異動不受理	-		0010124	住民異動不受理申請による抑止設定を行うこと。	×	×	×	戸籍法第27条の2第3項で、創設的届出における不受理申出について規定され、認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚届出について、本人以外から届け出られても受理されないように事前の申出ができるとされているが、法では「住民異動届出不受理申請」の規定はない。 異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことはできない(アラート24参照)。		-
機能要件	4 異動	4.0.1 異動者	-		0010125	異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前に住民である異動処理(例:転居、転出、死亡等)については、対象者を住民データから選択できること。その際、基本検索により個人又は世帯単位で検索できるものとし、世帯を検索して対象者を選択する場合は、世帯の全部(当該世帯の全員を異動者とすることをいう。)又は一部(当該世帯の一部を異動者とすることをいう。)を選択できること(対象者の選択から全部又は一部を自動判断することを含む。)一部を選択する場合には、1人又は複数人の対象者を選択できること。	◎	○	○	住民基本台帳制度上、異動の対象は、全て個人であり、世帯が対象となることはない。世帯合併といわれるものは、A世帯(世帯主:X)とB世帯(世帯主:Y)とが、住所を異動することなく1つの世帯を構成する手続であり、B世帯の構成員(個人)全員がその属する世帯をB世帯からA世帯に変更するという個人単位の手続である。もっとも、実務上は、B世帯の構成員一人一人について個人単位で世帯変更を行うのは煩雑であると考えられ、「全部」を選択して一括して世帯変更を行うことにより、いわゆる世帯合併を行うことも可能である。この場合、本項目により、被合併世帯を選択できることとなる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.0.1 異動者	-		0010126	異動処理において、当該異動処理の対象者が、異動前は住民ではない異動処理(例:転入、出生等)については、異動者の情報を入力できること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.0.1 異動者	-		0010127	指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定することができること(区間異動(区間転入)を除く。)	◎	-	-	-		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			改定種別 (直前の版から改 定した項目の種 別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	機能ID				指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	4 異動	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	0010128	異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民となる又は引き続き住民である異動処理(例:転入、転居、出生等)については、全部(対象者のみで新たな世帯を構成することをいう。)又は一部(対象者が既存の世帯の一部となることをいう。)を選択できること。全部を選択する場合には、異動先世帯の情報の入力(異動先世帯における世帯主の設定及び世帯主以外の続柄の設定を含む。)ができる。一部を選択する場合には、基本検索から、対象者が一部となるべき世帯を選択でき、異動先世帯の内容を表示しながら必要な情報の入力(異動先世帯における続柄の設定を含む。)ができる。	◎	◎	◎	4.0.1(異動対象者)と本項目により、転居については、転居の類型(全部⇒全部、一部⇒一部、全部⇒一部、一部⇒全部)を選択(対象者や転居先の世帯、住所の選択から自動判断することを含む。)できることとなる。全部⇒一部、一部⇒一部の転居の場合には、転居先の世帯を特定し、世帯構成員を追加する処理を行うこととなり、全部⇒全部、一部⇒全部では、転居先の世帯を特定せず新しい住所を指定して処理を行うこととなる。 世帯合併の場合は、本項目により、合併世帯を選択できるとともに、被合併世帯の世帯員の、合併世帯における続柄を設定することができる。また、世帯分離では、分離後の新たな世帯に世帯主及び続柄を設定することができる。 また、本項目により、出生についても全部又は一部を選択できることとなるが、法対象外の外国人母から、子についての出生届出があった場合(父と母は別居かつ、実態上、子は母と同居)は全部出生というケースも想定される。 一部出生の場合は、出生の記載をする世帯を特定することとなる。 なお、転出先入力については、ここでではなく、4.1.3(転出)に記載する。		令和8年4月1日		
機能要件	4 異動	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	0010129	異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民でなくなる異動処理(例:転出、死亡等)については、1.1.5(除票)の定めるところにより、当該住民データを消除し、除票とすること。	◎	◎	◎	制度上、除票となっている世帯への転入はできない。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	0010130	指定都市においては、異動処理において、当該異動処理の対象者が異動後に住民でなくなる異動処理(例:転出、死亡等)について、区間異動の異動元区でも除票とすること。	◎	-	-				令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.3 異動日・処理日	0010131	異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。	◎	◎	◎	当該異動事由が発生した異動日と、当該異動に係る記載等を行った処理日、当該異動に係る届出を行った届出日(4.1.0.2参照)は異なり得るため、それぞれ分けて記載している。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.3 異動日・処理日	0010132	異動日は、デフォルトとしては空欄とすること。 異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。	◎	◎	◎	異動日は処理当日でないことが多い、異動日はデフォルトで表示はせず、空欄とすることとした。 職権記載、職権消除及び職権修正については、異動日は、当該記載等の効力が発生する日であり、通常は実態調査後、職権記載等決定の決裁日が異動日となる。 異動日は、転出を除き、過去しか認められていないので、処理当日以前の日のみを入力できることとした。なお、転出において、異動日に未来日を入力できることについては、4.1.3(転出)の項を参照。 また、異動日は、例えば、出生においては出生日、死亡においては死亡日であり、異動事由が「出生」の場合の異動日は出生日であることは明らかであるため、あえて出生日、死亡日等の異動日と別名の項目を設定することはしない。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.3 異動日・処理日	0010133	処理日は、処理当日が自動入力されること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.3 異動日・処理日	0010134	処理当日以外を処理日として入力できること。	×	×	×	-			-	
機能要件	4 異動	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	0010135	世帯主が世帯からなくなるが、残存世帯員が1人となる異動の処理を行う場合は、職権により当該残存世帯員を世帯主とする処理を行えること。また、その場合、4.0.5(世帯主変更依頼通知書)の規定に従い、世帯主変更通知書を出力することができる。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	0010136	世帯主が世帯からなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理を行おうとする場合は、アラートを表示し、当該異動処理の前に、世帯主変更を行うよう促すこと。 世帯主が世帯からなくなるが、残存世帯員が2人以上となる異動の処理を行おう場合は、引き続いて、4.0.5(世帯主変更依頼通知書)の処理が行えること。	◎	◎	◎	例えば、世帯主が転出する場合(世帯分離において、元々の世帯主が別の世帯に移る場合も同様)、通常は、転出処理の前に世帯主変更を行うことから、世帯主変更を行わずに残存世帯員が2人以上となる世帯主の転出処理を行おうとする場合は、アラートを表示し、転出処理の前に世帯主変更を行うよう促すこととする。ただし、世帯主変更を行わない状態で転出処理を行うこともあり得るため、そのような場合には、残存世帯員が2人以上の場合には、転出処理の後に引き続いて職権による世帯主変更を行うことができるようにする。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	0010137	世帯主が不在となる世帯の他の世帯員について、4.1(届出)を含めた異動処理が行えること。	◎	◎	◎	世帯主が不在となる場合に、世帯主設定の処理以外は不可とする市区町村や、職権の異動処理のみを可とする市区町村が存在するが、制度上、世帯主不在の場合であっても、届出があった場合は異動処理を行わなければならない。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	0010138	世帯主不在の世帯について、職権で世帯主を定めるかどうかを選択でき、職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することができる。職権で世帯主を定めない場合、世帯主変更依頼通知書と対象者リストを出力できること。	◎	◎	○	世帯主死亡等により世帯主不在となった場合における世帯主変更依頼の連絡又は世帯主変更の連絡の方法として、世帯主変更依頼通知書又は世帯主変更通知書を発行するという方法と、電話連絡にて行い、変更するという方法の2つの運用方法がある。 分科会内の議論においては、複数の中核市等以上の人口規模の自治体から、通知書が必要であるとの意見があり、また、住民基本台帳業務において、電話番号は必須記載事項ではないため、電話による連絡がそもそも不可能であるとの意見もあったため、本仕様書においては、通知書による方法を採用する。 その一方で、一般市程度の人口規模の自治体からは、電話等の連絡手段を用いているとの意見もあったため、当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	0010139	世帯主変更依頼通知書及び世帯主変更通知書については、残った世帯員から、5.2(世帯員の並び順)に基づき、世帯主が消除される前の状態で住民票上記載される最上位の世帯員に送付すること。	◎	◎	○	通知書の宛名は、残った世帯員の中から、配偶者、第1子、第2子の順に、世帯主候補者となる者に通知しているとの意見やペンダの負担を踏まえ、一意的な順序を定めることを機能要件とした。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.6 本籍入力補助	0010140	本籍地については、直接入力のほかに、登録済の「現住所」、「転入前住所」、「世帯主の本籍」及び「世帯員の本籍」が候補として選択できること。 また、本籍地等の(旧)町名等を入力できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.6 本籍入力補助	0010141	世帯内の同じ本籍・筆頭者を同時に修正する場合、最初に修正した本籍・筆頭者を引用し、一括して修正できること。	◎	◎	◎	本籍・筆頭者を修正する場合、同じ本籍であれば必ず同じ修正をするため、その入力を省力化するもの。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.6 本籍入力補助	0010142	再転入者で、転出時の本籍地をデフォルトで表示する場合において、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.7 方書入力補助	0010144	入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形を踏襲 また、方書を管理する機能については、1.3.4(方書管理)に記載。			令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.0.7 方書入力補助	0010145	方書から住所地番を候補として選択できること。	○	○	○	市区町村によっては実装されている、方書から住所地番を候補として選択できる機能については、入力業務の省力化や誤入力防止につながるとの意見があつたため、標準オプション機能とした。			-	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)								
機能要件	4 異動	-	4.0.8 審査・決裁	0010146	異動処理の仮登録及び本登録を行えること。 異動入力した内容は仮登録として、審査後の、決裁により本登録とする。 仮登録の情報では、取消、修正等ができる、異動処理、証明発行、他業務(住基ネット等)連携については、抑止されること。 【仮登録】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、法上、住民票(原票)にまだ記載されていない状態(登録申請情報をシステムへ入力し、一時保存している状態) ・異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態 ・他課から仮登録中のデータの参照ができないようになる。 ・団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。なお、仮登録前のデータについても照会・証明書発行等は抑止される。 ・証明書発行時には、住民登録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようになる。 【本登録】 ・異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されおり、法上、住民票(原票)に記載されている状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・住民票コードが付番又は住民票に記載されている。 ・確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 住民基本台帳の正確な記録の観点から、実際に住民基本台帳を更新する前に仮登録ができる機能を備える。これにより、住民基本台帳に職員の記載誤り等による不適切な履歴の記載を防止する。また、住民登録システムは住基ネット、情報提供ネットワークシステム、宛名システム等と情報連携を行っているため、誤った記載情報がいったん流れてしまうと、大きな影響が生じる場合があるため、仮登録のデータは他の課から参照できないこととした。 また、仮登録の証明書発行時に、従前の情報で証明書を発行しているとの意見が分科会構成員内でもあったが、仮登録においては、届出等異動に関する手続が開始されていることを踏まえ、仮登録前のデータに基づく証明書は発行しないこととする。 審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示でき、異動届もイメージデータとして画面に表示すべきであるという意見もあったが、この機能は画面の問題であるため、本仕様書には含めないこととする。 一般市区町村においては、仮登録機能は不要という意見もあったが、分科会での議論において、小規模市区町村においても誤入力を防ぐためには、仮登録の後、審査・決裁を経て本登録されるという流れは必要という意見が多かったため、全ての人口規模の団体において仮登録機能の実装は必須とする。 なお、審査(決裁)を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	-	4.0.8 審査・決裁	0010147	仮登録一覧は、画面に表示され、異動者を選択できること。	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	-	4.0.8 審査・決裁	0010148	常時又は住民登録システム終了前に仮登録の者が存在することを表示できること。	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	-	4.0.8 審査・決裁	0010149	仮登録一覧は、全部又は一部(選択異動者及び入力支所等を単位とした一部)ごとに表示、本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限を掛けることができるること。	◎	◎	◎	-	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	-	4.0.8 審査・決裁	0010150	仮登録の間、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の作成ができること。	×	×	×	-	一	
機能要件	4 異動	-	4.0.9 入力確認・修正	0010151	更新前(仮登録)には、20.0.1(様式・帳票全般)に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形を踏襲 入力内容の確認はペーパーレスで行うことを原則とする。ただし、繁忙期や非常時等、紙での照合が必要となる場合もあるという意見が構成員から寄せられたため、基本はペーパーレス対応を推奨するが、紙での出力機能も備えることとした。	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	-	4.0.10 一括入力	修正 0010584 0010152	同一のシステム利用者が、複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができる。 異動日と届出日、異動履歴(A類型)は自動的に適用されること。 氏名の氏は、直前に入力した同一世帯の世帯員の氏名の氏、筆頭者の氏から適用されること、世帯主が存在する場合は、世帯主の氏から適用できること。 なお、日本人と外国人の区別がされていること。 氏名、筆頭者、転入前の世帯主の氏名、転出先の世帯主の氏名及び世帯主が存在する場合の世帯主の氏名は、直前に入力したデータから相互に適用できること。 現住所、本籍、転入前住所及び転出先住所(予定)は、直前に入力したデータから相互に適用できること。 旧氏併記の旧氏及び旧氏の振り仮名については、適用しない。	◎	◎	○	中核市市長会ひな形に付記 複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができることにより、入力作業を省力化する。 なお、権限、情報セキュリティ等の観点から、履歴は、システム利用者(操作者ID単位)ごとに保持することとする(2.1(検索機能)参照)。 構成員及び準構成員への意見照会の結果、一般市区町村の規模では該機能のニーズは低いとの意見があつたため、当該機能は一般市区町村においては標準オプション機能とする。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010152から変更 旧氏の振り仮名政策改正に伴い旧氏の振り仮名を追加修正	令和8年4月1日
機能要件	4 異動	-	4.0.10 一括入力	0010153	現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できること。	○	○	○	技能実習生として多数の外国人を受け入れ、委任された企業の社員が一括して届出をする場合や、多数の外国人留学生を受け入れる国際大学等からは、現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部屋番号のみを変更して入力できる機能のニーズがあるとの意見があつたため、標準オプション機能とした。	一	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	0010154	届出に基づく住民票の記載等として、転入(4.1.1参照)、転居(4.1.2参照)、転出(4.1.3参照)及び世帯変更等(4.1.4参照)の処理が行えること。	◎	◎	◎	市区町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出があったときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第7条から第10条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)を行わなければならない(令第11条)。	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	0010155	転入に関する異動事由は1.2.2で規定する「国内転入」「国外転入等」から、転出に関する異動事由は1.2.2で規定する「国内転出」「国外転出」から、世帯変更等に関する異動事由は、1.2.2で規定する「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」から選択すること。 なお、転入届と出生届が同時に出了された場合は、異動事由を転入届に基づき国内転入又は国外転入等とすること。	◎	◎	◎	転入届と出生届が同時に出了された場合は、実際上、異動事由を転入届に基づき「転入」と記載することとなっている(4.2.1.2参照)。	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	0010156	指定都市においては、区間異動(区間転入)の処理が行えること。	◎	-	-		令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.2 届出日	0010157	届出に基づく住民票の記載等においては、届出日を入力できること。 なお、届出日は、戸籍届出・通知日(4.2.0.4参照)、申出日(4.2.0.5参照)及び請求日(「旧氏の記載・変更・削除」(1.1.7参照)の場合に限る。)と1つのデータ項目として管理することも差し支えない。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 届出日(4.1.0.2参照)、戸籍届出・通知日(4.2.0.4参照)、申出日(4.2.0.5参照)及び請求日(1.1.7参照)の四者が同一の異動履歴について入力されることはないため、1つのデータ項目として管理することも差し支えないものとする。ただし、本仕様書上は、区別して記載する。	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.2 届出日	0010158	届出日は、処理当日をデフォルトで表示すること。 届出日は、処理当日以前の日のみを入力できること。	◎	◎	◎	届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日をデフォルトで表示することとした。	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.2 届出日	0010159	法で定められた届出期間を経過して届出がなされた場合に、届出期間経過通知書を出力できること。	○	○	○	法第52条第2項に基づく過料を課すべき要件を満たす場合においては、市区町村長から簡易裁判所へその旨を通知する必要があることから、当該通知書を出力する機能を定めた。なお、当該通知書は、市区町村における対象事業の発生件数によっては、必ずしも住民登録システムから出力する必要性がないことから、標準オプション機能とする。	一	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	0010160	転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続において、現に届出の届に当たっている者と届出者本人が異なる場合等、住民異動届受理通知を任意で出力することができる。 処理日に限らず、後日でも発行できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 出力し忘れがあったときのために、処理日に限らず、後日でも発行できること。	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	0010524	指定都市においては、当該手続において住民異動届受理通知を出力するか否かを選択するためのアラートを出力できること。	◎	-	-		令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	0010161	届出内容は届出の年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。 なお、国外からの転入・住所設定・未届転入等、異動前の住所がない又は異動前の住所に送付することが適当でない場合は、異動後住所・届出者本人とする。	◎	◎	◎	要領第4-2-2-(2)において、届出者本人宛てに、異動前住所に送付することとされている。 総務省事務連絡(平成17年2月23日)では、住所設定・未届転入の場合には、現住所に送付することが適当と回答しているが、これは実質的に現住所に送付することしか送付先が適当でない場合を想定している。	令和8年4月1日	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)			指定都市	中核市	一般市 区町村				
機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知		0010162	直近の異動について異動者(届出者本人以外の異動者)に届出内容を通知するための通知書を発行できること。	×	×	×	市区町村によっては実装されている「直近の異動について異動者に届出内容を通知するための通知書を発行できること」については、要領上は、疑惑があった場合に通知を出すことが求められているものの、届出者本人ではなく異動者に通知することは、件数が少なく市区町村のニーズが低いと思われるため不要。		-
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		0010163	日本人又は外国人が転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1(日本人住民データの管理)又は1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目が入力できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。 なお、転出証明書等を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、適切に日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう留意する必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力		0010164	転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ日付を保持すること。	◎	◎	◎	転居していない場合の「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じであるため、その場合、データ上は「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同じ日付を保持することとする。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者		0010165	除票データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号のいずれかが一致する者がいた場合は、同一人であると言えため、エラー表示によって新規の入力を抑止する。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者		0010548	氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	◎	◎	◎	氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日のいずれか又は全ての組合せが一致する者については、アラートを表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。3情報の全てが一致する者についてアラートを表示するという意見もあったが、婚姻等の理由で氏を変更する者も一定数想定されることから名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)についても対象とした。これら項目の組合せについては、複数の条件のいずれかの組合せについて対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者		0010167	再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。ただし、特例転入の場合は、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を優先して取り込める。	◎	◎	◎	再転入時に引き継ぐべき情報は、原則、以前当該市区町村において付番されていた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者については宛名番号を検索し再利用している。 再転入者の宛名番号について、新規付番する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ、各市区町村の団体内統合宛名システム(番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバーの副本情報を更新するための「団体内統合宛名システム」をいう。市区町村固有の宛名システムのことではない。以下同じ。)等から名寄せを行っていると考えられ。そうであれば再転入時に寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名システムと連携する場合、従前と同一人物であることが確認できる。また、団体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と団体内統合宛名番号、個人番号がひもづいたため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は本仕様としては必須とする。 なお、新規転入扱いをし、新たな宛名番号を付番して登録した後に、再転入が判明した場合については、異動取消しで消除する等の対応による個人番号カードの失効を避けるため、住民登録システムにおいては新規転入扱いのまま維持することを許容する。 当該市区町村転出時の情報を再転入時にそのまま用いると誤りが起る可能性があるとの考え方もあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、画面上に表示できていれば文字の入力が容易なため、実務上はデフォルトで表示する機能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報をデフォルトで表示させることとした。 なお、特例転入の場合、住基ネット回線を介して受信した転出証明書の情報をより正確であることから、その場合は、住基ネット回線を介して受信した転出証明書の情報を優先してデフォルトで表示させることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者		0010168	再転入者の一覧表作成ができること。	×	×	×	再転入者の一覧表作成は、EUCにより対応し、そのための機能としては不要。		-
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010169	住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を、住民のデータとは別に住民登録システムへ取り込むことができること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 既存住基システム改造仕様書においては、「転出証明書情報の取込みは、市町村の任意である」という記載があり、住基ネット回線を経由した情報の取込は任意となっているため、確実に実装されるよう記載を維持。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010170	マイナポータル等から送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能(「共通機能標準仕様書」)において規定する記載事項として取り扱うこと。また、マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて、住民のデータとは別に管理できること。	◎	◎	◎	デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日等)及び転入予約情報により準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010549	転出証明書情報、転入予約情報を取り込む際には、職員の手を介すことなく自動で、複数件を一括で取り込むことができる。転出証明書情報から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。	◎	◎	○	職員の手を介すことなく自動で一括で取り込むことは、取込処理を行った後、処理ボタン等を押すことにより、当該情報を1件ずつ処理するのではなく、取り込んだ情報を一括して仮登録等を実施する機能を想定している。なお、当該機能について記載事項においては、1件ずつ処理する機能を持たせることについても妨げるものではない(以下、4.1.2.2、4.1.3.0.4、4.1.3.1.2、4.2.0.6、4.2.0.8において同じ)。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010171	転入予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に印字できること。また、転入予約情報及び転出証明書情報を基に、来庁予定の受け入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字したことである。また、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として取得できない場合(世帯全員が転入する場合)、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び転入する他の世帯員の続柄については、転出証明書情報により通知された情報を引用し、印字したことである。なお、郵送等により転出届が提出された場合の特例転入においては、転出証明書情報を基に印字したことである。その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について修正が必要な場合は、適宜修正及び保存を行えること。	◎	◎	◎	転入届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転入届が提出された後、「仮登録」に移行するものである。 なお、振り仮名公証フラグの自動設定機能を実装せず、手動で転出証明書情報を基に日本人氏名の振り仮名を入力処理した場合は、適切に公証フラグを設定するよう留意する必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010172	転入予約情報により取得した来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010173	来庁予定者の受け入れ事前準備のために転出証明書情報(個人番号を除く。)を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報(個人番号を除く。)及びマイナポータルで付された符号を送信できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010174	申請管理機能から転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号(「ぴったりサービス・外部接続インターフェース仕様書」において規定する受付番号をい。以下同じ。)を用いて、対応する転入予約情報を削除できること。また、転出証明書情報を取得している場合は、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID						
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010175	特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010176	CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010177	CSから連携された転出証明書情報は、転入届がされなかった場合、政令で定める期間の経過後に消去できること。その際、転入予約情報及びマイナーポータルで付された符号についても消去できること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.4 未届転入		0010178	未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に(未届)と記載すること。	◎ ○ ○	転出届提出後、転入予定先に転入届を提出しないまま実質的に住所を転々として転入した者であっても、最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証明書等を添えて転入届をすることとされている。 なお、未届転入について、転出証明書等を添えて行わない場合は、転入届として受理することは適当ではなく、転入届の書類に記載された事項等を資料として、住民票(原票)に記載すべき事実を確認の上、職権で住民票(原票)を作成することになる。この場合の処理については、4.2.1.1(住所設定・未届転入)の項で後述する。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.4 未届転入		0010179	最終登録住所地は(住民票記載事項ではない)データ項目として入力できること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.1 同一住所への転居		0010180	同一住所(地番)の別領域の家屋へ異動した場合について、別の住居として取り扱うときには、転居として処理できること。	◎ ○ ○	既存住基システム改造仕様書において、「市町村によって、住所の変更が発生しない転居がある場合、本人確認情報更新処理は行わない」と記載があるとおり、当該機能による転居は住基ネットには連携されないことに留意されたい。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.1 同一住所への転居		0010181	同一住所(地番)の別領域の家屋へ異動した場合について、自動で備考欄に「同一住所への転居」と記載できること。	× × ×	市区町村によっては実装されている「同一住所(地番)の別領域の家屋へ異動した場合について、処理できること。また、備考に「同一住所への転居」が記載できること。」の機能は、処理できることは必要であるが、履歴で同一住所に転居したことが自明であることから備考に自動で「同一住所への転居」が記載できるとの機能は不要。		-
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010182	マイナーポータル等から送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人氏名、届出人の性別、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居する他の世帯員の氏名、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能(「共通機能標準仕様書」参照)から取得できること。また、住民のデータとは別に住民登録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができる。	◎ ○ ○	デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナーポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行うことにより、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた趣旨を踏まえ、転居についても、転居予約情報により事前準備ができるよう対応するもの。 転居予約の届出人については、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により特定することとしている。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010526	転居予約情報を取り込む際には、職員の手を介すことなく自動で、複数件を一括で取り込むことができる。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010550	転居予約情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。また、転居予約情報を基に、来庁予定者の受け入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届(法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転居届と同一様式)に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日を、住民登録システム内の情報(氏名及び生年月日)と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。転居届に印字する氏名、日本人氏名の振り仮名又は外国人氏名のフリガナ、性別、生年月日については、上記突合により一致した者の情報を、住民登録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合(世帯全員が転居する場合)、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民登録システムから引用し、印字した上で出力できること。 その際、転居予約情報に基づき作成された転居予約を利用した転居届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。	◎ ○ ○	届出人以外の転居する世帯員も届出人と同一世帯に限られ、届出人の住所と同一となることから、アラートの表示は、届出人以外の者に係る氏名及び生年月日のみとする。転居届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転居届が提出された後、「仮登録」に移行する。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010184	転居予約情報をより取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010185	申請管理機能から転居予約の取消申請を受理した場合、マイナーポータルで付された受付番号を用いて、対応する転居予約情報を削除できること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010186	転居時に、取り込んだ転居予約情報を参考にした転居等の処理ができる。 その際、転居予約情報に基づき作成された転居等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2マイナーポータルからの転居予約(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)		0010187	申請管理機能から取得した転居予約情報は、4.1.1.3特例転入(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)に記載の、政令で定める期間経過後の転出証明書情報の消去に準じた期間経過後に消去できること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.1 転出における異動日・届出日		0010188	転出については、異動日は届出日以降の日も入力できること。	◎ ○ ○	転出届は、あらかじめ届け出ることとされているため、届出日以降の日を入力できる必要がある。 また、転出による消除について、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で除票することについては、1.1.5(除票)を参照のこと。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.1 転出における異動日・届出日		0010189	転出届出日が異動日から14日を経過している場合には、当該転出は届出ではなく、職権で記載すること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.1.1 転出における異動日・届出日		0010190	4.0.3(異動日・処理日)の規定に関わらず、異動日が届出日以降の場合、届出日以降の世帯主又は続柄を管理できること。	◎ ○ ○	世帯変更届は変更があった日から14日以内に届け出こととされ、届出日以前の世帯主転出の場合で、転出届と併せて世帯変更届を行う場合、届出日以前の実際に世帯主を変更した日をもって世帯主を変更する。 また、届出日以降の世帯主転出の場合に、転出届を提出する際に届出日以降の世帯主又は続柄を併せて届け出る場合、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日において、残る世帯の世帯主又は続柄を、住民が異動届に記載した世帯主又は続柄に職権で修正することも許容される。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転出先入力		0010191	転出先住所(予定)の情報が入力でき、市区町村のみの入力にも対応できること。 転出先住所(予定)については、転出届の記載を踏まえた上、1.3.3(住所辞書管理)に規定する住所辞書に基づく入力ができる。また、直接入力も可能のこと。	◎ ○ ○	中核市市長会ひな形に付記 転出先住所(予定)については、市区町村だけの届出が可能。 中核市市長会ひな形では、「転出先住所については異動届通りに入力することができる」とされているが、全国住所辞書に基づく入力ができる方が誤りがなく、かつ、便利であるため、そのようにする。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転出先入力		0010192	国外転出の際には、国内転出に準じた情報を登録でき、転出先住所(予定)については国外住所を登録できること。	◎ ○ ○	国外住所については、国名又は地域名までの表記とすることも差し支えない。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転出証明書等		0010193	処理の一連の流れで自動で転出証明書が発行されること。	◎ ○ ○	中核市市長会ひな形の「(外国人の場合は加えて「通称の記載及び削除に関する事項」)」については、制度上当然であることから、あえて記載しない。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)						
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転出証明書等	0010194	転出をした日から14日を経過して転出届がなされた場合は、4.1.3.0.1(転出における異動日・届出日)に記載のとおり、職権で記載することとし、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを出力できること。	◎ ○ ○	転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまでの間に届出を行うことができない場合等には、転出をした日から14日以内に限り転出届を受理し、転出証明書を交付することができるが、この期間を経過した日以後は、職権による住民票の消除等により、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付する。 (技術的基準)シート「参考事項一覧」を参照		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転出証明書等	0010195	転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書の紛失等により、再交付の申出があった場合は、再発行ができ、発行された証明書には再交付と明記されるとともに、当初に発行した当時の状態が印字されること。	◎ ○ ○	転出証明書は、転出(予定)日を迎えると、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため、「再交付」と明記して交付する。また、転出(予定)日以後は、転出証明書の再交付は行わず、転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付するが、これを紛失等し、再交付する場合にも、「再交付」と明記して交付する。 なお、再発行はシステムから出力すること、再交付は届出者に渡すこととして区別して用いている。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転出証明書等	0010196	再発行の場合、個別記載事項については最新の状態が印字されること。	× × ×	再発行の場合、個別記載事項は最新の状態が印字されることとすべきであるとの意見もあったが、国保資格等、最新の場合は既に資格なしとなるシステムもあり、転出届出時点の状態でないと、転入地市区町村で正しく事務ができなくなることから、再発行の場合、転出した当時の状態が印字されることとした。 ※由核市市長会ひな形の「同時に除印も行い確認表を出力すること。」については、印鑑登録システムについての機能であり、本仕様書に記載する機能としては不要。		-
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010197	特例転入を利用した転出に対応していること。	◎ ○ ○	中核市市長会ひな形に付記 特例転入を利用した転出に対応とは、通常の転出処理に加え、CSに転出証明書情報を格納する処理までを自動的に行う機能を備えるということである。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010198	マイナポータル等により申請された転出届の情報を、申請管理機能(「共通機能標準仕様書」参照)から取得し住民登録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができる。	◎ ○ ○	デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、個人番号、転出先、転出の予定年月日等)により準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010199	職員の手を介すことなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができる。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。	◎ ○ ○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010200	取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民登録システム内の情報と合致できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックができる。エラーチェックの結果に基づき、転出届情報取込エラー一覧表を作成し、必要に応じて出力できること。	◎ ○ ○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010201	取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には転出届修正履歴を残した状態で管理できること。修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。	◎ ○ ○	「共通機能標準仕様書」に基づき、申請管理機能から住民登録システムへ転出届情報を取り込んだ際も、必ず審査・決裁を実施すること。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010202	エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理機能に連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理機能に連携できること。	◎ ○ ○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010203	転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報をCSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。	◎ ○ ○	本来、特例転入の手続をとっている者に対して転出証明書を交付することは合理的な事務処理とはいえないが、転入地市区町村のシステム障害が発生し個人番号カードが使用できない場合等への対応を踏まえ、予備的に、特例転入の場合においても転出証明書が発行できるよう、当該機能を備えることも妥当であると判断した。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010204	申請管理機能から転出届の取消申請を受理した場合、既に転出処理を実施済みであるものの、住民票消除前においては、処理済みの情報を削除できること。なお、取消申請に対応できるよう、転出予定年月日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイナポータルで付された受付番号を管理すること。	◎ ○ ○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010205	申請管理機能から転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成できること。	○ ○ ○	-		-
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010206	既に送信した転出証明書情報をCSに手動で再送信できること。	× × ×	既に送信した転出証明書情報をCSに手動で再送信できることについては、実務上、転出証明書情報をCSから取得できないケースもあり、住民基本台帳入力業務等を民間委託している市区町村にとっては、CS側ではなく住民登録システム側で再送信できる機能が必要という意見もあるが、本件が起こり得るケースはネットワークに異常が発生した場合等外部要因になるため、まずはその外部要因を直すことが必要で、かつ、頻度は非常に低いと思われる。 なお、CS側では再送されてもチェックをかけていないため、住民登録システムでの再送信は現状可能だが、再送信の機能は実装しないこととする。		-
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出(オンラインによる転出届・転入(転居)予約)	0010207	通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えができる。	× × ×	対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えができることとの機能については、特例転入は住民の届出手順が通常と異なり、住民登録システムの入口(メニュー・ポータル)から分かれているのが一般的であり、通常の業務フローであれば、最初に個人番号カード保有の有無を確認することから、分科会における議論の結果、手続途上で「特例転入を利用した転出」に切り替える必要はないとした。		-
機能要件	4 異動	4.1.3.1 転入通知の受理	4.1.3.1.1 転入通知の受理	0010208	既に行つた転出処理について、転入通知を受理した場合、転出予定年月日が到来しているかどうかにかかわらず、除票固有の記載事項として転入通知年月日、転出先住所(確定)及び転出年月日(確定)を入力できること。その際、転出処理において入力した転出先住所(予定)及び異動日(すなわち転出予定年月日)は上書きせず、新たに入力した情報をともに保持すること。	◎ ○ ○	「転出確定」という用語も用いられるが、「転出確定」は、転入通知の受理と転出予定者の住民票の消除の処理をまとめた概念だが、転入通知の受理が想定されない国外への転出についても「転出確定」という用語が用いられる等、意味に紛れがある。そのため、本仕様書では、「転出確定」の用語は用いず、転入通知の受理の処理(4.1.3.1参照)と転出予定者の住民票の消除の処理(1.1.5及び4.0.2参照)と分けて記載した。 なお、転出届を受理した際に「国内転出」又は「国外転出」の異動事由で消除に向けた処理を実施するが、この時点では消除とはならず、実際に消除となるのは転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日となり(1.1.5参照)、消除となつた際に設定された際は事前に設定された「国内転出」又は「国外転出」の異動事由である。また、転入通知を受理した際には、除票記載事項に転出先住所(確定)等が追記される(先に転出予定年月日が到来して既に消除されている場合を含む)。その場合には、既に除票となっているため新たに異動履歴を追加する必要はない。転出により消除した住民票においては、転出先住所(予定)、消除年月日(すなわち転出予定年月日)、転出先住所(確定)、転入通知年月日、転出年月日(確定)を全て保持する必要があることから、転入通知の受理によっても、前二者を全て上書きすることはせず、後二者とともに保持することとした。なお、転入通知年月日については転入通知を住民登録システムに取り込んだ日付を指す。 中核市市長会ひな形では、「海外転出予定者の予定日が経過したら転出確定が自動入力されること」としているが、上記のように、「転出確定」を転入通知の受理の処理(4.1.3.1参照)と転出予定者の住民票の消除の処理(1.1.5及び4.0.2参照)と分けて考えると、国外への転出の場合、前者は想定されず、後者は国内への転出の場合と同様であることから(転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で除票とする。)、国外への転出について特別に項目を設けることはしない。 なお、国外への転出の場合の転出市区町村からの戸籍の附票記載事項通知の自動送信については、7.1.1.1(OSへの自動送信)において規定している。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3.1 転入通知の受理	4.1.3.1.1 転入通知の受理	0010209	実態調査等により住民票を職権で消除した者について、転入通知を受理した場合の入力ができる。	◎ ○ ○	-		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)			指定都市	中核市	一般市 区町村				
機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理		0010210	CSから転入通知を受信した場合、転入通知情報を取り込んだ後、職員の手を介すことなく自動で4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が行えること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 一般市区町村において実装しない場合は、4.1.3.1.1(転入通知の受理)の処理が適用される。	◎	◎	○	中核市市長会ひな形に付記 自動処理については、必ずしも100%可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、分科会において、複数の中核市等の人口規模の自治体から、繁忙期等の対応のため当該機能について強い要望があったことから、記載することとした。ただし、自動処理とした場合も、文字化け、オーバーフロー等が生じることがあり得るため、職員が確認し、修正できることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理		0010211	同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理		0010212	転入通知情報については、転入通知情報を取込エラー一覧表を作成できること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理		0010213	受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理		0010214	CSから受信した転入通知情報を基に、住所辞書を用いて、転出先住所の郵便番号を自動で登録できること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.3 転入通知未着者一覧の作成		0010215	国内転出で消滅したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。	○	○	○	転出予定年月日で消滅された後、転入通知未着者一覧に基づき、法第34条に基づき居住実態の調査を行うことができ、調査の結果、転出予定者が転出でおらず市区町村に留まっていたことが判明した場合は、転出届を取り消し、住民票を職権回復させることができる。		-
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等		0010216	世帯・世帯主に関する変更(世帯変更等)として、1.2.2に規定する異動事由のうち「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯主変更」の処理が行えること。	◎	◎	○	世帯変更等は、新たに世帯を設けた場合、他の世帯に属することになった場合及び世帯主を変更した場合で、住所の異動を伴わない場合に行う。 なお、属する世帯の変更も、世帯主の変更も伴わない続柄の変更(例:「同居人」⇒「夫(未届)」)は、世帯変更等ではなく、(申出による)職権修正となる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等		0010217	世帯変更・世帯合併を行う際、方書同一性確認を自動で行い、相違の場合はエラーで表示すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等		0010218	世帯変更等と同時に住所の変更を行えること。	×	×	×	世帯変更等と同時に住所の変更を行う機能については、改修規模が大きいことや、件数が多くなく、方書修正を行った上で世帯変更処理を行えば良いことから、不要と判断した。		-
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等		0010219	方書が相違している場合は、世帯員となる者の方書を世帯主の方書と同一表記とする修正と併せて、変更処理ができること。	×	×	×	-		-
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等		0010220	世帯変更等時に方書を職権で修正する異動と組み合わせた場合、住基ネットや他業務システムへは世帯合併の前に、住所の修正に伴わる異動を連携すること。	×	×	×	-		-
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定		0010221	世帯主変更を行った場合、当該世帯の世帯員の続柄を変更できること。	◎	◎	○	中核市市長会ひな形に付記 世帯主変更では世帯員の続柄が変更となることがある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.3 事実上の世帯主		0010222	法適用外の外国人(在外米軍や外交官等)や児童養護施設へ入所している場合の施設長等、事実上の世帯主を管理し、統合記載欄の備考(C類型)へその者の氏名が記載できること。	◎	◎	○	要領第2-1-2(エ-1)で求められているため必要。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.1 職権による住民票の記載等		0010223	職権による住民票の記載等として、職権記載(4.2.1参照)、職権消除(4.2.2参照)及び職権修正(4.2.3参照)の処理が行えること。 なお、職権により住民票の記録、消滅又は記録の修正(「記録等」という。以下同じ。)を行う場合は、職権記録書に職権により住民票の記録等を行う事項を記載すること。	◎	◎	○	市区町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出があったときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、令第7条から第10条までの規定による住民票の記載、消滅又は記録の修正(以下「記載等」という。)を行わなければならぬ(令第11条)。 例えば、職権記載では、令第12条第1項及び第2項に基づき、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で記載ができるようである。 また、子のみでひとつの世帯を構成した場合等の登録もできることとなる。 職権消除では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で消除ができる必要である。 職権修正では、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で修正ができる必要である。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.1 職権による住民票の記載等		0010224	4.1.0.1(届出に基づく住民票の記載等)の届出に基づく住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がなく、職権記載、職権消除又は職権修正(「職権記載等」という。以下同じ。)を行ったときは、その旨を当該記載等に係る者に通知するための職権記載等通知書を出力できること。	◎	◎	○	令第12条第4項において、4.1.0.1(届出に基づく住民票の記載等)の届出がなく、職権記載等を行ったときは、当該職権記載等に係る者にその旨通知することとされている。 なお、職権で世帯主を定めた場合、世帯主変更通知書を出力することができるとしており(4.0.4(世帯主不在となる場合の処理)参照)、概念上は世帯主変更通知書も職権記載等通知書に含まれるが、これまででも市区町村において世帯主変更通知書が取り扱われてきたこと等を踏まえ、世帯主変更通知書を別の様式として定める。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.2 届出の準用		0010225	4.1(届出)に規定する異動処理については、届出がない場合、職権によっても行えること。その場合、4.1(届出)の規定(4.1.0.2(届出日)を除く。)を準用する。	◎	◎	○	市区町村長は、届出に基づく住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で住民票の記載等をしなければならない(令第12条第1項)。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用		0010551	本籍地市区町村から戸籍照合通知(法第19条第2項)及び戸籍における届出の受理地及び本籍地市区町村から住民票記載事項通知(法第9条第2項)が送付された場合、それに基づいて住民票の記載等を行えること。	◎	◎	○	市町村長は、戸籍に関する届書や申請書その他の書類を受理したとき、職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき又は法第9条第2項の規定による通知を受けたときにおいて、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない(令第12条第2項第1号)。 例えば、戸籍の届出・通知に基づき、住民基本台帳から住民票を消除できることが必要である。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用		0010227	戸籍法に基づく異動(例:出生、帰化)については、世帯構成員の戸籍の表示(本籍・筆頭者)を利用して住民票の記載等ができること。	◎	◎	○	例えば、出生の場合、住民票に記載すべき情報には氏名、日本人氏名の振り仮名、生年月日、性別のはか、戸籍の表示(本籍・筆頭者)があるが、通常は同一戸籍の父母等が同じ世帯に存在しているため、父母等の戸籍の表示(本籍・筆頭者)を引用することで入力を省力化する。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.4 戸籍届出・通知日		0010228	戸籍届出又は戸籍通知に基づく職権による住民票の記載等においては、戸籍届出・通知日を入力できること。 なお、戸籍届出・通知日は、届出日(4.1.0.2参照)、申出日(4.2.0.5参照)及び請求日(「旧氏の記載・変更・削除」(1.1.7参照)の場合に限る。)と1つのデータ項目として管理することも差し支えない。	◎	◎	○	出生、死亡等の戸籍法上の届出又は戸籍通知を受けて行う住民票の記載等は、住民基本台帳制度上、職権に位置付けられるため、届出日を入力できないこととしている。また、異動履歴の記載する場合も、20.0.3(異動履歴の記載)に記載のとおり、戸籍届出又は戸籍通知日ではなく、4.0.3(異動日・処理日)に規定する異動日及び処理日を記載することとしている。 しかし、統計上の必要性から、戸籍法上の届出日及び戸籍通知の通知日についても、住民登録システムにおいて管理する必要があるため、入力できることとする。戸籍法上の届出日と戸籍通知の通知日は異なるものであるが、両者が同一の異動履歴について入力されることはないため、戸籍届出・通知日という1つの項目として管理することとする。 なお、届出日(4.1.0.2参照)、戸籍届出・通知日(4.2.0.5参照)及び請求日(1.1.7参照)の四者が同一の異動履歴について入力されることはないため、1つのデータ項目として管理することも差し支えないものとする。ただし、本仕様書上は、区別して記載する。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.4 戸籍届出・通知日		0010229	戸籍届出・通知日は、処理当日をデフォルトで表示すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.5 申出を受けた職権記載等		0010230	申出を受けた職権記載等を行う場合、システム上、申出を受けたことが分かるようにすること。	◎	◎	○	中核市市長会ひな形においては、申出を受けた記載について、「届出記載」として規定されているが、法令上は届出記載という用語ではなく、申出を受けた記載である。 なお、窓口業務の性質上、何がきっかけで記載を行ったかという根拠を明確にするため、申出を受けた記載と、申出なしで行う職権記載とを区別するニーズはあるが、異動事由として区別する必要はなく、申出に基づく記載であることが目視確認できればよいため、システム上、それが分かるようにすればよい。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村			
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.05 申出を受けた職権記載等		0010231	申出を受けて職権記載等を行う場合、申出日を入力できること。 なお、申出日は届出日(4.1.02参照)、戸籍届出・通知日(4.2.04参照)及び請求日(「旧氏の記載・変更・削除」(1.1.7参照)の場合に限る。)と1つのデータ項目として管理することも差し支えない。	◎	◎	◎	職権の場合にも届出日を入力できることとすべきであるとの意見があつたが、職権記載等と届出は、法上、全く別の手続であり、職権記載等において届出の概念はない。職権記載等の手続における住民からの申出は、あくまで職権記載等を判断するための材料としての整理であるため、届出日を入力できることとするのではなく、申出を受けた職権記載等については、申出日を入力できることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.05 申出を受けた職権記載等		0010232	申出日は処理日当日をデフォルトで表示すること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.06 CSから受信した戸籍照合通知の取込		0010233	CSから戸籍照合通知(法第19条第2項)を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができる。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 一般市区町村において実装しない場合は、通知内容を手動で入力することができる。	◎	◎	○	デジタル手続法の施行に伴い、戸籍照合通知(法第19条第2項)が電文としてCSから連携されるため、取込機能は必須。自動処理については、必ずしも可能ではないことから不要とする考えもあり得るが、受信した通知を基に1件ずつ手入力で修正することは職員の負荷が大きく事務として煩雑になるため、転入通知の受理と同様に記載することとした。 なお、戸籍照合通知(法第19条第2項)を基に日本人氏名の振り仮名の入力処理を行う場合等は、適切に日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう留意する必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.06 CSから受信した戸籍照合通知の取込		0010234	受信した通知に対する戸籍照合通知取込エラー一覧表を作成できること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.06 CSから受信した戸籍照合通知の取込		0010552	CSから受信した戸籍照合通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること	◎	◎	○	戸籍照合通知において、「既存住基システム改造仕様書」に従い、住基ネット統一文字及び行政事務標準文字图形名にて連携されるため、適切に処理できるよう留意する必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.06 CSから受信した戸籍照合通知の取込		0010236	同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.06 CSから受信した戸籍照合通知の取込		0010237	受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.07 CSから受信した住民票コード照会通知の取込		0010238	CSから住民票コード照会通知を受信した場合、職員の手を介すことなく自動で取込を行い、かつ、該当住民の戸籍の附票記載事項通知をCSに自動で送信できること。ただし、CSに自動送信する対象は、住民票コード照会通知に設定された4情報が完全に一致している住民に限ること。4情報の部分一致又は不一致(該当住民なし)の住民は、CSに自動送信せずに住民票コード照会通知取込エラー一覧表を作成し、職員が検知できること。 また、取込の結果エラーとなったデータについて、手動によるCSへの戸籍の附票記載事項通知送信機能は不要とする。	○	○	○	デジタル手続法の施行に伴い、戸籍に関する届出等(出生届等)を受理した場合や、職権で戸籍の記載を行った場合等に、必要に応じて、本籍地から住民票コード照会通知が電文としてCSから連携される。連携された住民票コード照会通知を1件ずつ確認するには、職員の負担が大きくなることから、4情報が完全一致した場合に限りCSへ自動送信することで本籍地に住民票コードが自動で通知される仕様とした。 4情報ではなく3情報(氏名・生年月日・性別)のみの一致でも、CSへの自動送信対象とする考えもあり得るが、異なる住民の住民票コードを本籍地の戸籍の附票に記載してしまうと大きな影響があるため、4情報の完全一致を条件とした。 4情報の部分一致又は不一致の場合は、住所地と本籍地で電話等により対応を協議する必要がある。したがって、CSへの自動送信対象とならなかったデータをエラー一覧表に出力することで、職員が検知できることを標準とする。 なお、デジタル手続法の施行に伴い、出生、帰化、国籍取得及び住民票コード変更時も戸籍の附票記載事項通知に住民票コードを設定し、CSを介して本籍地に連携することとなる。そのため、連携タイミングによるタイムラグはあるものの、本籍地に該当住民の住民票コードは必ず連携されることとなるため、住民票コード照会通知を使用する機会は非常に少ないことから、標準オプション機能とした。 また、4情報で一致しない時点で住所地と本籍地とで電話等による調整が必要となるため、手動によるCSへの戸籍の附票記載事項通知送信機能は不要とした。		-
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.07 CSから受信した住民票コード照会通知の取込		0010553	CSから受信した住民票コード照会通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。	○	○	○	住民票コード照会通知において、「既存住基システム改造仕様書」に従い住基ネット統一文字及び行政事務標準文字图形名にて連携されるため、適切に処理できるよう留意する必要がある。		-
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.08 CSから受信した住民票記載事項通知の取込		0010554	戸籍における届出の受理地及び本籍地からCSを介して受信した住民票記載事項通知(法第9条第2項)を基に、該当異動(出生、死亡等)の入力処理ができること。	◎	◎	○	デジタル手続法の施行に伴い、住民票記載事項通知(法第9条第2項)が電文としてCSから連携されるため、取込機能は必須。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.08 CSから受信した住民票記載事項通知の取込		0010241	受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.08 CSから受信した住民票記載事項通知の取込		0010555	CSから受信した住民票記載事項通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。	◎	◎	○	住民票記載事項通知において、「既存住基システム改造仕様書」に従い住基ネット統一文字及び行政事務標準文字图形名にて連携されるため、適切に処理できるよう留意する必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.08 CSから受信した住民票記載事項通知の取込		0010243	受信した通知に対する住民票記載事項通知取込一覧表を作成できること。	○	○	○	-		-
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.08 CSから受信した住民票記載事項通知の取込		0010556	CSから住民票記載事項通知(法第9条第2項)を受信した場合、職員の手を介すことなく自動で通知を取り込むことができる。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 住民票記載事項通知から法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。	○	○	○	自動処理については、取り込んだ者の特定が困難であるため難しいという考え方もあり得るが、1件ずつ手入力することは職員の負荷が大きく事務として煩雑になるため、標準オプション機能として記載。なお、振り仮名公証フラグの自動設定機能を実装せず、手動で住民票記載事項通知(法第9条第2項)を基に日本人氏名の振り仮名の入力処理を行う場合は、適切に日本人氏名の振り仮名公証フラグを設定するよう留意する必要がある。		-
機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.08 CSから受信した住民票記載事項通知の取込		0010245	同一取込データ内に複数の通知(再送分等)がある場合は、最新のもので取込を行い、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。	○	○	○	-		-

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)			指定都市	中核市	一般市区町村				
機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入		0010246	住所設定処理(前住所地が不明で確定できない場合に、転入前住所欄に「不明」と入力する処理)が行えること。また、出生等により前住所地が存在しない場合は空欄とすること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 送付先については、制度を踏まえて転入通知・戸籍の附票記載事項通知ごとに整理。CSを介して、未届地(前住所地)及び最終住民登録地(前々住所地)に転入通知が送付され、また、本籍地に戸籍の附票記載事項通知が送付されることになるが、当該内容については、7.1.1(CSへの自動送信)において記載する。 原則、「転入前住所」欄には、転出証明書の転出前の住所が記載される。前住所地が不明な場合に、転入前住所欄に「住所設定」と記載している市区町村もあるが、住所設定という法令上の整理はなく、転入前住所欄に「住所設定」と記載することは、制度としては不適切である。転入前住所が不明の場合は「不明」であり、出生等によりそもそも存在しない場合は「空欄」とすべきである。 記憶喪失等で前住所地が不明な者の場合は、転入届がなされたとしても、事務処理上は、当該届出を資料として、職権記載により住民票(原票)を作成することとなる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入		0010247	未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に(未届)と記載すること。 最終登録住所地は(住民票記載事項ではない)データ項目として入力できること。	◎	◎	◎	未届転入は用語上、「転入」と用いているが、転入届に必要な転出証明書等の提出がない場合、申出に基づく職権記載扱いとなる。仮に未届の市区町村が転出証明書等の交付対応を行う場合、いっぽん、当該市区町村で住民票(原票)を職権で作成し、直ちに転出処理を行い、住民は交付された転出証明書等を提出すれば、転入届に基づく住民票(原票)の作成となるが、実務的には現実的でない。 また、未届転入の場合には、転出地の市区町村に住所があつたことが明確な場合等、居住実態に応じて記載すべきであり、住基ネット上で確認できる直前の住所を形式的に記載するわけではない。 なお、未届転入であつても最終登録住所地の市区町村長が交付した転出証明書を添えて届け出る場合は、職権記載扱いとせず、転入届として受け付けることができる。この場合の処理については、前述の4.1.1.4(未届転入)の項を参照のこと。 (未届転入に関する総務省通知については、シート「参考事項一覧」を参照)		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生		0010248	出生の処理においては、異動事由として、1.2.2(異動事由)のうち、出生を入力できること。	◎	◎	◎	転入届と出生届が同時にされた場合は、実例上、異動事由を転入届に基づき「転入」と記載することとなっているため、出生の処理において転入と入力できる機能は不要。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡		0010249	死亡の処理においては、異動事由として、1.2.2(異動事由)のうち、死亡を入力できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡		0010250	死亡、推定死亡を選択できること。	×	×	×	中核市市長会ひな形の「死亡、推定死亡を選択できること。」との機能については、法務省に確認したところ、制度として「推定死亡」を定義しているわけではなく、また、中核市市長会としても、戸籍情報システムと住民登録システムにおいて「推定死亡」という事由を設けることを想定しているのではなく、死亡日を推定の不詳日まで入力できることに意味があることであり、1.1.8(年月日の管理)に不詳日入力について記載しているため、死亡と推定死亡を選択できる機能は不要。		-
機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡		0010251	死亡事由として、戸籍システムの主な死亡事由を選択する方法と、自由入力する方法の両方が使えること。	×	×	×	死亡事由については、戸籍システムへの入力に合わせるが、市区町村ごとに戸籍システムへ入力している死亡事由にもばらつきがあるため、戸籍システムでの主な死亡事由を選択できることとし、自由入力で状況に応じた記載ができるようすべきであるとの意見もあつたが、そもそも住民登録システムにおいて詳細な死亡事由を管理する必要がないことから、このような機能は不要。		-
機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.2 失踪		0010252	失踪届に基づく本籍地市区町村からの法第9条第2項の通知により、職権消除できることとし、異動事由として、職権消除等を入力できること。	◎	◎	◎	失踪の処理について、本仕様書では、1.2.2(異動事由)に記載のとおり、職権消除等として扱うこととしている。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正		0010253	住民票の記載情報を修正できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 なお、中核市市長会ひな形の「氏名を修正した場合、除印処理画面に遷移すること。」は、印鑑登録システムについての機能であり、本仕様書に記載する機能としては不要。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正		0010254	戸籍届出等に伴い氏名が修正された者が世帯主の場合は、その世帯主の世帯に属する者の世帯主の氏名が職権で修正できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正		0010255	修正のときは「軽微な修正」で行うか選択できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.2 軽微な修正		0010256	以下のとおり、軽微な修正(規則第11条第3項第2号)ができること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 なお、中核市市長会ひな形では「続柄を除く軽微な修正」とあつたが、続柄だけを除く明確な理由は確認できなかつたため、削除した。 軽微な修正とは、職権修正の一部であり住民基本台帳制度上は通常の職権修正と変わらないが、公的個人認証のカード用署名用電子証明書において4情報が変更となると自動的に失効となる不具合を補填するため、新たに住基ネット専用の異動事由として「軽微な修正」を設け、職権修正のうち軽微な修正ではカード用署名用電子証明書を失効させない対応を行っているもの。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正		0010257	誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。	◎	◎	◎	住基ネットへの送信にあたっては、既存住基システム改造仕様書を参照すること。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正		0010258	異動事由は、「誤記修正」とすること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正		0010259	誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	◎	◎	◎	住民登録システムにおいて、誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履歴を抹消せてしまうことは、住民登録情報の正確性・整合性確保等の観点から適切ではない(法上、住民票の記載事項に係る修正は、職権修正のみ)。また、現在の住民登録システムにおける異動情報には、戸内の宛名システムや住基ネット、情報提供ネットワークシステムとの連携により、戸内及び戸外に発信・連携される情報があり、仮に誤記に伴う職権修正を行った場合に、後日、他部局及び他機関から照会等があつた場合には、当該事実について、適切に対応しなければならない。 方、住民に対して証明する履歴(住民票の写し等で記載する証明事項の履歴)は別に考えるべきである。住民票(原票)に記載されている履歴が住民票の写し等に記載されている履歴という考え方方、電算化以前からの運用(紙による住民基本台帳の運用)を踏襲したものであることから、住民登録システムの原票上の履歴と、住民票の写し等で記載する証明事項の履歴とは分けて考え、住民票(原票)の履歴が全て記録される仕様であつても、どの履歴情報を住民票の写し等に記載するかを選択できる機能を備えることすべきである。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正		0010260	異動履歴を残さない上書き修正ができること。	×	×	×	-		-
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番		0010261	新規付番用の住民票コードをCSから取得でき、蓄積できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 新規付番用の住民票コードは、J-LISへ要求を行い一定数の番号をCSに蓄積する。それをCSから住民登録システムに取得、蓄積し、その番号を付番する。住民票コードはランダムな数字が前提となっているため、蓄積する段階で並び替えを行つたりせず、ランダムな状態のまま選択される仕組みが必要となる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番		0010262	住民票コードの未付番者及び変更異動の場合、新規付番用の住民票コードが自動付番されること。 なお、付番される住民票コードは蓄積されたものから無作為で選択されること。	◎	◎	◎	新規付番用の住民票コードは、J-LISへ要求を行い一定数の番号をCSに蓄積する。それをCSから住民登録システムに取得、蓄積し、その番号を付番する。住民票コードはランダムな数字が前提となっているため、蓄積する段階で並び替えを行つたりせず、ランダムな状態のまま選択される仕組みが必要となる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番		0010263	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番レコードの件数が、市区町村が任意に設定した数を下回った場合、アラートを表示すること。	◎	◎	◎	蓄積された空き番レコードの件数については、市区町村の規模により異なることから任意の設定とした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番		0010264	住民票コードの住民票への付番結果を一覧表として作成できること。	×	×	×	付番結果一覧を作成する機能を盛り込むべきとの意見もあつたが、ニーズが特定できず、また、中核市等の人口規模の自治体であつても当該一覧がなくても事務処理が行えているところもあり、EUCIにより対応できることから不要。		-
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正		0010265	住民票コードの変更・修正ができること。	◎	◎	◎	住民票コードは、請求又は職権により変更(又は修正)することが可能である。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村				
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正		0010266	住民票コードに変更があった場合、変更情報(日時等)を保持できること。	×	×	×	中核市市長会ひな形の「住民票コードに変更があった場合、変更情報(日時等)を保持できること。」は、住民票の記載等の履歴は全て残すこととしていることから不要。		-	
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正		0010267	個人番号カード保有者の住民票コードが変更された場合は、返納案内の発行ができること。	×	×	×	市区町村によっては実装されている「個人番号カード保有者の住民票コードが変更された場合は、返納案内の発行ができる」という機能は、稀な事例なのでシステム外で対応することとし、本仕様書の機能としては不要。		-	
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.3 住民票コード通知票等		0010268	住民票コードを新規付番、変更又は修正した際に、一連の流れにおいて自動で住民票コード通知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード修正通知票を出力できること。 また、再出力もできること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 住民票コードを新規付番、変更又は修正した際に、住民票コード通知票、住民票コード変更通知票又は住民票コード修正通知票を出し、異動者に通知する。また、これらを紛失した場合には再発行を行う。 通知票は法律上求められているものであり、繁忙期に出力漏れを防ぐために自動出力機能が必要。		令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.3 住民票コード通知票等		0010269	住民票コード確認票を発行できること。	×	×	×	住民票コード通知票については、通常住民票コードを付番した市区町村から送付されるため、自市区町村以外で探査した者(転入してきた住民等)から住民票コードを確認したい旨の特別の請求があった場合に住民票コード確認票を発行する機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、このようなケースにおいては、住民票コード入りの住民票の写しや住民票記載事項証明書を請求すれば良く、確認票の発行は法制度上求められているものではないため、不要である。 なお、手数料については、どのような場合に徴収するかを含め、各市区町村の条例によって定められることから、手数料の有無については、確認票が必要である理由にはならない。		-	
機能要件	4 異動	4.4 個人番号の異動	-		0010270	個人番号の指定(番号法施行後初めて個人番号を指定する者及び出生者に係るもの(番号法第7条第1項、番号法附則第3条第2項、同条第3項))、請求に基づく個人番号の変更(番号法第7条第2項、番号法施行令第3条第4項)、職権に基づく個人番号の変更(番号法第7条第2項、番号法施行令第4条第1項)及び個人番号の修正(誤記又は記載漏れに係る職権修正(令第12条第3項))があるが、これら機能については7.1.2(番号連携)を参照のこと。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.1 法第30条の46転入		0010271	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報を登録できること。 なお、転入前住所については空欄として登録できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.2 法第30条の47届出		0010272	住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報を登録できること。 なお、転入前住所については空欄として登録できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.3 帰化		0010273	帰化の入力ができ、日本人住民票に記載できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 従来、帰化は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱いとなっていたが、住民基本台帳内で帰化の処理を行うよう変更となった。			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.3 帰化		0010274	住民基本台帳に記載されている外国人住民の場合は、帰化する前の住民基本台帳の記載情報(住所(方書を含む)、生年月日、性別、続柄、外国人住民となった年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、世帯番号、個人番号、転入前住所)を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日は、住民となった日として引き継げること。 また、その場合には、住民基本台帳に記載されている外国人住民票を消除できること。	◎	◎	◎	従来、帰化は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱いとなっていたが、住民基本台帳内で帰化の処理を行うよう変更となった。そのため、帰化する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、外国人住民票を消除する処理を行うもの。 帰化者の宛名番号について、新規付番する運用と帰化する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、各市区町村の団体内統合宛名システム等から名寄せを行っていると考えられ、帰化時に名寄せを行って同一番号を使用するほうが単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている市区町村もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.4 国籍取得		0010275	国籍取得の入力ができ、日本人住民票に記載できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱いとなっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となった。			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.4 国籍取得		0010276	住民基本台帳に記載されている外国人の場合は、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報(住所(方書を含む)、生年月日、性別、続柄、外国人住民となった年月日、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、世帯番号、個人番号、転入前住所)を引き継げること。このうち、外国人住民となった年月日は、住民となった日として引き継げること。 その場合、住民基本台帳に記載されている外国人住民票を消除できること。	◎	◎	◎	従来、国籍取得は外国人登録から住民基本台帳への記載に変更する取扱いとなっていたが、住民基本台帳内で国籍取得の処理を行うよう変更となった。そのため、国籍取得する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、外国人住民票を消除する処理を行うもの。 国籍取得者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍取得する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、各市区町村の団体内統合宛名システム等から名寄せを行っていると考えられ、国籍取得時に名寄せを行って同一番号を使用するほうが単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている市区町村もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.5 国籍喪失		0010277	国籍喪失の入力ができ、外国人住民票に記載できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 従来、国籍喪失は住民基本台帳への記載から外国人登録に変更する取扱いとなっていたが、住民基本台帳内で国籍喪失の処理を行うよう変更となった。			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.5 国籍喪失		0010278	住民基本台帳に記載されていた日本人住民が、外国人住民として新たに住民基本台帳に記載される場合には、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報(住所(方書を含む)、生年月日、性別、続柄、住所を定めた年月日、住民票コード、宛名番号、世帯番号、個人番号、転入前住所)を引き継げること。また、国籍を失った年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日を外国人住民となった年月日として記載できること。 その場合、住民基本台帳に記載されている日本人住民票を消除できること。	◎	◎	◎	従来、国籍喪失は住民基本台帳への記載から外国人登録に変更する取扱いとなっていたが、住民基本台帳内で国籍喪失の処理を行うよう変更となった。そのため、国籍喪失する前の住民基本台帳の記載情報を引き継ぐとともに、日本人住民票を消除する処理を行うもの。 なお、外国人住民となった年月日については日本人の住民となった年月日を引き継ぐわけではなく、国籍を失った年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日となるため、4.5.3(帰化)及び4.5.4(国籍取得)の場合と異なり、住民となった年月日は引き継がないこととしている。 国籍喪失者の宛名番号について、新規付番する運用と国籍喪失する前の同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、各市区町村の団体内統合宛名システム等から名寄せを行っていると考えられ、国籍喪失時に名寄せを行って同一番号を使用するほうが単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。 外国人住民の宛名番号を日本人住民と違う番号体系にしている市区町村もあるが、今回、宛名番号の運用について標準化することとする。			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.5 国籍喪失		0010279	国籍喪失者について、住民票の写し等の証明書に「旧外登法による登録年月日(いわゆる実質住民となった日)として、日本人住民であった際の住民となった年月日を記載できること。	×	×	×	国籍喪失者について、日本人住民であった際の住民となった年月日を「実質住民日」として住民票の写しの統合記載欄に記載する機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、そのような内容は住民票の写しの記載事項ではなく、日本人住民であった際の住民となった年月日は除票の写しを請求することで確認できるため、このような機能は不要である。		-	
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.6 出入国在留管理	在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者一住基対象外)等出入国在留管理等通知に基づき、以下とのおり修正及び消除すること。 ・出入国在留管理等通知の情報については、特別永住者を除き自動で取扱ができること。変更前と変更後の内容を記載した確認票(処理結果確認票)を作成でき、確認後に更新できること。	0010280	中核市市長会ひな形に付記 自動更新や処理結果確認票の作成、通知日にかかわらず一覧を確認し取扱ができる機能については、手動でも良いという意見もあるが、人口規模によって大幅な省力化につながるため市区町村からのニーズは高く、当該機能を記載することとした。 一般市区町村においては、それぞれの実情等を踏まえ、実装の要否について判断することとする。	◎	◎	○			令和8年4月1日	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 指定都市 中核市 一般市 区町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日		
	中分類	小分類	機能ID									
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び消除		0010281	在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者→住基対象外)等出入国在留管理庁通知に基づき、以下のとおり修正及び消除すること。 ・通知日にかかわらず取込が済んでいない対象者(既に除票となった者を除く。)が一覧でき、手動で取込ができること。指定都市においては、行政区画で異動の権限を制限している場合は、取込未対象者の一覧及び取込未対象者の手動取込について、当該行政区の自区住民に限ること。	◎	-	-	-	令和8年4月1日	
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び消除		0010282	在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者→住基対象外)等出入国在留管理庁通知に基づき、以下のとおり修正及び消除すること。 ・通知日にかかわらず取込が済んでいない対象者(既に除票となった者を除く。)が一覧でき、手動で取込ができること。	-	◎	◎	-	-	
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.6 出入国在留管理庁通知に基づく修正及び消除		0010283	在留資格の取消し、在留資格の変更許可(中長期在留資格者→住基対象外)等出入国在留管理庁通知に基づき、以下のとおり修正及び消除すること。 ・在留カードが後日交付される旨の旅券を提示して転入届を行った外国人住民について作成した住民票上の氏名表記が、後日に地方出入国在留管理局において交付された在留カード上の氏名表記と異なる場合は、出入国在留管理庁通知に基づき、市区町村長において職権で住民票の氏名表記を修正することができるこ	◎	◎	◎	外国人住民も住民基本台帳に記録されているため、在留資格取消しの入力が必要。また、留学→就労のように中長期在留者のみ在留資格が変わった場合の在留資格の変更も含んでいるため、修正できる機能も必要。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信		0010284	出入国在留管理庁の所管する「市町村連携仕様連携インタフェース仕様」の仕様に基づき、外国人の異動情報を、「住基法」・「入管法」と「入管法」、「住基法」に区別し、市町村通知及び市町村伝達を送信できるとともに、対象者を一覧で確認できること。オンライン送信又は媒体送信ができ、送信のタイミングは定めないが異動の時系列は担保されること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 外国人住民も住民基本台帳に記録され、住民票の記載事項変更等による市町村通知及び入管法の住居地届出による市町村通知及び市町村伝達を送信する必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信		0010285	以下について実行できること。 ・転出予定者の転出予定年月日に市町村通知を送信 ・特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達の送信 ・送信した市町村通知及び市町村伝達の照会 ・送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末における処理結果の取り込み及びエラー情報を含む処理結果の照会 ・送信した市町村通知及び市町村伝達の再送信	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信		0010286	在留カードの裏書が終了していないものに通知を出力できること。	×	×	×	在留カードの裏書が終了していない者に通知を出力する機能は、法令上求められているものではなく、分科会において当該機能を用いている市区町村がなかったことから、ニーズも少ないと判断し、不要とした。		-
機能要件	4 異動	4.5 外国人住民のみに係る異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信		0010287	整合性確認機能を備えること。	×	×	×	-		-
機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		0010288	4.1(届出)から4.5(外国人住民のみに係る異動)に規定する異動処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。その際、4.0.1(異動者)の例により、全部又は一部の区分により、対象者を選択できること。 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能であること。復元した後、統柄等の修正やデータを追加する必要がある場合にあっては、職権修正により対応する。 具体的には、①転出や死亡等の異動を取り消す機能(異動取消(増))、②転入や出生等の異動を取り消す機能(異動取消(減))及び③人口の増減を伴わない記載事項の訂正を実施する機能(異動取消(修正))を備えること。	◎	◎	◎	転入、転居、転出、職権記載、職権消除、職権修正等、全ての異動処理は、処理が誤っていることが分かった場合や、虚偽の届出であると分かった場合等のため、取り消すことができるようにしておく必要がある。 法令上は職権回復という用語はないが、中核市市長会ひな形においては、消除されて除票となった住民票を、消除を取り消すことによって原票に戻す行為について、「職権回復」として規定されている。こうした運用についても、本項目により「住民登録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること」としていることから、対応可能である。 なお、取消しは異動の届出単位で行うこととし、複数人の届出による異動があった際にはそのうちの一部のみ取り消すことは許容しない。 また、本項目は、あくまで虚偽・誤記等による異動の取消しを想定しており、誤記修正については本項目により修正することを想定していない。誤記修正については、4.2.3.3(誤記修正)による。 なお、本項目に記載のとおり、消除の取消し(すなわち、いわゆる転出取消と職権回復)のみならず、その他の異動処理(例:転居)の取消しもここに含める記載とすることについては、構成員・構成員意見照会の結果、問題ないと回答が多かったため、本項に消除の取消しとその他の異動処理の取消しを両方含むこととした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		0010289	住民登録システムデータベースにある異動処理については、異動前の住民データを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。除票用データベースに移行した異動処理については、除票用データベースから取り込める必要はないが、異動前の住民データを入力することにより、元の状態に復元できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		0010290	住所の異動を伴う異動処理を取り消す場合は、従前の世帯に(従前の世帯が一部転出(転居)していた場合は転出前の住所に)ある従前の世帯に、従前の世帯が全部転出等していた場合は転出前の住所に新たな世帯として)復帰すること。	◎	◎	◎	従前の世帯が全部転出していた場合は、いったん新たな世帯として転出前の住所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直す。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		0010291	取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理をともに異動履歴データとして保持すること。	◎	◎	◎	取消しを行った場合は、虚偽の異動の取消しであれ、それ以外の異動の取消しであれ、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持することとなる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		0010292	虚偽の異動について、異動を取り消すことにより、自動で改製し、統合記載欄に「虚偽」と入力する等、他の異動取消しと異なる特別な処理を行えること。	×	×	×	虚偽転居の場合、自動改製や統合記載欄、転入前住所欄の修正を一括で行える機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、虚偽転居自体が指定都市規模で年に教件程度と頻度が低く、当該機能のニーズは低いと考えられること、通常の取消機能で対応可能なことから、このような機能は実装しない。		-
機能要件	4 異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		0010293	転入通知の受理又は転出予定年月日の到来後の転出については、取消処理しようとすると場合にアラートを表示すること。	×	×	×	虚偽の場合等、転出予定年月日以降も転出を取り消すことはあり得るため、「転出予定年月日の前日までに」といった要件を付すことはしない。		-
機能要件	4 異動	4.6.1 (申出による)異動の取消し	4.6.1.1 (申出による)異動の取消し		0010294	申出を受けて行う異動の取消しについては、4.2.0.5の規定を準用する。	◎	◎	◎	申出を受けて行う異動の取消しについても、申出による旨を記載するニーズがある。		令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-		0010295	住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書又は住民票除票記載事項証明書を発行する際は、世帯全員又は一部の世帯員について選択できること。また、形式の指定(世帯連記式か否か、履歴の有無)、省略の指定ができる、デフォルトでは特別の請求又は必要である旨の申出がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。外国人の場合は、国籍・地域、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等の番号、通称の記載及び削除に関する事項の省略も指定できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 省略の指定について、世帯連記式の形式を指定した場合は、世帯員ごとに指定できる機能を想定している。 ※住民票の証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外については、省略指定を可能(省略がデフォルト)とする。 (技術的基準はシート「参考事項一覧」を参照)		令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-		0010296	証明書には、認証文(第4章に記載のもの)、電子公印及び発行番号を出力すること。 証明書が複数枚にわたる場合は、最終ページのみに認証文及び電子公印が印字されること。 なお、別紙により通称の記載及び削除に関する事項を出力する場合は、別紙を含めた最終ページに印字すること。	◎	◎	◎	一人世帯の方が単身であることを他人に知られたくないという申出があった場合にも、こういったケースへの配慮は記載事項証明書で対応可能であり、住民票の写しは戸籍のように謄本と抄本の区別なく、世帯全員である旨を認証文により示すニーズがあると考えられるため、「……世帯全員の住民票の原票と相違ない……」という認証文は維持する。 認証文の位置については、令第15条に「当該住民票の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない」と明記されているため、最終ページのみに印字することとした。		令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-		0010297	証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-		0010298	転出届に基づく転出予定年月日前に証明書を交付する場合は、転出届に基づき記録を行った事項を省略して印字すること。	◎	◎	◎	(技術的基準はシート「参考事項一覧」を参照)		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村			
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-	0010299	以前住民であったが、既に住民票が消除されて除票に記載されている者と当該者とかつて同世帯であり、現在、住民票に記載されている者とを世帯連記式により同じ住民票の写しに記載できること。		×	×	×	除票の写しと住民票の写しを1つの票の中で区分して表記することは困難であるため、当該機能については、実装不可機能とした。		-
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-	0010300	異動時に、証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発生した場合は、アラート等で注意喚起すること。		×	×	×	住民票の写し等の証明書を交付した後、その交付日を遡る異動(転居、死亡等)が発生した際、交付済の証明書の回収をするために、異動届時に異動日と交付日の確認等をカスタマイズしている市区町村もあるが、交付済の証明書の回収は制度上求められておらず、構成員・構成員意見照会の結果、アラートとしてもニーズは低いと考えられるため、証明書回収の事務は不要であり、そのための機能もアラートを含め、実装しないこととする。		-
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-	0010301	備考(C類型)以外の欄に通称住所を記載できること。		×	×	×	郵便・宅配で通用する「公証住所」と、戸舎内外で通用する「通称住所」を記載できるという機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、ニーズのある市区町村は少ないため、統合記載欄(1.1.14参照)に備考(C類型)として記載することができることであり、それ以外に特別の欄を設けることは標準機能としては不要である。		-
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	-	0010302	転出予定者が存在する世帯について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。		×	×	×	証明書の発行時、転出予定者が存在する旨のアラートをカスタマイズ実装する市区町村もあるが、転出予定者がいても証明書発行時点では他の世帯員と変わらず住民であり、証明書において他の世帯員と扱いが変わることはないので、そのような機能は不要である。		-
機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	-	0010303	世帯連記式の住民票の写しにおいて、世帯員の記載順序は、以下により設定でき、設定情報については、保持されること。ただし、世帯員の並び順を任意に設定することもできるとする。 なお、転入等により既設の世帯に入る者については、以下の並び順に自動で並び替えることとするが、市区町村長が任意に並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。 (シート「参考事項一覧」を参照)	◎	◎	◎	世帯連記式の住民票の写しにおける世帯員の並び順については、要領等で定められたものではなく、市区町村やベンダごとにまちまちであることから、要領第2-1-(2)アで規定する世帯票の場合における世帯員の記載順序に倣い、上記のとおり標準化することとした。 世帯主の子の家族に外国人が含まれている場合等、記載順序が自動で設定できない場合においても、続柄・記載順番を住民に確認し、任意に設定できる記載順番機能において正しく設定し、印字することが望ましい。		令和8年4月1日	
機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	-	0010304	「実装必須機能」で示す以外の並び順ルールを定められること。		×	×	×	-		-
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	-	修正 0010585 0010567	住民票の写し(世帯連記式を含む)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職種記載等通知書において、それぞれの氏名及び旧氏の項目の上の振り仮名欄に、法第7条の記載事項として住民票に記載された日本人氏名及び旧氏の氏名の振り仮名をカタカナで記載する。 なお、日本人の氏名又は名のみの振り仮名を記載する場合並びに氏及び名の振り仮名のいずれも記載しない場合は、以下のように記載すること。 (例示については、シート「帳票開連項目等一覧」を参照)	◎	◎	◎	日本人氏名及び旧氏の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条における住民票の記載事項とすることとされたことから、住民票の写し等に氏名の振り仮名の項目を設けて記載する。 なお、令和5年改正戸籍法の施行日から起算して1年以内は、日本人の氏又は名のみのそれぞれの振り仮名が届出されることが想定されるため、「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」により、日本人住民の氏又は名のみの振り仮名が戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の住民票記載事項として住民票に記載されていることを確認し、当該振り仮名が住民票の写し等に記載できる必要がある。住民票の写し等において、氏又は名のみが記載されている場合は、記載されていない氏又は名の振り仮名に「[氏空欄]」、「[名空欄]」と表記することとする。氏及び名ともに記載されていない日本人氏名の振り仮名についても、項目名及び項目内容を*表示とする。また、住民票の除票の写し及び住民票除票記載事項証明書においては、改正戸籍法の施行日から1年を経過した後も、氏名の振り仮名が記載されない者が混在し続けるため、「日本人氏名の振り仮名公証フラグ」にて公証されていることが確認された者における日本人氏名の振り仮名のみ記載することに留意すること。 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正施行日から1年以内は、住所地市町村に対し、旧氏の振り仮名が請求されることが想定されるため、「旧氏の振り仮名公証フラグ」により、旧氏の振り仮名が公証されていることが確認された者における旧氏の振り仮名について住民票の写し等に記載できる必要がある。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010557から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い「旧氏の振り仮名公証フラグ」に関する機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日	
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	-	修正 0010586 0010568	住民票の写し(世帯連記式を含む)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書、転出証明書、証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職種記載等通知書において、それぞれの項目の内容の後に括弧書きでカタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (例示については、シート「帳票開連項目等一覧」を参照)	○	○	○	並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに応じて住民票の写し等に旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、「実装必須機能」に加えるべきではないものの、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはしないこととし、「標準オプション機能」として整理したものである。 旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナの配置については、住民票の記載事項である日本人氏名の振り仮名と区別するため、振り仮名個別に欄に記載するのではなく、各項目の記載内容の後に、括弧書きで表記することとする。 外国人住民における住民票の写し等において、氏名の振り仮名欄は、他の項目と同様、項目名及び項目内容を*表示とすること(20.0.2参照)。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010558から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、外国人氏名及び通称のフリガナの取扱いの記載を修正及び「要件の考え方・理由」を補記	-	
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	-	修正 0010587 0010569	住民票の写し(世帯連記式を含む)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職種記載等通知書の日本人氏名及び旧氏の振り仮名を記載できること。		×	×	×	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010559から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、日本人氏名及び旧氏の振り仮名欄の取扱いに関する実装不可機能を追加修正	-
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	-	修正 0010588 0010560	住民票の写し(世帯連記式を含む)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、証明書及び住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の氏名・旧氏及び通称以外の項目に、旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを記載できること。		×	×	×	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010560から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、外国人氏名及び通称のフリガナの取扱いの記載を修正	-
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	-	修正 0010589 0010561	括弧書き以外の方法で旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを記載できること。		×	×	×	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010561から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、外国人氏名及び通称のフリガナの取扱いの記載を修正	-
機能要件	5 証明	5.3 振り仮名・フリガナ	-	修正 0010590 0010562	日本人氏名及び旧氏の振り仮名・旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナをひらがなにより記載できること。		×	×	×	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010562から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、外国人氏名及び通称のフリガナの取扱いの記載を修正	-
機能要件	5 証明	5.4 方書の記載	-	0010309	住所等に方書が含まれる場合は、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書の交付請求において、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。	◎	◎	◎	方書については、要領第2-1-(2)キにおいて、アパート名、居室の番号や「何某(間貸人氏名)方」まで含め、記載すべきことが明示されているため、必ず記載することとする。		令和8年4月1日	
機能要件	5 証明	5.5 発行番号	-	0010310	発行番号を証明書に印字できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 コンビニ交付による証明書の発行番号については、証明発行サーバが住民登録システムと別システムであることから、証明発行サーバにおいて、別に管理されるものである。		令和8年4月1日	
機能要件	5 証明	5.5 発行番号	-	0010311	発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とできること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村				
機能要件	5 証明	5.5 発行番号	-		0010312	発行番号は以下の表示方法とすること。 発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリント番号・発行された順に付された番号・ページ数／総ページ数 例: 20200502 ●市 本庁1 プリント001 011 1/2 なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすることもできる	◎	◎	◎	市区町村の小規模拠点等では端末を置かずに入力してリモート出力しているケースがあるため、追跡のためにプリント番号も発行番号として表示する。 発行された順に付された番号については、日ごと、発行場所ごと、証明書ごとの連番とすること。			令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.5 発行番号	-		0010313	複数部数を発行する場合は、1部ずつ異なる発行番号とすること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	
機能要件	5 証明	5.5 発行番号	-		0010314	発行された庁舎名等を証明書に印字することができること。	×	×	×	発行された庁舎名等を証明書に印字する機能については、発行番号により発行場所が分かるため不要。		-	
機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	-		0010563	システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)を選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、都道府県名を印字すること。ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。	◎	◎	◎	居所の公証たる住民票の写しや各種通知等は公文書に当たるため、公印が必要。ただし、各市区町村における規定等により通知によっては公印省略を可能としている場合もある。 法的には公印の押印は必ずしも必要ないが、各市区町村の文書管理規程等により義務付けられているもの(公印及び契印の押印)。 認証者や公印等は、証明書ごとに選択できる方が良いこと、電子公印の縦横の最大サイズを規定した方が良いこと、また、黒色であることの規定が必要であることを踏まえて追記。 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている市区町村もあるが、指定都市においては、区名も印字することから都道府県名を印字しないとした場合においても一意に示せないことは起こりえないことから、指定都市においては都道府県名は省略できることとした。			令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	-		0010316	公印は電子公印に対応し、種類(市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用の印、カード券面用の印)を選択できること。また、「この印は黒色です」等の任意の固定文言を印字できること。 なお、電子公印は最大25mm角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形の記載を採用し、電子公印対応を付記 磁気ディスクをもって調製された住民基本台帳の一部の写しには電子印の使用が認められているので、住民票の写しに押印する電子印の管理機能が必要となる。 現在の住民登録システムでは、電子印が一般的であり、そのイメージを管理する機能が必要。 認証者や公印等は、証明書ごとに選択できる方が良いこと、電子公印の縦横の最大サイズを規定した方が良いこと、また、黒色であることの規定が必要であることを踏まえて追記。 また、公印の種類は2種類以上管理できることとした方が良い(証明書専用印等あり)。			令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	-		0010317	支所・出張所の専用公印を持つこと。	×	×	×	支所・出張所の専用公印を持っている市区町村もあるが、電子公印でなく、実物の公印を使っていた時代の名残であり、発行番号で出力場所の管理が可能であることから、支所・出張所の専用公印を持つ機能は不要。 なお、5.5(発行番号)において、「発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすること」としており、発行場所は発行番号により判断することができる。			-
機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	-		0010318	指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	×	×	×	指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略する運用としている市区町村もあるが、指定都市においては、区名も印字することから都道府県名を印字しないとした場合においても一意に示せないことは起こりえないことから、指定都市においては都道府県名は省略できることとした。			-
機能要件	5 証明	5.7 公用表示	-		0010319	証明書(住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事項証明書)に「公用」の表示(印字)ができること。	◎	◎	◎	「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書(平成19年2月)」では、国・地方公共団体の機関が、法令で定める事務を遂行するためには、公印を用いることを明らかにした場合を、「公用請求」として定義している。 これらを受け、住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び除票記載事項証明書に「公用」と表示(印字)することは、本人等の請求や第三者からの申出による住民票の写し等の交付と区別する上で必要といえる。			令和8年4月1日
機能要件	5 証明	5.7 公用表示	-		0010320	証明書に「附票通知」や「規定により免除」と表示できること。	×	×	×	中核市市長会ひな形のよう、証明書に「附票通知」を表示する機能については、法第19条第4項で電子的に行うこととされているため不要。 「規定により免除」を印字する市区町村もあるが、分科会における議論の結果、「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため、不要。			-
機能要件	5 証明	5.8 文字溢れ対応	-		0010321	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整する等して、文字超過とならないようすること。 なお、文字数が多くやむを得ず文字溢れが生じる場合場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出して、文字溢れした情報を確認できるようになること。ただし、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択でき、出力時に変更することもできること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 証明書に正しく印字されない文字溢れについては、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。			令和8年4月1日
機能要件	6 統計	6.1 統計	-		0010322	毎年、総務省通知(平成26年12月25日付け総行住第136号)に基づき総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を備えていること。	◎	◎	◎	全市区町村に共通して必要となる「住民基本台帳関係年報」及び「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」については、統計機能として備えること。 併せて、それ以外の都道府県独自の調査等への対応についてはEUC機能(「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)により、各市区町村職員がデータの抽出を行うことを可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。			令和8年4月1日
機能要件	6 統計	6.1 統計	-		0010323	毎年、出入国在留管理庁が実施している「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」の調査項目を算出するための統計機能を備えていること。	◎	◎	◎	全市区町村に共通して必要となる「住民基本台帳関係年報」及び「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」については、統計機能として備えること。			令和8年4月1日
機能要件	6 統計	6.1 統計	-		0010324	システム移行においては、標準準拠システム稼働日以降の集計ができる(標準準拠システム稼働日以前の集計は、従来のシステムで行うこと。)。	◎	◎	◎	統計処理に関するシステム設計は、ベンダごとに異なり、新システムで、旧システム時代の各種集計表を印字するに当たり、データ移行が非常に困難になること等が想定されるため、運用にて対処できる記載とする。			令和8年4月1日
機能要件	6 統計	6.1 統計	-		0010325	統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転出予定者については、現存者として扱うこと。	◎	◎	◎	統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転出予定者については、現存者と扱うか消去者と扱うかの解釈が市区町村ごとに異なり、2パターンの集計表のカスタマイズにつながっているとの実態があるが、このような転出予定者については、転出予定年月日の前日までは、転出地市区町村の現存者として扱う旨、事務連絡「住民基本台帳年報の報告数値の正確性の確保のための措置等について」(平成18年2月6日)に定められているため、集計表は事務連絡の記載に合わせた1パターンのみとする。			令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信		0010326	転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること(4.1.3.0.4(特例転入を利用した転出)、4.1.3.1.1(転入通知の受理)、4.2.1.1(住所設定・未届転入)、7.1.1.4(カード管理システム連携)、9.7(住所一括変更)参照)。送付先情報については、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。 なお、送信方法(回線や媒体)や送信のタイミングは定めないが、異動の時系列は担保されること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記(機能の網羅性を確保) CSへの連携方式として、自動連携方式と手動連携方式があるが、本仕様書では自動連携方式を想定する。 なお、CSへの連携に係る仕様については既存住基システム改造仕様書を参考とすること。 また、「既存住基システム改造仕様書」に従い住基ネット統一文字及び行政事務標準文字图形名を連携する必要があるため、適切に処理できるよう留意すること。			令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信		0010327	広域交付地市区町村から広域交付住民票の交付要求を受信した場合、広域交付住民票情報をCS経由で交付市区町村CSへ送信できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信		0010328	住基ネット共同利用に対応し、CSサーバで受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を備えること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村			
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信	修正 0010591 0010329	0010591 0010329	その他、以下について実行できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010329から変更 旧氏の振り仮名改訂に伴い「項目詳細一覧」を修正	令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.1 CSへの自動送信		0010330	その他、以下について実行できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	-	-	指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧表について行政区単位で分割できることとする。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.2 整合性確認		0010331	CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形を踏襲 エラーリスト(紙のみ)はCSでのみ印刷され、データでの出力機能はないため、住民登録システム側での出力機能は実現できない。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010332	個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 CSから連携されるカードの種類は個人番号カードのみであるため、「通知カードの発行・管理」という文言は削除。なお、個人番号カードの発行状況とは、改造仕様書に規定のとおり、カード運用状況、カード有効期限及びカード回収日が含まれる。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010333	また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010334	個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報を出力できること。	○	○	○	個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書は、統合端末から発行される申請書ID付きとJ-LISホームページで公開される手書き用「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行住第137号通知)」記載の2種類である。住民登録システムで出力できるのは後者であるため、手書き用のフォーマットにて出力する必要がある。 個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力する機能については、分科会の議論において、手書き申請書は申請書IDが付されず、事務が複雑になることや混乱が生じること等の懸念もあるが、窓口業務をアウトソーシングしている市町村にとっては、統合端末を委託事業者が扱えないため、当該機能が必要であるとの意見があつたため、記載することとした。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010335	住民登録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリントに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、当該届出の年月日、変更後の内容、職印の4項目とすること。 印字可能な残行数を指定する等により、印字文字サイズや印字行数を調整できること。	○	○	○	異動内容等の情報をカード券面プリントに出力する機能については、分科会の議論において、手書きの場合、券面記載事項の信憑性や見た目に問題があり、住民サービスの低下を招くため、カード券面プリントに出力して印字する方が良いとの意見があつた。一方、特に小規模市町村では個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書はカード管理端末で出力していることや、カード券面への印刷も住民登録システムから直接印字する必要性が低いこと、カード券面プリント側で設定や操作されている場合もあることから、各市町村の実情等を踏まえ、実装の要否について判断できることとする。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010336	記載事項変更案内や返納案内を発行できること。	×	×	×	記載事項変更案内や返納案内の発行機能は、統合端末において確認することができるため不要。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010337	署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無を確認できること。	×	×	×	署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納有無の確認機能は、統合端末において確認することができるため不要。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況		0010338	個人番号カードの再交付の事務ができること。	×	×	×	再交付の事務のための機能は、統合端末において確認することができるため不要。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携		0010339	個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。	○	○	○	中核市市長会ひな形に付記		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携		0010340	CSから送信される更新対象者のデータを住民登録システムと突合し、送付先情報を作成し、CSに送信すること。番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所を送付先として設定できること。	○	○	○	全国照会の意見を踏まえ、個人番号カードの有効期限切れ通知が今後ますます増大することを見据え、これに対応するため、CSから送信される更新対象者のデータを住民登録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能を設ける。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携		0010341	送付先情報のCS送信履歴を検索・確認できること。	○	○	○	送付先情報が作成されていれば自動で送信されるシステムであるため、内容、送付できているかの検索・確認は必要である。		-
機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携		0010342	個人番号カード管理システムから受信した送付先情報突合結果通知において、突合結果区分が「再作成依頼」となっているものについて、送付先情報を作成し、CSに自動送信すること。また、突合結果区分が「交付取りやめ」となっているものについて、通知書が自動で作成できること。	○	○	○	-		-
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求		0010343	個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。 また、生成された個人番号の取扱ができること。	○	○	○	中核市市長会ひな形に付記 出生や職権等で個人番号を新規付番する場合、自動的に住基ネットを通じ、個人番号とすべき番号の生成要求を行い、生成された個人番号を取り込み、住民票に記載が必要である。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求		0010344	個人番号の変更請求及び職権修正に基づく個人番号の変更要求ができること。	○	○	○	個人番号の漏れい等で悪用の恐れがある等の場合において、変更請求や職権修正による個人番号の変更も行うことができるようとする。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1 個人番号の生成・変更・修正要求		0010345	個人番号請求者及び変更者について一覧表を作成できること。	×	×	×	個人番号請求者及び変更者の一覧表作成については、EUCで対応可能であり、機能としては市区町村のニーズが低いため不要。		-
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.2 符号の取得		0010346	住基ネット回線経由で符号の取得要求ができること。	○	○	○	中核市市長会ひな形に付記 情報提供ネットワークシステムで使用する機関別符号は、住基ネット回線を通じて取得要求し、最終的に中間サーバーに符号が格納される。 なお、住民基本台帳事務では情報照会を行わない。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.2 符号の取得		0010347	住民登録システムからCSへの符号の要求が正常に送信できているかを確認できること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能		0010348	団体内統合宛名機能(「共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう、以下同じ。)における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のため、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。	○	○	○	デジタル庁が規定する「共通機能標準仕様書」が策定されたことに伴い、当該機能を規定した。		令和8年4月1日
	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能		0010527	団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能		0010349	団体内統合宛名機能からの機関別符号取得要求を受信できること。	○	○	○	-		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能		0010350	団体内統合宛名システムで付番された「団体内統合宛名番号」を取り込むことができる。	×	×	×	「共通機能標準仕様書」に基づき、住民登録を含む業務システムの宛名番号から団体内統合宛名番号への変換は、「団体内統合宛名システム」が行うこととされたことから、住民登録システムへの「団体内統合宛名番号」の取込は不要。		-
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得		0010351	住基ネット回線経由でカード用署名用電子証明書及びカード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号を職員の手を介すことなく自動で取り込める。	◎	○	○	当該機能により、住民の電子証明書情報を住民登録システムにおいて管理することが可能となる。これは、個人番号カードによる証明書等の交付や電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となり、また、総務省が策定した「申請管理システム標準仕様書」に基づく、申請管理機能への連携のため必要となるものである。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.5 申請管理機能連携		0010352	住基ネットから取得した利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住民票コードの対応情報をに基づき、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)の宛名番号と利用者証明用電子証明書のシリアル番号をひもづけることができる。	◎	○	○	「共通機能標準仕様書」に合わせて、当該機能を設けた。		-
機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.5 申請管理機能連携		0010353	利用者証明用電子証明書のシリアル番号及び当該シリアル番号とひもづいた宛名番号については、申請管理機能に対し、連携(提供)できること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システムへの連携		0010354	デジタル庁が規定する庁内データ連携機能(「共通機能標準仕様書」において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。)及び「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこと。	◎	○	○	住民登録システムから他の標準準拠システムへの情報連携又は他の標準準拠システムから住民登録システムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。ただし、個人番号については、番号法第9条に規定されている事務に限り連携できることに留意すること。また、法第7条にある住民票の記載事項の全てが磁気ディスクをもって調製されていることは必須である。(法第7条引用はシート「参考事項一覧」を参照)		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システムへの連携		0010355	戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.4支援措置における連携を除き、戸籍附票システムに対して、管内本籍人の住所異動(転居等)時に住所情報を連携できること。	×	×	×	戸籍附票システムが住民登録システムと直接連携している市区町村とCSを介して住民登録システムと連携している市区町村があるが、データを戸籍附票システムにどう取り込むかでは住民登録システムはデータをCSへ送信することができる機能(7.1.1.参照)があれば十分であることから、管内本籍人の住所異動(転居等)時ににおいて、住所情報を戸籍附票システムに連携できる機能は実装しないこととする。なお、戸籍附票システムにおいて、本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応するために、住民登録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に対応するために必要な情報を連携している場合及び住民基本台帳に記録された者について住民基本台帳局において支援措置の申出を受けた場合については、例外的に住民登録システムと戸籍附票システムの間で連携をする必要があることから、実装不可機能から除くこととした(庁内データ連携機能及びデータ要件・連携要件標準仕様書)にも当該連携について規定している。)		-
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システムへの連携		0010356	以下の項目について、住民登録システムから他のシステムの最新情報を照会できること。(シート「項目詳細一覧」を参照)	×	×	×	選挙人名簿への登録の有無は、住民票(原票)の記載事項であり、住民登録システムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。ただし、記載事項となっているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区・事由等のその他の事項を反映できることは不要。国民健康保険の被保険者証の記号及び番号、後期高齢者医療の被保険者証の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2-1-1(2)-ノにおいて、任意事項の例として挙げられているが、市区町村のニーズが低いため不要。米穀の配給については、今まで住民票の記載事項が定められていないことから本仕様書には不要。		-
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.2 独自施策システム等への連携		0010357	標準準拠システム以外のシステム(独自施策システム等)のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。	◎	○	○	住民登録システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.2 独自施策システム等への連携		0010358	外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付		0010359	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、コンビニ交付システムインターフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。	◎	○	○	コンビニ交付をはじめとする個人番号カードによる証明書等の交付に対応するため、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム(市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップとして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム)等から選択して導入できることとし、証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等は、住民登録システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、コンビニ交付システムインターフェース仕様書等に基づいた電文、証明書PDFを出力する機能を備えることとする。		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付		0010360	当該端末における証明書交付履歴を管理できること。	◎	○	○	-		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付		0010361	公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	◎	○	○	オンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応できる機能を備えることとする。なお、当該機能を備えるシステムを別途、構築している場合には、当該システムと必要な情報を連携できる機能を備えることとする。		令和8年4月1日
機能要件	8 標準オプション機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理		0010362	「本人通知」の申出内容について、登録・管理できること。	○	○	○	中核市市長会ひな形に付記(一覧表はEUC対応) 「本人通知」は市区町村間で実施形態が異なることから、備えるかどうかは、当該市区町村の判断とする。		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理		0010363	登録期間が満了する者について、本人通知期間満了のお知らせを出力できること。	○	○	○	-		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理		0010364	対象の証明書は、窓口で交付した「住民票の写し」「住民票の除票の写し」「住民票記載事項証明書」「住民票除票記載事項証明書」とし、証明書を発行する際に、交付記録として交付年月日・交付請求者区分(本人、代理人、第三者)・証明書の種別・枚数の記録(登録)ができる。また、証明書発行後に修正(交付請求者の選択誤りを修正)ができる。	○	○	○	-		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.1 本人通知	8.1.2 画面表示		0010365	「本人通知」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。	○	○	○	中核市市長会ひな形を踏襲(一覧表はEUC対応) 「本人通知」は住民基本台帳制度ではなく、市区町村での任意の取組であることから、市区町村間で実施形態が異なり、備えるかどうかは、市区町村の判断である。		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.1 本人通知	8.1.3 通知書出力		0010366	証明書発行履歴を基に本人あて又は申請者あての住民票の写し等交付通知書(発行日・請求者区分・証明書種別・枚数)を出力できること。 なお、出力条件として、「本人通知の事前登録者への交付」、「本人通知の事前登録者への交付(申請者が本人の交付記録は除く)」、「事前登録に関わらず申請者情報(第三者への交付や委任状による交付)による判定」を選択できること。	○	○	○	中核市市長会ひな形に付記 本人通知は市区町村間で実施形態が異なることから、備えるかどうかは、当該市区町村の判断とする。		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成		0010367	指定した更新対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、更新異動者リスト(有効期限を含む。)と案内を作成すること。	○	○	○	中核市市長会ひな形に付記 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁勧奨案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成		0010368	更新年月日を経過した特別永住者について(自動的に)定期的に更新案内が作成されること。	○	○	○	-		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成		0010369	有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。	○	○	○	-		-

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID						
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成		0010370	指定都市においては、更新異動者リストを行政区単位で分割できること。	○ - -	指定都市においては、作業の効率化の観点から、更新異動者リストを行政区単位で分割できることとする。		-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010371	特別永住者証明書有効期間更新申請書及び特別永住者証明書再交付申請書を出力できること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010372	申請を行った者について、申請受理状態にし、特別永住者証明書交付予定通知書・受領書を出力できること。受領書については、再出力できること。また、誤って受理処理を行った者について、取消しができること。項目ごとに取消前と取消後が印字された確認票を出力できること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010373	出入国在留管理庁から特別永住者証明書を受取した者について、交付待ち状態にすること。項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票を出力できること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010374	出入国在留管理庁通知を取り込むことができ、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票を出力できること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010375	出入国在留管理庁にて市町村通知を発出後、項目ごとに変更前と変更後が印字された確認票を出力できること。同時に交付済の状態にすること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010376	返納された特別永住者証明書について、返納入力ができること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		0010377	交付予定期間に特別永住者証明書を受領に来ない場合に、不交付返戻情報を入力できること。	○ ○ ○ -			-
機能要件	8 標準オプション機能	8.2 特別永住者	8.2.3 更新予定数調査		0010378	有効期限の支所別(区役所別)、年度別集計表を作成できること。 現年度と次年度について、有効期限の支所別、月別集計表を作成できること。	○ ○ ○	更新予定数調査は法定の要件ではない。特別永住者証明書の切替え事務は入管特例法(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号))に基づく法定受託事務であるが、支所別というものは各市区町村固有要件である。 各支所で特別永住者の証明書更新事務を行っている市区町村の場合、事務作業量、工数等を推察するため作成している集計表であり、ほとんどの市区町村には不要な帳票であるため、標準オプション機能とする。		-
機能要件	9 パッチ	9.1 他システムとの連携を除くパッチ処理	-		0010379	パッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョン等について、発注者からの要求があった場合、提示すること。	○ ○ ○	本項目におけるパッチ処理は住民登録システムにおける日次、月次データ処理等、他システムへの連携を伴わない処理を想定したものであり、他システムとの連携を伴う処理については「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。 パッチ処理の実行方法には、直接起動方法のほか、ジョブスケジューラーから実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。 住民登録システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による実行(非同期実行)は一般的に用いられないことから、パッチ処理が「同期実行」できることが必要となる。 なお、ベンダは、構築環境等により、提供製品についての情報を顧客である市区町村に開示、説明する義務があり、市区町村側もミドルウェアの情報に限らず把握しておく必要がある。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.1 他システムとの連携を除くパッチ処理	-		0010380	パッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができる。 修正箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。	○ ○ ○	修正パラメータ箇所は判別しやすい必要があるが、アクセシビリティの観点から、色での識別等の方法は規定しない。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.1 他システムとの連携を除くパッチ処理	-		0010381	全てのパッチ処理の実行結果(処理内容、処理結果、処理時間、処理端末名、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が表示されること。また、異常終了した場合の警告を住民登録システム内又は自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。	○ ○ ○	パッチ処理異常が発生した場合はリカバリが必要となることから、リカバリを効率化するための実行結果の出力は必須である。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.1 他システムとの連携を除くパッチ処理	-		0010382	例えば6.1で記載した統計についてパッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。	○ ○ ○	製品によっては、システムによりXLSX形式で作成可能なものや、CSVだけ作成し、あとはオペレーションで行うものもあるため、機能要件を合わせるために記載。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.1 他システムとの連携を除くパッチ処理	-		0010383	9.2(抑止対象者)以降に特に留意すべき処理について記載しており、これらの処理についてはパッチ処理を可能とすること。	○ ○ ○	-		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.2 抑止対象者	-		0010384	抑止対象者一覧を作成できること。また、抑止の種類等による抽出、項目による並べ替えができること。	○ ○ ○	中核市市長会ひな形に付記 抑止対象者は、設定した後、抑止状態のままになることを防止するため、一定期間後にメンテナンスを行うための一覧を作成し確認する。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.2 抑止対象者	-		0010385	指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。	○ - -	指定都市においては、作業の効率化の観点から、一覧について行政区単位で分割できることとする。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.2 抑止対象者	-		0010386	一覧表を支所単位で分割できること。	○ ○ ○	支所等の単位での分割も実施する場合があるとの意見があつたことから、標準オプション機能とした。	-	-
機能要件	9 パッチ	9.3 除票用データベースへの移行	-		0010387	5年を経過した除票について、住民登録システムデータベースから除票用データベースへ移行し、同時に住民登録システムデータベースから削除できること。	○ ○ ○	デジタル手続法による法の一部改正に基づき、令の一部が改正され、住民票の除票の保存期間が5年から150年に延長された。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.3 除票用データベースへの移行	-		0010388	1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、パッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	○ ○ ○	1.1.5(除票)に記載のとおり、5年を経過した除票について、1年に1回、市区町村ごとに繁忙期を避けて、パッチ処理により、住民登録システムデータベースから除票用データベースへの移行作業を行うものとする。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	-		0010389	成年被後見人の転出があった場合、転入通知受領後、転入地市区町村へ発送する通知書を作成できること。	○ ○ ○	中核市市長会ひな形に付記(一覧表はEUC対応) 成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑登録事務と関係すると考えられるが、住民基本台帳事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を提出しようとした場合に、成年被後見人であるかどうかを確認できる必要がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付されるため、市区町村間で連携されていないと転入地市区町村が了知できず、当該成年被後見人の当初の住所地の市区町村が他の市区町村に通知する必要がある。なお、運用上、成年被後見人の設定がなされた際に住所地に通知された書類等も合わせて転入地市区町村に連携されている。中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えられるため、本仕様書にも盛り込む。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	-		0010390	成年被後見人について、一覧表を作成できること。	× × ×	異動処理と連動した対象者の一覧表作成については、EUC機能により対応する。		-
機能要件	9 パッチ	9.5 住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)	-		0010391	抽出条件を指定(例:支援措置対象者を除く、ランダム順位)した住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の作成ができること。	○ ○ ○	中核市市長会ひな形に付記		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.5 住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)	-		0010392	リストについては、PDF又はCSV形式のテキストファイルで出力ができること。	○ ○ ○	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)は、PDFによる閲覧や特別な閲覧システムに移すためのCSVデータで作成することが想定される。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.6 無作為抽出・条件指定抽出	-		0010393	性別、生年月日、地区、抽出人數、日本人・外国人の別を指定して住民を無作為抽出できること。	○ ○ ○	構成員・構成員に意見照会を実施した結果、他課からのニーズが高い等の理由から、当該機能が必要との意見が多數であったため、住民登録システム以外で担うべきシステムがない場合があることも踏まえ、実装必須機能とする。		令和8年4月1日
機能要件	9 パッチ	9.6 無作為抽出・条件指定抽出	-		0010394	対象者の宛名シールを出力できること。	○ ○ ○	-		令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村				
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010395	区画整理・住居表示等対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。	◎	◎	◎	中核市市長会ひな形に付記 区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理ができ、その後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できるとの機能については、構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住民票(原票)上の住所が変更になるため住民記録システムにおいて対応すべきである等の理由から、当該機能が必要との意見が多数であったため、実装必須機能とする。			令和8年4月1日
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010396	対象者に事前又は事後の通知を出力できること。	◎	◎	◎	対象者に事前又は事後の通知を出力する機能については、専用のパッケージではなく、既に多くのベンダが対応している等の理由から、事前又は事後の通知のいずれかが必要であるとの意見が多数であったため、事前又は事後で通知文はほぼ変わらないことも踏まえ、ともに実装必須機能とする。			令和8年4月1日
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010397	以下について対応できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010398	以下について対応できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	-			-
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010399	住居表示、土地の名称、地番変更等が行われる区域の住民登録者について、「氏名、住所、生年月日、本籍、筆頭者、世帯主か否か」を抽出し、一覧表を作成できること。	×	×	×	-			-
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010400	該当区域内における基準日から実施日までの異動処理について、「異動前／異動後の氏名、住所、方書、異動事由」を抽出し、確認用の一覧表を作成できること。	×	×	×	-			-
機能要件	9 バッチ	9.7 住所一括変更	-		0010401	郵便局や金融機関等の他機関へのデータを提供できること。	×	×	×	地図会社とのデータの授受については、市区町村から、当該者の現住所が分かる世帯情報を地図会社(測量会社)へデータ提供し、地図会社が新住所(住居表示後の住所)を追記し、市区町村へ納品することで、この変更前後のデータを使って、住所一括変更を処理する運用を行う市区町村もあるが、本仕様書としてはこの機能は不要である。			-
機能要件	9 バッチ	9.8 経過滞在者	-		0010402	出生・国籍喪失による経過滞在者情報の一覧表を作成できること。	×	×	×	EUCで対応可能であり、当該機能を利用せずに対応している市区町村もあることから、本仕様書に記載する機能としては不要。			-
機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	-		0010403	EUC機能を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(住民記録システム)」の規定に従うこと(住民記録システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できること前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする)。なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、住民記録システムの基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	◎	◎	◎	デジタル庁が規定する「共通機能標準仕様書」が策定されたことに伴い、当該機能を規定した。また、EUC機能又はEUC機能によって出力されたファイル等についても以下の技術的基準に準拠すること。(技術的基準はシート「参考事項一覧」を参照)			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	-		0010404	(1)ログの取得 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること(IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で当該機能が市区町村に提供されるようにすること)。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (※(c)から(e)までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。	◎	◎	◎	印刷ログについては、プリンタ名では印刷場所の特定が困難な場合があるため、その場合は省略することも、印刷端末名をもって代えることも可とすることとした。			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	-		0010405	取得したログは、市区町村が定める期間保管とともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。	◎	◎	◎	ログの保管期間は、各市区町村の開示請求の対応期間と同じであることが望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。 保管期間を指定する理由を明示することによって、クラウド環境下等において長期的にログを残したい自治体に対する追加課金等の理由も明確になる。 特に、特定個人情報に関するログに関しては、内部監査及び外部監査(個人情報保護委員会による監査等を含む。)にも対応できるよう、監査証跡としての役割も満たせることが必要である(特定個人情報へのアクセスログについては、安全管理措置でログの取得と定期的な分析・確認が義務づけられており、ログ取得機能を提供できないシステムは番号法違反となり、導入できない。)。			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	-		0010406	システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	-		0010407	(2)ログの分析 システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること(IaaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、IaaS事業者と協議する等により、何らかの形で当該機能が市区町村に提供されるようにすること)。 分析例 ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010408	システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID、パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)並びに利用範囲及び期間を管理できること。	◎	◎	◎	操作権限は、個々のシステムの利用者及び管理者を特定する必要となるため、必ず、利用者個人を単位としたID及びパスワードを付与する。			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010409	職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010410	IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができる。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010411	アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010412	アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010413	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができる。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010414	事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができる。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010415	他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010416	操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	◎	◎	◎	人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理等で一括メンテナンスできることとする(テキストデータを元にシステムで一括更新可能等)。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010417	IDとパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	◎	◎	◎	特定個人情報を含む個人情報や機微情報を取り扱う住民記録システムでは、システムの利用者及び管理者の個人単位での操作権限の管理が必要であるとともに、なりすまし利用を防止するため二要素認証を利用可能とする(グループ利用や非常勤職員等が同一IDを共用することは禁止。)。 なお、認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010418	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。	○	○	○	アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は標準オプション機能とした。		-
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010419	操作権限一覧表で操作権限が設定できること。	○	○	○	-		-
機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	-		0010420	シングル・サイン・オンが使用できること。	○	○	○	-		-
機能要件	10 共通	10.4 操作権限設定	-		0010421	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、他課参照や異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」及び「在留資格等」の項目を表示又は非表示に設定できること(支援措置対象者の権限設定については10.3(操作権限設定)を参照)。	◎	◎	◎	住民基本台帳は、法第1条において、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るために、住民に関する記録を正確かつ統一的に行なう住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。)とされており、住民票の記載事項を当該市区町村内の関係部署において適切に利用することについては、制度の趣旨に合致したものとされている。 一方で、住民票の記載事項には個人番号や住民票コード、戸籍に関する情報、在留資格等特別な措置を要する情報も含まれている。これらの項目については、住民票の記載事項であるが、処理担当者によっては必ずしも必要な情報ではないため、他課参照用の住民記録照会画面において、これらを利用することができるシステムの利用者及び管理者といった権限者に応じて、個人単位で一定の操作権限設定を行えることとする。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.4 操作権限設定	-		0010422	「統柄(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との統柄)」について、操作権限に応じて表示・非表示を切り替えることができること。	×	×	×	「統柄(世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との統柄)」については、分科会における議論の結果、表示・非表示を切り替えるニーズが確認できなかったので、表示・非表示を切り替える機能は不要と判断した。		-
機能要件	10 共通	10.5 ヘルプ機能	-		0010423	システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.5 ヘルプ機能	-		0010424	ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等を確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)が提供されること。	◎	◎	◎	オンラインマニュアルは、システムの操作中に、キーワード検索等によって、知りたい情報に容易にアクセスできる。 オンラインマニュアルの一部として、Q&A(よくある質問&回答)集が提供されることが望ましい。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.5 ヘルプ機能	-		0010425	システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。	×	×	×	市区町村によっては冊子のマニュアルが使用されているが、オンラインマニュアルで代替できるため、不要とする。		-
機能要件	10 共通	10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく出力	-		0010426	「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで出力する機能が提供されること。なお、その際には「データ要件・連携要件標準仕様書」にて規定されている文字要件に準ずること。また、データ要件の標準以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。	◎	◎	◎	各標準準拠システムは、共通要件である「データ要件・連携要件標準仕様書」に従う必要があり、当該標準仕様書で示された「基本データリスト」に基づくデータを抽出できることが必要であることから、このことを踏まえた機能を備えることとした。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく出力	-		0010427	システム契約期間の終了時には、その時点でのデータ要件の標準に従って任意でデータ提供ができること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010428	証明書を発行する際にプリントやトレー(ホッパ)の指定ができること。	◎	◎	◎	前回の印刷の際に指定した印刷設定を保持しておく等も想定される。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010429	出力部数を設定できること。	◎	◎	◎	前回の印刷の際に指定した印刷設定を保持しておく等も想定される。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010430	帳票発行時にレビュー機能を備えること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010431	帳票発行時にPDF出力又は紙出力のいずれかを指定でき、プリントの指定もできること。なお、デフォルトでPDF出力又は紙出力のいずれかを設定できること。	◎	◎	◎	前回の印刷の際に指定した印刷設定を保持しておく等も想定される。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010432	住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を備えること。	◎	◎	◎	住民記録システム以外のシステムへのコピーや貼付けのために使用している画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確保の観点から問題があるが、当該機能を多用している市区町村もあるため、アクセスログを取得可能な形で実装必須機能に盛り込むこととした。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010433	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010434	必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。(シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010435	大量印刷ができること。	○	○	○	-		-
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010436	住民基本台帳の写し(閲覧用)の印刷を行うため、高速印刷用プリンタで印刷できること。	○	○	○	9.5(住民基本台帳の一部の写し(閲覧用))に記載のとおり、紙印刷ではなくPDF又はCSVで出力することを想定しているが、法令上、紙での閲覧を禁止している訳ではないため、標準オプション機能とした。		-
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010437	必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。(シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	-		-
機能要件	10 共通	10.7 印刷	-		0010438	アクセスログを取得できないOS独自の印刷ができること。	×	×	×	-		-
機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	-		0010439	異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込める。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい(なお、転出証明書への二次元コードの印字については、20.3.2(転出証明書)を参照。)。(シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報の二次元コード化、来庁時のタブレット入力、転出証明書の二次元コード読み取り、OCR読み取り、個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたものを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用するという点で共通している。 そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込むことを標準機能とすることとし、どのような方法でCSV形式とするか(例: 二次元コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP)は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これにより、各市区町村・ベンダは、様々な技術を選択できることとなる一方で、どのような技術を用いても、いったんCSV化できれば住民記録システムに取り込むことを保証するものである。なお、転出証明書への二次元コードの印字については、20.3.2(転出証明書)を参照のこと。		令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	修正	0010592 0010564		異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込める。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。(シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕様となっていないため、標準オプション機能とした。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010564から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴いシート「項目詳細一覧」を修正	-

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市 区町村			
機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	-		0010440	CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り込み、1.12(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができる。	○	○	○	CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り込むことは、手動入力に比べて、外国人住民の氏名で英字かつ文字数が多い場合の入力誤りを防ぎ、他の住民票記録事項の一部の入力を省略することが可能であるとの意見があつたため標準オプション機能とした。		-
機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	-		0010441	マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。なお、経過措置として、「申請システム標準仕様書」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。	◎	◎	◎	デジタル庁が規定する「共通機能標準仕様書」が策定されたことに伴い、当該機能を規定した。経過措置の機能については、「共通機能標準仕様書」において、「申請システム標準仕様書」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010530から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「エラー・アラート項目一覧」の新規追加及び修正	令和8年4月1日
機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	-		0010442	申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、再申請、完了、却下、取り下けのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。(シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	-		-
機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-		0010565	論理的に成立しない入力その他の抑止すべき入力等(少なくとも「エラー項目一覧」に記載のものは、エラー(※)として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。(シート「エラー・アラート項目一覧」を参照)	◎	◎	◎	標準化に当たっては、論理的に成立しない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的に成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、本仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によって異なるため、標準仕様として規定しない。		令和8年4月1日
機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	修正 0010593 0010590	論理的には成立するが特に注意を要する入力等(少なくとも「アラート項目一覧」に記載のものは、アラート(※)として注意喚起すること。(シート「エラー・アラート項目一覧」を参照)	◎	◎	◎	標準化に当たっては、論理的に成立しない入力その他の抑止すべき入力等を抑止するためのものをエラー、論理的に成立するが特に注意を要する入力等に注意喚起するものをアラートとし、その両方について、抑止・注意喚起すべき場面を整理して、本仕様書に盛り込む。ただし、具体的なエラーメッセージの文言やそれを表示する場面等、エラー・アラートをシステム入力者等に伝える方法については、画面遷移の体系や入力確認の方法等によって異なるため、標準仕様として規定しない。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010530から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「エラー・アラート項目一覧」の新規追加及び修正	令和8年4月1日	
機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	0010445	エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
機能要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010446	(1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) ※住民票の除票の写し(20.1.4参照)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)については、標準化基準施行前に除票となつたものについては、この限りでない(以降で示すレイアウトに従う必要がない。)。	◎	◎	◎	住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合、転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入届に必要な情報を印字し、出力することが可能であり、また、転居予約情報を受信した場合、転居予約情報を基に転居届に必要な情報を印字し、出力することができるところから、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届(余白欄を除く。)は本仕様書の対象とする。なお、広域交付住民票並びに戸籍の附票(除票を含む。)の原票及びその写しは、住民記録システムから出力するものではないため、本仕様書の対象外とする。		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010447	(2) 仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。	◎	◎	◎	仮登録内容の確認用帳票、住民異動受付審査票、未審査一括消去・送付先情報送信エラーリスト等の内部帳票については、分科会における議論や構成員・構成員に対する意見照会の結果、基本的には紙に印刷することなく、ペーパーレスで対応すべきであるとの意見が多かったことから、機能として盛り込んでいない。ただし、大規模自治体においては繁忙期に端末を独占して確認作業を行うことは難しい場合もあると考えられるため、【実装必須機能】の(2)にて規定されているとおり、必要に応じて画面を直接印刷できる機能を実装していることから、帳票として印刷することは可能である。なお、これらの内部帳票についてペーパーレスで行う方法については、シート「内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例」を参照のこと。		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010448	(3) 住民基本台帳関係年報の調査様式(住民基本台帳関係年報の第1表、第1の2表及び第1の3表調査様式)(20.6.1参照)について、「住民基本台帳関係年報の処理について(平成26年12月25日総行住第136号総務省自治行政局長通知)」において指定するレイアウトに転記できる形で出力できること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010449	契印連動機等に使用する場合、バーコードを印字できること。証明書の上部又は左余白にじ代(15mm程度)を備えることができる。	○	○	○	-			-
機能要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010450	以下の様式・帳票について、出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	-			-
様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010451	「実装必須機能」に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイアウトで出力できること。	×	×	×	-			-
様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010452	以下を含め、「実装必須機能」又は「標準オプション機能」に示す以外の様式・帳票について、出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	×	×	×	磁気ディスクによって住民票及び住民票の除票の原票を調製している場合、当該原票のフォーマットを定める必要はない。データベースの構築方法やシステム端末上の画面表示は標準化の対象としていないこと、住民基本台帳に関する事務上、原票を様式として出力し、活用しなければならないニーズはほとんどないものと考えられることから、原票については様式として出力しないことを標準とする。なお、技術的基準では、住民票について、「磁気ディスクにより住民票を複製すること」とし、当該磁気ディスクを住民票とは別に保管することという記載があるが、電子的なバックアップについては非機能要件において規定することから、紙の保存用住民票(原票)を出力できることは不要である。 (技術的基準はシート「参考事項一覧」を参照)		-	
様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般		0010453	確認用帳票等の内部帳票の確認用画面について、項目の順序を市区町村が自由に決められること。	×	×	×	確認用帳票等の内部帳票の確認用画面について、項目の順序を各市区町村が自由に決められる(シート「帳票関連項目等一覧」を参照)とする機能については、構成員及び構成員に意見照会を行ったところ、一部の構成員から項目の並替えの実装は難しいという意見があつたため、分科会での議論の結果、実装しないこととした。		-	
様式・帳票要件	-	20.0.2 各項目の記載		0010454	項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.2 各項目の記載		0010455	項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履歴、通称の記載及び削除に関する事項、除票記載事項等の事項は、統合記載欄(1.1.14参照)を設けることとし、上揃えとすること。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)						
様式・帳票要件	-	20.0.2 各項目の記載		0010456	記載しない項目(例:日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項目、記載事項証明書における記載しない項目)については、項目名及び項目内容を「*」表示すること。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載しない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.2 各項目の記載	修正 0010594 0010566		記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民票を記載した場合の「転入前住所」、旧氏を設定していない場合の「旧氏」等)については、項目内容を「空欄」と表示すること。 ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を「*」表示とする。 同様に、 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日から1年以内の旧氏の振り仮名の請求期間に限り、法第7条の住民票記載事項として住民票に旧氏の振り仮名が記載されていない場合は、項目名及び項目内容を「*」表示とする。 なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分について「氏空欄」又は「名空欄」と記載する。 ただし、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載すべきものがない項目の表記に関しては、その限りでない。	◎ ○ ○	記載する項目のうち、記載すべきものがない項目については、項目名を表示し内容を空欄とすることで該当がない旨の説明とするため、項目名は該当がある場合と同様に表示する。ただし、改ざん防止のため、項目内容を「空欄」と表示することとした。 ただし、日本人氏名の振り仮名については、令和5年改正法の施行日時点まで全ての日本人氏名の振り仮名は空欄となり、届出が行われない限りは空欄のままである状況を踏まえると、氏及び名の振り仮名のいずれも記載されていない場合は、項目名及び項目内容を「*」表示とすることとした。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010566から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、旧氏の振り仮名の記載方法を追加修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.2 各項目の記載		0010458	5.1(証明書記載事項)により省略の指定をした項目については、項目内容を「省略」と表示すること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.3 異動履歴の記載	修正 0010595 0010567		住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) ただし、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する異動履歴については、異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。	◎ ○ ○	異動履歴について、特別の請求があつた場合は、住民票の写し等に記載される。市区町村・システムベンダごとに記載方法が様々であるが、構成員及び準構成員への意見照会を踏まえ、異動履歴は統合記載欄に表示し、構造化して記載することとする。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010567から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、 シート「帳票関連項目等一覧」を修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.3 異動履歴の記載		0010460	記載に当たっては、届出日又は職権修正等の場合は処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。	◎ ○ ○	異動履歴を届出日又は職権処理日が新しいものから順に並べるか、古いものから順に並べるかについては、構成員及び準構成員に意見照会を実施した結果、直近の異動履歴を確認するケースが多いとの理由から、新しいものから順に並べるべきとの意見が多数であったため、新しいものから順に並べることとする。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.3 異動履歴の記載		0010461	同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものとして、履歴を記載すること。	◎ ○ ○ -			令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.3 異動履歴の記載	修正 0010596 0010568		なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される場合によって、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合 及び旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として住民票に初めて記載される場合 、(便宜上自治体が保持している公證前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したものとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名 及び旧氏 の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。	◎ ○ ○	旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について、国外転入する際、転入時に戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名が記載されていない場合は請求となり、記載されている場合は転入の届出となることに留意すること。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010568から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、日本人住民の振り仮名の履歴に関する機能を追加修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.3 異動履歴の記載		0010462	住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)には、転居(直近のものに限る。)による住所の異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照)	◎ ○ ○	住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3参照)は、住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)と比べてスペースが足りないが、転居前住所について記載してもらいたいニーズが高いことから、転居(直近のものに限る。)による住所の異動に限って異動履歴を記載できることとし、その際、異動履歴の記載は短縮形とする。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.3 異動履歴の記載		0010463	異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。 その際、デフォルトとしては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載する異動履歴とすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎ ○ ○	実例上、特別養子縁組については、特別養子縁組成立の審判の後に実親の世帯から養親の世帯に転入した場合、転出地市区町村においては、転出先住所(予定)及び転出先住所(確定)を空欄とし、転入地市区町村においては、転入前住所を空欄として差し支えない。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.4 異動履歴の記載の修正		0010464	20.0.3(異動履歴の記載)により住民票の写し等の証明書に記載される異動履歴については、修正できること。 その場合、1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴と別に、証明書に記載される異動履歴として、1.2.1(異動履歴の管理)において管理することとされている項目を管理し、これを修正することとし、1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴は修正しないこと。また、現に住民票(原票)に記載されている最新のデータも修正しないこと。さらに、1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴と証明書に記載される異動履歴をともに画面上で参照できること。	◎ ○ ○	4.2.3.3(誤記修正)に記載のとおり、誤記があった場合も、上書き修正せず、職権修正として修正することとしており、誤記のあった異動履歴は、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持されることとしている。ただし、4.2.3.3(誤記修正)の「考え方・理由」に記載のとおり、住民票の写し等で記載する証明事項の履歴としては必ずしも全て記載する必要はない。20.0.3(異動履歴の記載)に記載のとおり、異動事由が「誤記修正」である異動履歴は、デフォルトとしては、証明書には記載しないこととしている(シート「帳票関連項目等一覧」例1～例4を参照)。 そもそも、異動事由が「誤記修正」である異動履歴を記載すると、その他の異動履歴を記載すると、証明書に記載される異動履歴が誤記を含んだものとなる場合がある(シート「帳票関連項目等一覧」例3を参照)。 そこで、このような場合に備え、証明書に記載される異動履歴を修正する機能を備えることとする。ただし、その場合も、4.2.3.3(誤記修正)の「考え方・理由」に記載のとおり、実際のシステム上の異動履歴である1.2.1(異動履歴の管理)により管理される異動履歴は修正しないこととする。 なお、これらを自動で行う機能については、過去の異動履歴の誤記修正を行うこと自体の頻度が高ないことから、不要である。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.4 異動履歴の記載の修正		0010465	証明書に記載される異動履歴には、履歴番号及び枝番号を付して管理すること。	◎ ○ ○	証明書に記載される異動履歴の履歴番号は、異動日の古いものから順番に付すこととする。誤記修正等が必要な場合、当該誤記修正等がどの異動履歴に対して行われたのかが分かるように管理をする必要があることから、誤記修正等の履歴番号については、誤記修正等を行う異動履歴と同様とし、枝番号については、誤記修正等を行う異動履歴の枝番号に続けて処理日が古いものから順に付すこととする。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.0.5 備考の記載		0010466	住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。ただし、除票となった者の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合の誤記である旨及び誤記修正後の記載等については必ず記載すること。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載することと/or。(シート「帳票関連項目等一覧」を参照)	◎ ○ ○	1.1.14(統合記載欄)に記載のとおり、1.2.1(異動履歴の管理)に規定する異動履歴にひもづかない事項(C類型)について、住民票(原票)の備考として記載することとし、住民票の写し等の証明書には、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて、プライバシー保護の観点等から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、記載を選択した場合、統合記載欄に記載できることとする。ただし、「除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載」について写しを交付する際に記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、統合記載欄に必ず記載することとした。特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載することと/or。(シート「帳票関連項目等一覧」を参照)。 なお、これまで備考に記載されていたものの中多くは異動履歴として管理できるもの(A類型)であるため、証明書に備考が記載されることは多くないと考えられる。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改 定した項目の種 別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							指定都 市	中核市	一般市 区町村			
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し		0010467	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」といった認証文を記載できること。(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	○用語について 項目については基本的には法令の用語を踏襲することとするが、以下の項目については、構成員・準構成員意見照会及び分科会等での議論の結果、法律上の用語以外の用語を使用することとする。 (シート「帳票関連項目等一覧」を参照) ※留意点:上の表はあくまで証明書に印字する項目名の問題であり、これによって、項目内容が変わるものではない。項目名にかかわらず、転居前住所は記載せず(履歴として統合記載欄に記載する。)、転入届に基づかない職権記載の場合も従前の住所を記載することは変わらない。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	修正	0010597 0010569	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) 統合記載欄に、異動履歴(※)、通称の記載及び削除に関する事項(※)並びに備考(※)を記載できること。 (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010569から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」に項目を追加修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	修正	0010598 0010570	住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	-	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010570から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」の項目名称を修正	-
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し		0010470	転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。	×	×	×	転出予定者に対して、転出先住所を含めた住民票の写しを発行する機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、技術的基準においては、「転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定年月日前にその写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付すること」と定められているため、住民票の消除前に転出予定先を含めた住民票の写しを発行する機能は実装しないこととする。 国外転出予定者については、転出先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者にのみ転出先住所を含めた住民票の写しを発行している市区町村もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、変わり得るものであることから、その時点で転出先住所を証明するということは適切でない。転出予定年月日以後は、住民票の除票の写しによって、転出先が国外であることが証明できる。 (技術的基準はシート「参照事項一覧」を参照)		-
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書	補記	0010471	住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、20.1.2及び20.1.3に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	記載事項証明書については、分科会における議論の結果、記載しない項目の項目名及び項目内容を「*」表示とした上で、写しと同じ様式を兼用することとした。 日本住民について本籍・筆頭者のいすれかを記載しないこととした場合や、外国人住民について在留資格・在留期間等・満了日のいすれかを記載しないこととした場合に、他の項目も連動して記載しないこととする機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、これらのうち一部のみを記載しないことも制度上、否定されないこと、分科会での議論の結果、片方の項目だけを表示させたいというニーズもあるという意見があったため、このような機能は不要とする(当該機能は画面操作に関する機能であるが、カスタマイズの発生源となっているため、本仕様書の整理対象とする。)。 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行行住第86号)問15において、旧氏記載者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならず、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としているとおり、記載事項証明書においても氏名と旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある。通称についても令第30条の16により同様の取扱いとなっていることに留意すること。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、 「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書		0010472	本籍については、都道府県名のみの出力選択もできること。	◎	◎	◎	都道府県名のみを記載した本籍を証明することについて、実例上容認したものがあることから、ニーズに応じて都道府県のみを出力する機能を備える。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書		0010473	レイアウトは、20.1.1、20.1.3及び20.1.4に規定するレイアウトに以下の変更を加えたものとすること(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表題の「住民票」を「住民票記載事項証明書」に、「住民票(除票)」を「住民票除票記載事項証明書」に改める。 ・記載しない項目は、項目名及び項目内容を「*」表示とする。 ・認証文の「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」を「上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に、「この写しは、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。」に改める。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書		0010474	記載しない項目について、ある項目を記載しないことを選択した場合、他の項目も連動して記載しないこととする。	×	×	×	-		-
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書		0010475	労働基準法(昭和22年法律第49号)第111条代用証明は、一部の市区町村において、(戸籍の記載事項を含む)住民票(原票)の記載事項の証明を住民登録システムから出し、戸籍の記載事項の証明の代用として無料で交付しているものである。しかし、労働基準法第111条はあくまで戸籍についての条文であり、構成員及び準構成員に意見照会をした結果、住民票の写しや住民票記載事項証明書で対応可能である等の理由から不要との意見が多数であったため、不要と判断した。なお、手数料については、どのような場合に徴収するかを含め、各市区町村の条例によって定められることから、手数料の有無については、住民登録システムからこうした証明を出力できる必要がある理由にはならない。						令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)		0010476	住民票の写し(世帯連記式)について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。また、末尾に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」といった認証文を記載できること。(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)	修正	0010599 0010574	住民票の写し(世帯連記式)に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) (※)を付している項目については、省略の指定ができること。	◎	◎	◎	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010574から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」に項目を追加修正	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010574から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」に項目を追加修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)		0010533	統合記載欄に、異動前の前住所(転居による直前の住所に限る)(※)及び当該異動の年月日(※)を記載できること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)	修正	0010600 0010572	住民票の写し(世帯連記式)に以下の項目を記載すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010572から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」の項目名称を修正	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0010572から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、シート「項目詳細一覧」の項目名称を修正	令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し(世帯連記式)		0010534	必要に応じて、別紙として通称の記載及び削除に関する事項を出力できること。	○	○	○	-		-

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村			
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.4 住民票の除票の写し		0010480	住民票の除票の写しについては、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	住民票の除票の写し(世帯連記式)及び住民票除票記載事項証明書(世帯連記式)については、20.0.1(様式・帳票全般)に記載した考え方により、出力しないこととする。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.1 住民票の写し等	20.1.4 住民票の除票の写し		0010573	レイアウトは、20.1.1に規定する住民票の写しのレイアウトに以下の変更を加えたものとすること(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。)(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.2 住民基本台帳の一部の写し	20.2.1 住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)		0010482	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、PDF又はCSVにより出力できること。(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届		0010574	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。(シート「項目詳細一覧」を参照)(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)また、本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。なお、異動する(した)日本人の振り仮名の項目については、法第7条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみを印字することとする。	◎	◎	◎	日本人氏名の振り仮名については、戸籍において法令上の記載事項とされ、法第7条における住民票の記載事項とされたことを踏まえ、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携され、法第7条の記載事項として住民票に記載される振り仮名のみ印字する。令和5年改正戸籍法から1年以内は氏のみ又は名のみ法第7条の記載事項として住民票に記載される日本人氏名の振り仮名があるところ、法第7条の記載事項として住民票に記載されていない氏又は名の振り仮名は印字されない取扱いとなる。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届		0010575	転居予約を利用した転居届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。(シート「項目詳細一覧」を参照)(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届		0010485	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、実装必須機能に示した項目をCSV形式によりデータ出力できること。(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	-		-
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書		0010486	転出証明書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書		0010535	転出証明書に転出証明書の内容を示す二次元コードを印字すること。また、当該二次元コードにおいて、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一緒に変換できない文字があった場合に、行政事務標準文字图形名を示す二次元コードを印字すること。	○	○	○	10.8(CSV形式のデータの取込)に記載のとおり、転入処理を行う際、CSV形式で提供された転出証明書に記載のデータを取り込むこととしており、この機能は、転出証明書に印字された二次元コードを読み取ったCSV形式のデータを取り込むことも想定している。ただし、二次元コードにより転出証明書に記載のデータを取り込んだ場合においても、法令の規定に基づき、署名又は記名押印された書面で行うことが必要とされている点に留意する必要がある。しかし、転出証明書への二次元コードの印字については、二次元コード化する主体(転出地市区町村)とそれを使う主体(転入地市区町村)が異なり、転出地市区町村で二次元コードを印字しなければ転入地市区町村でも読み取れないことから、転出証明書に二次元コードを印字することを標準とする。なお、二次元コードリーダーを備えるかどうかは各市区町村の判断に委ねられる。		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書		0010488	転出証明書の末尾には、認証文を記載できることとし、複数枚に及ぶ場合には、最終ページ(通常の記載及び削除に関する事項がある場合は、当該事項も含む。)の末尾に認証文を印字できること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.3 転出証明書に準ずる証明書		0010489	転出証明書に準ずる証明書について、直接印刷により出力できること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.3 転出証明書等	20.3.3 転出証明書に準ずる証明書		0010490	レイアウトは、20.3.2に規定する転出証明書のレイアウトに以下の変更を加えたものとすること(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。)(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票		0010491	住民票コード通知票について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票		0010492	カスタマバーコードを記載すること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票		0010493	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.2 住民票コード変更通知票		0010494	住民票コード変更通知票について、直接印刷により出力できること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.2 住民票コード変更通知票		0010495	カスタマバーコードを記載すること。	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.2 住民票コード変更通知票		0010496	レイアウトは、20.4.1に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以下の変更を加えたものとすること(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す。)(帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	-		令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知票等	20.4.2 住民票コード変更通知票		0010497	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名				機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
	中分類	小分類	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID			指定都市	中核市	一般市区町村				
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知 票等	20.4.3 住民票コード修正通知票		0010498	住民票コード修正通知票について、直接印刷により出力できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知 票等	20.4.3 住民票コード修正通知票		0010499	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知 票等	20.4.3 住民票コード修正通知票		0010500	レイアウトは、20.4.1に規定する住民票コード通知票のレイアウトに以下の変更を加えたものとすること(参考までにレイアウトを別紙の帳票一覧・レイアウトに示す)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照) (変更箇所) ・表題の「住民票コード通知票」を「住民票コード修正通知票」に改める。 ・通知文の「あなたの住民票コードは上記のとおりですで通知します。」を「あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですで通知します。」に改める。	◎	◎	◎	-			令和8年4月1日
様式・帳票要件	-	20.4 住民票コード通知 票等	20.4.3 住民票コード修正通知票		0010501	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知		0010502	支援措置期間終了通知について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(3.4(支援措置)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知		0010503	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知		0010504	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書		0010505	世帯主変更通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(4.0.4(世帯主不在となる場合の処理)及び4.0.5(世帯主変更依頼通知書)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書		0010506	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書		0010507	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書		0010508	世帯主変更依頼通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(4.0.5(世帯主変更依頼通知書)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書		0010509	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書		0010510	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知		0010511	住民異動届受理通知について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(4.1.0.3(住民異動届受理通知)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知		0010512	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知		0010513	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.5 職権記載等通知書		0010514	職権記載等通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(4.2.0.1(職権による住民票の記載等)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.5 職権記載等通知書		0010515	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.6 成年被後見人異動通知		0010516	成年被後見人異動通知について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(9.4(成年被後見人)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.7 住居表示決定通知書		0010517	住居表示決定通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(9.7(住所一括変更)参照)。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.7 住居表示決定通知書		0010518	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.7 住居表示決定通知書		0010519	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知		0010520	区画整理等に伴う住所変更通知について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること(9.7(住所一括変更)参照)。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知		0010521	カスタマバーコードを記載すること。	◎	◎	○	-		令和8年4月1日	
様式・帳票要件	-	20.5 その他	20.5.8 区画整理に伴う住所変更通知		0010522	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	-		-	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:実装オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

要件種別	機能名			改定種別 (直前の版から改 定した項目の種 別)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
		中分類	小分類				指定都市	中核市	一般市 区町村			
様式・帳票要件	-	20.6 住民基本台帳関 係年報の調査様式	20.6.1 住民基本台帳 関係年報の調査様式 第1表、第1の2表及 び第1の3表		0010523	住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3表について、「住民基本台帳関係年報の処理」について(平成26年12月25日総行住第136号総務省自治行政局長通知)において指定するレイアウトに転記できる形で出力できること(6.1(統計)参照)。	◎	◎	◎	住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3表については、既に別途、形式が指定されている。		令和8年4月1日

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	氏名
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	氏名の振り仮名(1.1.18参照)
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	旧氏
0010576 住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	旧氏の振り仮名(1.1.18参照)	生年月日(和暦で管理すること。)
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	性別
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	世帯主の氏名及び世帯主との続柄
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	世帯主である旨(世帯主である場合)
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住民となった年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住所(方書きを含む。)
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住所を定めた年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	届出の年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	個人番号
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	選挙人名簿への登録の有無
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民健康保険の被保険者該当の有無
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民健康保険の資格取得年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民健康保険の資格喪失年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	後期高齢者医療の被保険者該当の有無
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	後期高齢者医療の資格取得年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	後期高齢者医療の資格喪失年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	介護保険の被保険者該当の有無
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	介護保険の資格取得年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	介護保険の資格喪失年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の被保険者該当の有無
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の基礎年金番号
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の種別
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の種別の変更があった年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の資格取得年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	国民年金の資格喪失年月日
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	児童手当の受給開始年月
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	児童手当の受給終了年月
0010576 0010536	住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)	—	—	住民票コード
0010576 0010536	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	消除事由(転出、改製、死亡等)
0010576 0010536	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	転出先住所(予定)
0010576 0010536	住民票の除票固有の記載事項に当たる項目	—	—	事由の生じた年月日(転出の場合にあっては、転出予定年月日又は転出通知に記載された転入日のいずれか早い日)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	宛名番号
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	世帯番号
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	世帯員の並び順(5.2参照)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	住民状態(住民)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	住民種別(日本人住民・外国人住民)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	証明書の交付履歴(1.3.8参照)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	抑止フラグ
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	備考(1.1.14参照)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	メモ(1.1.5参照)
0010576 0010536	住民票のその他の項目	—	—	氏名のフリガナ(1.1.18参照)

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	氏名の振り仮名公証フラグ(1.1.18参照)
0010536 0010536	住民票のその他の項目	—	—	旧氏の 振り仮名公証 確認フラグ(1.1.18参照)
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	旧氏の 振り仮名公証 確認フラグ(1.1.18参照)
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	住所コード
0010536 0010536	住民票のその他の項目	—	—	住所の郵便番号
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	転入前住所の住所コード及びその郵便番号
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	最終登録住所地(4.1.1.4参照)
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	個人番号カードの発行状況
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の該当有無
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の審判確定日
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人の登記日
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	成年被後見人である旨を知った日
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	改製記載年月日(改製記載の場合)
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	再製記載年月日(再製記載の場合)
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	カード用署名用電子証明書シリアル番号
00105376 0010536	住民票のその他の項目	—	—	カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	届出の年月日
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	転入通知年月日
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	転出年月日(確定)
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	改製消除年月日(改製消除の場合)
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	住民状態(転出・死亡・消除等)
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	転出先住所(予定)の住所コード及びその郵便番号
00105376 0010536	住民票の除籍固有のその他の項目	—	—	転出先住所(確定)の住所コード及びその郵便番号
00105376 0010536	—	—	—	—
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	旧姓主(転入前の世帯主の氏名) 氏名(ローマ字)
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	氏名(漢字)
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を記載した年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を記載した市区町村
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を削除した年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	通称を削除した市区町村
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	生年月日(西暦で記載すること。)
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住居等の氏名及び世帯主との絆柄
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住居等であります(世帯主である場合)
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住居を定めた年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住居(古姓を含む。)
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	届出の年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	転入前住所(国外を含む。)
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	個人番号
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民健康保険の被保険者該当の有無
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民健康保険の資格取得年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民健康保険の資格喪失年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	後期高齢者医療の被保険者該当の有無
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	後期高齢者医療の資格取得年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	後期高齢者医療の資格喪失年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	介護保険の被保険者該当の有無
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	介護保険の資格取得年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	介護保険の資格喪失年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の被保険者該当の有無
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の基礎年金番号
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の種類
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の種類の変更があった年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の資格喪失年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国民年金の資格喪失年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	厚生年金の受給開始年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	厚生年金の受給終了年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	住民票コード
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	外国人住民登録年月日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	国籍・地域
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 中長期在留者である旨
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 在留登録
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 在留期間
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 中長期在留者 在留期間の満了の日
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 特別在住者 特別在住者証明書の発行
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 特別在住者 特別在住者である旨
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 特別在住者 特別在住者証明書
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 一時許可者 一時許可者である旨
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 一時許可者 上陸期間
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 仮滞在者 仮滞在者である旨
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 仮滞在者 仮滞在期間
0010003 0010003	住民票記載事項に当たる項目	—	—	法第30条の45条の表に規定する区分ごとの事項 経過滞在者 出生又是国籍喪失による経過滞在者である旨

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

住民記録システム

機能・概要要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

住民記録システム

機能・概要要件【旧氏の振り仮名対応に係る規定】項目詳細一覧

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010539 0010541	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	仮支援措置	—	仮支援措置の有無
0010539 0010541	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	仮支援措置	—	仮支援措置の開始年月日
0010539 0010541	当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目	仮支援措置	—	仮支援措置の終了年月日
0010047 —	—	—	—	異動者(4.0.1参照)
0010047 —	—	—	—	異動事由として管理する項目(1.2.2参照)
0010047 —	—	—	—	異動日(4.0.1参照)
0010047 —	—	—	—	登録日(4.0.1参照)
0010047 —	—	—	—	届出日(令第111条に規定する届出の場合に限る。4.1.2参照)
0010047 —	—	—	—	届出日(「申出による職権記載等」(4.2.0.5参照)及び「通称の記載・削除」(1.1.7参照)の場合に限る。)
0010047 —	—	—	—	通知日(「旧氏の記載・変更・削除」(1.1.7参照)の場合に限る。)
0010047 —	—	—	—	請求日(「旧氏の記載・変更・削除」(1.1.7参照)の場合に限る。)
0010047 —	—	—	—	人力端末名
0010047 —	—	—	—	登録事項(1.1.14参照)
0010582 0010560	記載の事由	—	—	国内転入
0010582 0010560	記載の事由	—	—	国外転入等
0010582 0010560	記載の事由	—	—	出生
0010582 0010560	記載の事由	—	—	職権記載(帰化等)(※日本人住民のみ)
0010582 0010560	記載の事由	—	—	職権記載(国籍喪失)(※外国人住民のみ)
0010582 0010560	記載の事由	—	—	職権記載
0010582 0010560	記載の事由	—	—	改製
0010582 0010560	記載の事由	—	—	再製
0010582 0010560	記載の事由	—	—	異動の取消し(増)
0010582 0010560	消除の事由	—	—	国内転出
0010582 0010560	消除の事由	—	—	国外転出
0010582 0010560	消除の事由	—	—	死亡
0010582 0010560	消除の事由	—	—	職権消除(帰化等)(※日本人住民のみ)
0010582 0010560	消除の事由	—	—	職権消除(国籍喪失)(※日本人住民のみ)
0010582 0010560	消除の事由	—	—	職権消除
0010582 0010560	消除の事由	—	—	改製
0010582 0010560	消除の事由	—	—	異動の取消し(減)
0010582 0010560	修正の事由	—	—	転居
0010582 0010560	修正の事由	—	—	軽微な修正
0010582 0010560	修正の事由	—	—	職権修正
0010582 0010560	修正の事由	—	—	誤記修正
0010582 0010560	修正の事由	—	—	個人番号の変更請求
0010582 0010560	修正の事由	—	—	個人番号の職権修正
0010582 0010560	修正の事由	—	—	個人番号の職権記載
0010582 0010560	修正の事由	—	—	住民票コードの変更請求
0010582 0010560	修正の事由	—	—	住民票コードの職権記載
0010582 0010560	修正の事由	—	—	世帯分離
0010582 0010560	修正の事由	—	—	世帯合併
0010582 0010560	修正の事由	—	—	世帯変更
0010582 0010560	修正の事由	—	—	世帯主変更
0010582 0010560	修正の事由	—	—	旧氏の記載(「旧氏の振り仮名を含む。」)
0010582 0010560	修正の事由	—	—	旧氏の変更(「旧氏の振り仮名を含む。」)
0010582 0010560	修正の事由	—	—	旧氏の削除(「旧氏の振り仮名を含む。」)
0010582 0010560	修正の事由	—	—	通称の記載
0010582 0010560	修正の事由	—	—	通称の削除
0010582 0010560	修正の事由	—	—	異動の取消し(修正)
0010070 —	—	—	交付年月日時	
0010070 —	—	—	交付場所	
0010070 —	—	—	交付対象者	
0010070 —	—	—	證明書の種別	
0010070 —	—	—	交付区分(本人等請求、公用請求、第三者請求、垣埋交付)	
0010070 —	—	—	登録事項	
0010070 —	—	—	枚数	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010070	—	—	—	発行番号 発行機関名、操作者ID 仮分情報(記って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録) 常用平易な文字(戸籍法第50条第1項に規定する常用平易な文字)以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010070	—	—	—	文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010070	—	—	—	行政区画、都、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	地番の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	住居表示に係る法律(昭和41年法律第119号)第3条第1項及び第2項又は第4条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	所有者、共宿者、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正
0010256	—	—	—	そのほか、鉄道大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正
0010591	—	—	—	CSJに対する個人番号の生成又は変更要求の自動送受信ができること
0010591	—	—	—	送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍の附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の照会及び一覧表への印字ができること
0010591	—	—	—	送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍の附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信の際に再送信の際に裏勤務事由又は印刷区分を変更して送信ができること
0010591	—	—	—	CSJの疎通状況を確認できること
0010591	—	—	—	送信データを手入力でも補完でき、送信できること
0010591	—	—	—	一時的に手動選択に切り替えることができる
0010591	—	—	—	管内本籍者と管外本籍者について、戸籍の附票記載事項通知の自動送信ができること
0010591	—	—	—	国外への転出の場合における転出市区町村からの、戸籍の附票記載事項通知の自動送信ができること
0010591	—	—	—	転入等、職権記載等、転出(国外転出)、職権消除等、転居、職権修正等、 <u>旧氏及び旧氏の振り仮名の記載・変更・消込</u> 、住民票コード変更請求及び出生・帰化による戸籍等の職権記載時の戸籍の附票記載事項通知の自動送信(=デジタル手続きの施行)に伴う対応。初期実装開始時に送信対象となる方へが対象となる。
0010591	—	—	—	裏勤務処理に基づいた前住所地(未届地)最終住民登録地を含む。)への転入通知(第9条1項通知)の自動送信ができること
0010591	—	—	—	住基ネットから受信した住民票コード書きコード、転入通知情報と転出証明書情報の印込、一覧表への印字ができること
0010591	—	—	—	住基ネット統一文字との変換で管理ができること
0010591	—	—	—	CSJ連携できなかった場合のエラーメッセージ表示ができること
0010591	—	—	—	指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること
0010591	—	—	—	個人名簿における投票用の有無、登録年月日、扶助年月日、投票区、車由等のその他の車両
0010591	—	—	—	個人健康保険料の被保険者登録年月日及び番号
0010591	—	—	—	後期高齢者医療の被保険者登録年月日
0010591	—	—	—	小規模保険の被保険者登録年月日
0010591	—	—	—	実動の配給の登録に関する情報
0010591	—	—	—	現住所については、世帯番号と更新前の住所が入力されたCSVデータにより、住民登録データの一括更新ができる。
0010591	—	—	—	本籍については、世帯番号と更新前の本籍が入力されたCSVデータにより、住民登録データの一括更新ができる。
0010397	—	—	—	専用処理と本処理ができる。専用結果を確認するための一覧を作成できる。
0010397	—	—	—	抽出時点の対象者と、本処理時点での対象者及び変更前のデータが相違する者(転出予定者を含む)。については、一括更新から除外して扱わなければならぬ。
0010397	—	—	—	一括更新した者について、住基ネットへ本人確認情報、戸籍の附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所持証明の書類は不要。CSJ連携重複場合は軽微に修正する。
0010398	—	—	—	一括更新した者について、出入国在留審査への市町村通知を自動送信できること。
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(a)照会 (b)補葉奉行
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(c)異動入力(履歴追加)
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(d)異動入力(履歴修正)
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(e)異動入力(履歴削除)
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(f)バッチ処理(隠匿作成)
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(g)バッチ処理(データ更新)
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	(h)データ抽出(FCU)
0010404 (1)操作ログ	ア. 取得対象	—	—	操作者ID
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	日時
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	ファイル名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	端末名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	オンラインの場合は対象となったレコード(処理対象者等)・機能名・画面名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	バッチについては処理名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	処理・交付場所
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	操作履歴(データ登録)
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	(i)データ抽出(FCU)
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	操作者ID
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	日時
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	ファイル名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	オンラインの場合は対象となったレコード(処理対象者等)・機能名・画面名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	バッチについては処理名
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	処理・交付場所
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	操作履歴(データ登録)
0010404 (1)操作ログ	イ. 記録対象	—	—	ログインID(ログインのエラー回数)
0010404 (3)イベントログ	—	—	住民登録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報	
0010404 (4)通信ログ	—	—	WebサービスやWebアプリケーションサーバー、データベースサーバ等との通信エラー等	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	印刷者ID	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	印刷日時	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	対象ファイル名	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	印刷プリント(又は印刷端末名)	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	タイトル	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	投票用紙	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	公印出力の有無	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	個人委員会の出力の有無	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	出力形式(フレーム、印刷、ファイル出力等)	
0010404 (5)印刷ログ	—	—	証明書の場合は発行番号等の情報	
0010404 (6)設定変更ログ	—	—	管理者による設定変更の情報	
0010404 (7)エラーログ	—	—	住民登録システム上でエラーが発生した際の記録。	
0010434	—	—	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届(20.3.1参照)	
0010434	—	—	支援措置期間通知(20.5.1参照)	
0010434	—	—	住居表示決定通知書(20.5.1参照)	
0010434	—	—	登録整理等に伴う住戸登録更新通知(20.5.2参照)	
0010434	—	—	新規登録者登録有効期間更新案内	
0010439	—	—	新規登録画面に記載のデータ	
0010442	対象車路	—	—	駐止履歴
0010442	対象車路	—	—	駐止予約
0010442	対象車路	—	—	駐入予約
0010452	—	—	住民票(票頭)	

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010452	—	—	—	住民票の除票(原票)
0010452	—	—	—	住民票の除票の写し(世帯連記式)
0010452	—	—	—	住民票除票記載事項証明書(世帯連記式)
0010452	—	—	—	戸籍附票確認通知
0010452	—	—	—	個人番号カード等書換通知書
0010452	—	—	—	戸籍届出期間超過通知書
0010452	—	—	—	開替不承認通知書
0010452	—	—	—	戸籍附票登録登録報告書
0010463	—	—	—	個人番号が「既記終止」、「異動の取消し」である異動履歴及び記記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴
0010463	—	—	—	住別の異動を含む異動履歴
0010463	—	—	—	異動履歴(「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の離縁」の留意事項がある場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴)
0010592	—	—	—	住民異動届に記載のデータ
0010592	—	—	—	住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ
0010592	—	—	—	個人番号カード券面事項(4情報等(住所・氏名・日本人氏名の振り仮名・旧氏・ 旧氏の振り仮名 ・通称・生年月日・性別)及び個人番号)
0010592	—	—	—	氏名(ローマ字、漢字を含む。)
0010592	—	—	—	日本人氏名の振り仮名
0010597	—	—	—	旧氏
0010597	—	—	—	旧氏の振り仮名
0010597	—	—	—	通称
0010597	—	—	—	生年月日
0010597	—	—	—	性別
0010597	—	—	—	世帯主(※)
0010597	—	—	—	世帯主との続柄(※)
0010597	—	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)(※)
0010597	—	—	—	住民となった年月日
0010597	—	—	—	住所を定めた年月日
0010597	—	—	—	住所(方書を含む。)
0010597	—	—	—	届出日
0010597	—	—	—	転前住所(国外を含む。)
0010597	—	—	—	個人番号(※)
0010597	—	—	—	住民票コード(※)
0010597	—	—	—	外国入住民となった年月日
0010597	—	—	—	国籍・地域(※)
0010597	—	—	—	法第30条の45に規定する区分(※)
0010597	—	—	—	在留期間等(※)
0010597	—	—	—	在留期間の満了の日(※)
0010597	—	—	—	在留資格(※)
0010597	—	—	—	在留カード等の番号(※)
0010598	—	—	—	外国入氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010598	—	—	—	母語のフリガナ (1.1.18参照)
0010598	—	—	—	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010599	—	—	—	氏名(ローマ字、漢字を含む。)
0010599	—	—	—	日本人氏名の振り仮名
0010599	—	—	—	旧氏
0010599	—	—	—	旧氏の振り仮名
0010599	—	—	—	通称
0010599	—	—	—	生年月日
0010599	—	—	—	性別
0010599	—	—	—	世帯主(※)
0010599	—	—	—	世帯主との続柄(※)
0010599	—	—	—	戸籍の表示(本籍・筆頭者)(※)
0010599	—	—	—	住民となった年月日
0010599	—	—	—	住所を定めた年月日
0010599	—	—	—	住所(方書を含む。)

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】項目詳細一覧

機能ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
0010598 0010571	—	—	—	届出日
0010598 0010571	—	—	—	転入住所(国外を含む。)
0010598 0010571	—	—	—	個人番号(※)
0010599 0010571	—	—	—	住民票コード(※)
0010599 0010571	—	—	—	外国人住民となった年月日
0010599 0010571	—	—	—	国籍・地域(※)
0010599 0010571	—	—	—	法第30条の45に規定する区分(※)
0010599 0010571	—	—	—	在留期間等(※)
0010599 0010571	—	—	—	在留期間の満了の日(※)
0010599 0010571	—	—	—	在留資格(※)
0010599 0010571	—	—	—	在留カード等の番号(※)
0010600 0010572	—	—	—	外国人氏名のフリガナ(1.1.18参照)
0010600 0010572	—	—	—	旧氏のフリガナ(1.1.18参照)
0010600 0010572	—	—	—	通称のフリガナ(1.1.18参照)
0010574	—	—	—	あて先
0010574	—	—	—	タイトル
0010574	—	—	—	届出日
0010574	—	—	—	就労日
0010574	—	—	—	就労事由
0010574	—	—	—	新しい住所
0010574	—	—	—	今までの住所
0010574	—	—	—	新しい世帯主
0010574	—	—	—	連絡先
0010574	—	—	—	No.
0010574	—	—	—	異動する(した)人の氏名
0010574	—	—	—	異動する(した)日本人氏名の振り仮名
0010574	—	—	—	異動する(した)外国人氏名のフリガナ
0010574	—	—	—	生年月日
0010574	—	—	—	性別
0010574	—	—	—	住民票コード
0010574	—	—	—	続柄
0010574	—	—	—	個人番号カードの交付の有無
0010574	—	—	—	国民健康保険の被保険者の資格の有無
0010574	—	—	—	後期高齢者医療の被保険者の資格の有無
0010574	—	—	—	介護保険の被保険者の資格の有無
0010574	—	—	—	介護手当の給付の有無
0010574	—	—	—	国民年金の種別
0010574	—	—	—	基礎年金番号
0010575	—	—	—	あて先
0010575	—	—	—	タイトル
0010575	—	—	—	届出日
0010575	—	—	—	異動日
0010575	—	—	—	異動事由
0010575	—	—	—	新しい住所
0010575	—	—	—	今までの住所
0010575	—	—	—	新しい世帯主
0010575	—	—	—	連絡先
0010575	—	—	—	性別
0010575	—	—	—	生年月日
0010575	—	—	—	異動する(した)人の氏名
0010575	—	—	—	異動する(した)日本人氏名の振り仮名
0010575	—	—	—	異動する(した)外国人氏名のフリガナ
0010575	—	—	—	生年月日
0010575	—	—	—	性別
0010575	—	—	—	続柄

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
エラー	1	日本人住民の氏名の入力について、氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名には、氏と名の間に空白が必要です。	1.1.1	既存住基システム改造仕様書では、氏と名の間の空欄は必須となっており、住基ネットへの情報連携において、必要な機能と考えられるため。なお、外国人についてはミドルネームがある場合等、氏と名の間に空欄を空けることが適切でないケースもあると考えられるため、日本人の場合のみエラー表示の対象とする。
エラー	2	日本人氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がない場合	日本人住民の氏名の振り仮名の氏と名の間に空白がありません。	1.1.1	日本人氏名の振り仮名の入力については、氏と名の間に空白が必要であるため。
エラー	3	項目表記ルールに沿わない表記による入力が行われた場合 (例: 氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている、全角項目において全角以外が含まれている)	項目表記ルールに沿わない表記で入力がなされています。	1.1.1, 1.1.2	項目表記ルールに従っていない場合は誤入力であるため。
エラー	4	日本人住民に対して外国人住民のみ記載される項目が入力されていた場合又は外国人住民に対して日本人住民のみ記載される項目が入力されていた場合	入力された住民種別に合致しない項目が入力されています。	1.1.1, 1.1.2	転入の際、日本人住民であるのに在留カード番号が入力されてしまっている場合等、異なる住民種別の項目が入力されることは誤入力と想定されるため。
エラー	5	住民記録システム内のデータ(仮登録の状態の者を含む。)において、住民票コード、個人番号又は在留カード番号が一致する者がいた場合	既に登録されています。	1.1.1, 1.1.2	住民記録システム内のデータに住民票コード、個人番号、在留カード番号が一致する者がいた場合は入力誤りであると考えられるため。
エラー	6	個人番号のチェックデジットが不正の場合	個人番号のチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間がかかるため。
エラー	7	市区町村内で個人番号の入力が重複している場合(二重付番を防ぐため)	付番済の個人番号が入力されています。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間がかかるため。 なお、市区町村外にも同じ番号を保有する者がいた場合、二重付番を防ぐエラーが必要という意見があつたが、住民記録システムで市区町村外の付番状況を確認することはシステム上できないため、同一市区町村内での二重付番のみを防ぐエラーとして整理。 また、4のエラーのみでカバーできるのではないかとの意見もあつたが、実際に別人に付番されている個人番号と取り違えた場合にはチェックデジットでは防げないこと、本エラーは全ての構成員が既に実装しており、費用面での問題も小さいと考えられることから、4とは別のエラーとして備える。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
エラー	8	入力した住民票コードが空き住民票コードとして登録されている場合	入力した住民票コードは新規付番用です。	1.1.1, 1.1.2	空き住民票コードは新規付番用にCSに割り振られており、新規付番の場合は自動付番されるため、入力した住民票コードが空き住民票コードと一致することはあり得ないため。
エラー	9	住民票コードのチェックデジットが不正の場合	住民票コードのチェックデジットが違います。	1.1.1, 1.1.2	住民票コードは誤った場合に誤入力の前後の個人ひもづけ管理ができなくなる、CSとの情報連携ができなくなる等各種手続への影響が大きく、また、入力誤りのリスクが高いにもかかわらず、誤入力した場合の修正に手間と時間が必要になるため。
エラー	10	個人番号の入力と住民票コードの新規自動付番が同時に行われている場合	住民票コードを確認し、既に登録されているものを入力するか、新規付番した住民票コードに適合する個人番号を自動で生成してください。	1.1.1, 1.1.2	個人番号は住民票コードから生成されるため、個人番号を入力するということは既に住民票コードは付番済のはずであり、個人番号の入力と住民票コードの新規付番が同時に起こることはあり得ないため。
エラー	11	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合に、在留期間又は在留期間の満了の日を入力した場合	在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者のとき、在留期間・在留期間の満了の日は入力できません。	1.1.2	外国人住民で、在留資格が永住者、高度専門職2号又は特別永住者の場合は、在留期間や在留期間の満了の日は存在しないため、誤入力を防ぐためにエラーとすべきであるため。
エラー	12	入力した在留カード番号の入力形式が異なる場合	在留カード番号の入力形式が正しくありません。	1.1.2	誤った在留カード番号が登録されることを回避するため。
エラー	13	氏名と同一の通称が入力された場合	氏名と同一の通称が入力されています。	1.1.2, 1.1.7	通称と氏名が同一であることは想定されず、入力誤りと考えられるため。
エラー	14	住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合	住民票コードが空欄です。	1.1.6	住民票コードは住民記録上必須の入力項目であり、入力又は新規付番をしないまま先に進むと連携等各種手続への影響が大きいため。
エラー	15	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	○○が入力されていません。	1.1.6	意見照会を経て、異動入力全体について共通して論理矛盾を防ぐ記載とした。防ぐ対象は画面遷移ではなく、必須項目が空欄となった状態での確定とする。なお、照合課での確認プロセスがある場合も、システム上誤った状態で確定として良い理由にはならないため、本エラーは備えることとする。
エラー	16	暦上日以外の入力が許容されていない項目で、暦上日以外が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	1.1.8, 1.1.9	誤った日付が登録されることを回避するため。
エラー	17	世帯主が複数人存在する場合	世帯主が重複しています。	1.1.10	継柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 また、世帯主を切り替える機能を4.1.3.0.1で整理しているため、世帯主が未来日転出の場合も、同時に複数人世帯主がいる状態にはならないため、エラーとして整理する。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
エラー	18	性別「男」に対し続柄「妻」が入力されている等、性別と続柄に矛盾が生じている場合	性別と続柄に矛盾があります。 男性に女性の続柄、又は女性に男性の続柄が入力されています。	1.1.11	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>また、外国人については本国法で認められている場合は、同性の夫婦もあり得るが、その場合は「縁故者」として入力する実務になっているため、「夫」「妻」の表記と性別が矛盾している場合は、国籍にかかわらずエラーとする。</p> <p>なお、今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>
エラー	19	日本人について、18歳未満の続柄を「夫」と入力した場合	18歳未満のため、夫を選択することはできません。	1.1.11	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p>
エラー	20	日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合 ※2024年4月1日以降は18歳	16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024年4月1日以降は18歳	1.1.11	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、婚姻ができる年齢は国籍・地域によって異なるため、日本人限定のエラーとし、日本人についても今後制度改正等があった場合はそれに併せて対応する。</p> <p>※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げとなるが、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができるとしていることも鑑み、2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。</p>
エラー	21	日本人について、同一世帯で「夫」「夫(未届)」「妻」「妻(未届)」が重複している場合	続柄が重複しています	1.1.11	<p>続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。</p> <p>なお、外国人については同性婚、重婚が本国法で認められている国・地域もあり、その場合も入力上は「夫」「妻」と記載するため、このような入力が矛盾にならないケースがあることから、本エラーは日本人限定とする。</p> <p>なお、「父」「母」については、アラートとする(考え方についてはアラート15参照)。</p>

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
エラー	22	本人の氏と筆頭者の氏が相違する場合(デザイン差等であっても別字として判定すること。)	本人の氏と筆頭者の氏が違います。確認してください。	1.1.12	氏名欄の氏と筆頭者欄の氏は必ず一致するはずであり、類似した文字が複数ある漢字を氏に含む場合等、誤入力を避ける必要があるため。 なお、筆頭者が既に死亡しており、残存世帯員のみで氏の漢字を平易なものに変更した場合についても、既に死亡した筆頭者も含め漢字が書き換えられるため、氏名欄の氏と筆頭者欄の氏が異なる事態は生じず、エラーとして問題ない。
エラー	23	支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	指定した個人は支援措置対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1	支援措置対象者の個人について、誤った異動処理や照会処理を防ぐ必要があることや支援措置責任者による処理に移行する必要があるため。 なお、支援措置対象者はエラー対応となるため、抑止対象者とは別に記載する
エラー	24	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。選択できません。	3.1	抑止対象者について、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするか選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定することとする。
エラー	25	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者又はその家族(同一世帯員)の情報ですので表示できません。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また、発行後は再度連絡をお願いします。	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするか表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定することとする。
エラー	26	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者に係る異動処理や交付を不可とするか、アラートとするか異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定することとする。
エラー	27	(転出や死亡等で)消除された世帯構成員を含めて住民票の写し等の交付を実施する場合	消除された世帯員が含まれています。	3.3	消除された世帯構成員についても除票として出力される可能性があり、抑止対象とする必要があるため。
エラー	28	支援措置対象者を含む証明書を発行する場合	下記の理由により発行が禁止されています。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.4	支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付は慎重に行われる必要があるため、エラーを基本とし、必要な審査を実施した上でエラーを解除することとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
エラー	29	入力された異動事由に適さない項目が入力された場合	入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。	4	異動事由に合致しない項目について入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・国外転出以外の場合に、転出先住所(予定)に国外住所を入力している場合 ・国外転出にて、転出先住所(予定)に国内住所が入力されている場合 ・出生による経過滞在者で在留資格と国籍が入力されている場合 等
エラー	30	前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	4	前後関係のある日付において逆転する日付が入力されている場合は誤入力であると考えられるため。 (例) ・転出年月日(予定)が住所を定めた年月日以前である場合 ・死亡の異動日が「住民となった日」「住所を定めた日」「住所を定めた届出日」以前である場合 ・通称を削除した年月日が通称を記載した年月日以前である場合 ・支援措置の終了年月日が支援措置の開始年月日以前である場合 等
エラー	31	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4.0.1	該当者選択なしに異動処理ができる仕組みは成立せず、後続の画面に進めないため。
エラー	32	異動事由と矛盾する異動者を選んだ場合(例:住所異動で除票者を選ぶ)	異動事由に合わない人が選択されました(異動事由に合った該当者を選択してください。)	4.0.1	区分の異動についての単純誤りや証明書等の誤発行、個人番号の入力誤り等を防ぐため。
エラー	33	個人番号要求中の世帯への異動を選択した場合	個人番号要求中の世帯員がいるため、この世帯に対する異動はできません。	4.0.1	個人番号要求中に他の異動が可能となれば、個人番号付番と住民異動の異動履歴が人によって異なる場合が生じ、処理の流れが不明確となるため。
エラー	34	新住所を入力する画面で、市区町村コード又は市区町村名が入力されていない場合	市区町村コード又は市区町村名が入力されていません。	4.0.2	市区町村コード及び市区町村名を全て正しく入力する必要があるため。
エラー	35	届出に基づく異動について、届出日が処理日より未来の日付の場合	届出日が未来の日付です。届出日を確認してください。	4.1.0.2	異動日等の日付については誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 また、転入等未来日での異動ができない事項については、システム的にもそのような処理を想定していないため、エラーで入力 자체を防ぐ必要があるため。 なお、職権修正については届出日が処理日より未来ということもあり得るが、届出については届出日が処理日より未来ということはあり得ないため、本項目はエラーとして整理する。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
エラー	36	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1	要領第4-2-(1)-イにて、「法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。」とされていることから、エラーとして整理する。
エラー	37	転出処理において、転出先住所に自市区町村の都道府県市區町村コードと町字コードの組合せが入力された場合	自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力されています。	4.1.3	転出先住所に自市区町村の都道府県市区町村コードと町字コードの組合せが入力されることは誤入力であると考えられるため。
エラー	38	取り込んだ転出届の情報について、転出先住所に存在しない市区町村が記載されたり、存在しない日付又は矛盾した日付が入力されていた場合	取り込んだ転出届の情報が正しくありません。確認してください。	4.1.3.0.4	取り込んだ転出届の情報に誤りがある場合には、エラーを表示して確認を実施する必要があるため。
エラー	39	属する世帯の変更の処理において、住所が異なる世帯へと属する世帯を変更しようとする場合(いわゆる世帯合併においては、住所が異なる世帯へ合併する場合)	選択した世帯員の住所が異動先世帯の住所と異なります(選択された世帯の住所と現在の世帯の住所が異なります。)。正しい世帯を選択してください。	4.1.4.1	世帯合併の際に住所が異なるとどちらの住所で更新すべきであるか判断がつかず、誤った異動入力がなされる可能性があるため。 なお、世帯合併時の処理については4.1.4.1で整理。
エラー	40	世帯変更又は世帯合併を行う際の方書同一性確認で相違が生じた場合	方書が異なります。修正作業を行ってください。	4.1.4.1	方書が異なる場合が少ないとから、異なる場合も同一であると誤認しないようにするため。
エラー	41	出生又は国籍喪失による経過滞在者において、出生又は国籍喪失の届出から60日以上経過した者において異動処理を進めようとした場合	出生又は国籍喪失から60日以上経過しています。	4.2.1.2, 4.5.5	経過滞在者の状態で60日以上経過した場合、異動処理を実施することは抑止される必要があるため。
エラー	42	除票の記載事項を修正し、確定しようとした場合(転入通知の受理により、除票に転出した旨を記載する場合を除く。)	除票の記載事項は修正できません。	4.2.3.1	除票における修正は認められていないため、エラーとする。 なお、除票において誤記修正を要する場合は統合記載欄に記載すること。
アラート	1	住所に番地を入力していない場合	番地が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2	誤入力を防ぐニーズはあるが、市区町村によって無番地の住所があり、エラーとすると不都合であるため。
アラート	2	住居表示地区における住所に号の入力をしない場合	住居番号が入力されていません。	1.1.1, 1.1.2	住居表示の地域で誤って地番表記で住所を入力しないようにするため。 なお、土地一帯を同一人物が所有している場合等、住居番号がない場合も考えられ、住居番号がなくても住居表示としては成立するため、エラーではなくアラートとする。
アラート	3	存在しない市区町村コード又は町字コードが入力された場合	(存在しない町字コード「9999」を入力した場合)「9999に該当する町字コードはありません。」	1.1.1, 1.1.2	現在使用していない古い市区町村コード等を選択してしまうと、住基ネットとの連携で不具合が生じるため。また、再転入等があつた場合に、合併前の旧町の住所表示が反映されてしまうことがあるため。 なお、住所辞書の更新時点より新しい情報を手入力する際や、住基ネットへの連携前にいったん入力して先に進む場合等、先に進む必要がある場合もあるため、エラーではなく、アラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	4	異動処理や証明書発行の対象となる住民が成年被後見人の場合	対象者は成年被後見人です。処理を進めて良いですか。	1.1.1, 1.1.2	成年後見人が代理で届出や証明書発行の申請等を行った場合に処理を進めることができるよう、エラーではなくアラートとする。
アラート	5	住所を定めた年月日が住民となった年月日又は外国人住民となった年月日より前の場合	住所を定めた年月日が住民となった年月日よりも前になります。	1.1.1, 1.1.2	日付の整合性を保つため。なお、国籍喪失した外国人住民票には、消除された日本人の住民票に記載されている住所を定めた年月日及び前住所が外国人住民の住民票に移記されるため、住所を定めた年月日が外国人住民となった年月日より前になるケースがあり、アラートとした。
アラート	6	氏名が未記載の場合	氏名が入力されていません。	1.1.6	日本人住民の氏名については、出生届において名が未定の際、名のみ空欄の場合があるが、それ以外において入力漏れを回避するため、名が入力されていないアラートが必要。外国人住民の氏名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート	7	日本人氏名の振り仮名が未記載の場合	日本人住民の氏名の振り仮名が入力されていません。	1.1.6	日本人氏名の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート	8	旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未記載の場合	旧氏の振り仮名が入力されていません。	1.1.6	旧氏の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。
アラート	9	統柄が未記載の場合	統柄が入力されていません。	1.1.6	統柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、養護施設の住民等統柄を空欄として登録しなければならない場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	10	日本人住民について、本籍又は筆頭者欄が未記載の場合	本籍又は筆頭者が入力されていません。	1.1.6	外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄となるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	11	転入前住所が未記載の場合	転入前住所が入力されていません。	1.1.6	転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており(4.2.1.1参照)、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することになっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起が必要であるため。 なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	12	個人番号が未記載の場合	個人番号が未記載です。記載を行ってください。	1.1.6	個人番号は入力漏れに気づかず処理を進めた場合新規付番されてしまう、異動前後の個人情報のひもづけ管理が行えなくなる等のリスクがあり、また住基ネットは個人番号未記載の状態で連携が行えないため、注意喚起の必要性が大きいため。 なお、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	13	死亡日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合	死亡日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8	このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。 なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	14	生年月日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合	生年月日に存在しない日付又は不詳日が設定されていますが、よろしいですか。	1.1.8	このような入力が行われるのは稀なケースで、注意喚起が必要であるため。 なお、あり得ない入力ではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	15	世帯主が存在しない場合	世帯主が不在です。	1.1.10	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする(1.1.10参照)。
アラート	16	15歳未満の住民を世帯主とした場合	15歳未満ですが、世帯主でよろしいですか。	1.1.10	単独世帯を認める以上、世帯主に最低年齢の制限はなく、15歳未満でも世帯主となり得ることからエラーではなくアラートとする。
アラート	17	日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合	続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、日本人住民の「夫」「妻」については、重複はあり得ないためエラーとするが(エラー-21参照)、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	18	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していない場合 (例:世帯主よりも早く生まれている場合に続柄が「子」と入力されている)	生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していません。確認してください。	1.1.11	続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。
アラート	19	除票となってから誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合	この住民票の除票は、誤記修正に関する記録が統合記載欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	1.1.14, 5.1	他の異動と異なり、誤記修正については、請求者側でその事実に気づかない可能性があり、請求者にあらかじめ説明をする必要があるため、アラート機能を実装した。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	20	仮支援措置の状態のまま自治体の指定した日数を超過した対象者が存在する場合	仮支援措置の状態で指定日数を超過した対象者が存在します。支援措置の必要性を確認し、必要に応じて支援措置を開始してください。	1.1.16	仮支援措置のまま放置されることを防ぐため。アラートとする日数については、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	21	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3.1	抑止対象者について注意喚起を行い、誤入力・誤交付等を防ぐ必要や、権限者による処理に移行する必要があるため。 なお、エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとするが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	22	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者又はその家族(同一世帯員)の情報を表示しようとしています。ご注意ください。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また、発行後は再度連絡をお願いします。	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の表示を不可とするか、アラートとするが表示可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	23	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1	他課からの情報漏えいや他課との間の情報連携の誤りを防ぐため。また、誤入力・誤交付を防ぐため。 なお、エラーとして対象者の異動処理や交付を不可とするか、アラートとするが異動処理や交付を可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。
アラート	24	支援措置の期間終了日の1か月前以降で、支援措置対象者の住民票を参照した場合	1か月以内に支援措置の期間が終了します。	3.4	支援措置の期間の延長漏れを防止し、支援措置対象者に支援措置の期間が終了する旨の通知をするために必要。また、当該通知は支援措置の期間が終了するまでに行えばよいので、アラートとした。
アラート	25	支援措置の期間が終了している支援措置対象者の住民票を参照した場合	支援措置の期間が終了しています。	3.4	支援措置の期間延長の申出がなされていないので、延長漏れの可能性があり、支援措置対象者に延長の意思確認が必要な場合がある。延長しないことで確認が取れており、誤りがなければ、終了することもできるので、アラートとした。
アラート	26	支援措置対象者と併せて支援を求める者が、転出届又は転居届を行う場合で、転出又は転居の処理を確定しようとした場合	支援措置対象者と併せて支援を求める者が、転出又は転居しようとしています。支援措置対象者の相手方に支援措置対象者の住所が漏えいする可能性があります。このまま処理を継続しますか。	3.4	異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことは不可能であり、支援措置の限界事例として、当該届を受理しないでほしい旨の申請を受け付けるのではなく、事例が発生した際には父母両者への聴取や転出地市区町村から転入地市区町村へ転出証明書を直接送付してもらう等、多様な事例に応じて個別の対応が必要となることからアラートとした。
アラート	27	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4	注意喚起が必要であるため。 なお、他システムへ空更新のデータを送るニーズがあるため、エラーではなくアラートとする。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	28	個人番号カード保有者が券面記載事項に係る修正・異動を行う場合(異動処理終了時にカードの券面記載事項も変更するようにという趣旨)	個人番号カード所有者の券面記載事項に係る修正・異動が行われますので、個人番号カードの券面記載事項の変更を行ってください。	4	住所変更等の際に、当該変更がカードや電子証明書にも反映されるように、声かけをして更新漏れを防ぐニーズがあるため。
アラート	29	異動を伴う世帯に転出予定者(予定日未達)が含まれている場合	異動を伴う世帯に転出予定者(予定日未達)が含まれています。異動を継続してよろしいですか。	4.0.1	既に発行している転出証明書の情報と齟齬が生じ得ることから、確認を行う必要があるため。
アラート	30	住所を定めた年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合	異動日≠住定日となりますか、更新しますか。	4.0.2	基本的に異動日と住所を定めた年月日は同じ日になることが多い、そうでない場合には注意喚起が必要であるため。
アラート	31	入力した異動日よりも新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.3	注意喚起を行い、正確な異動日を確認する事務につなげる必要があるため。
アラート	32	異動において、処理日より指定した日数以上前の異動日又は届出日等が入力されている場合	異動日又は届出日等から相当期間経過しています。よろしいですか。	4.0.3, 4.1.0.2	注意喚起を行い、正確な異動日及び届出日を確認する事務につなげる必要があるため。
アラート	33	届出の異動日が他の世帯員の住所を定めた年月日以前の場合	他の世帯員が住所を定めた年月日よりも前の異動日が入力されました。よろしいですか。	4.0.3	異動日の誤りを防ぐために注意喚起は必要だが、先に住み始めた世帯員が後から届出をする場合もあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	34	出生の異動事由において、異動日と生年月日が異なっている場合	異動日≠生年月日となりますか、よろしいですか。	4.0.3, 4.2.1.4	出生の場合、異動日と生年月日が同日になることが多く、異なる場合は確認をする必要があるため。
アラート	35	世帯員が複数いる世帯の転出において、世帯主の転出に伴い世帯主変更の必要がある場合	転出(予定日:○年●月△日)の世帯主がいます。異動処理の前に、世帯主変更を行ってください。	4.0.4	新世帯主を確認する事務につなげる必要があるため。世帯主が死亡して直ちに世帯主を設定できない場合や、養護施設に居住する児童の場合等、世帯主が不在となるケースは存在するため、エラーではなくアラートとする(1.1.10参照)。
アラート	36	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なる場合	続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なります。確認してください。	4.0.6	本籍及び筆頭者について入力誤りを避けるため。
アラート	37	個人情報を変更した後、更新処理を行わなかった場合	更新せずに終了します。よろしいですか。	4.0.9	異動入力の際に注意喚起が必要であり、現行システムでも実装しているという意見が多かったため。
アラート	38	届出日が、異動日から15日以上経過している場合	住み始めてから15日以上経過しています。異動日が15日以上前の日付です。	4.1.0.2	異動日から15日以上経過している場合、必要な手続が異なり、職員への注意喚起が必要であるため。
アラート	39	転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合	住民異動届受理通知を出力する可能性がある手続きとなります。住民異動届受理通知を出力しますか。	4.1.0.3	処理件数の多い指定都市においては、住民異動届受理通知を出力する可能性のある処理後に出力し忘れる可能性があるため。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	40	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されていた場合	外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されています。よろしいですか。	4.1.1	要領第2-1-(2)-コに、「法第30の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない」とあることから、空欄として登録することがほとんどであると考えられるため。
アラート	41	既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をしようとした場合	既に住所を有する住民がいます。必要に応じ届出者に対して状況の確認をしてください。	4.1.1, 4.1.2	要領第4-2-(2)-ウにて「新住所に既に住所を有する住民がいることが判明したときは、必要に応じて、届出者に対してその状況を聞き取り、当該住民に承諾を得ているか等を確認することが適当」とされているため。 ※小規模分譲地の一戸建て等、複数の家屋で同一の住居番号が付番されているケースがあることに留意すること。
アラート	42	除票データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2	住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号のいずれかが一致する者が除票データ内にいた場合は、再転入であると考えられることから、新規の入力を抑止するためアラートとする。
アラート	43	除票データにおいて、3情報(氏名・性別・生年月日)が一致する者がいた場合	再転入者と考えられます。確認し、再転入者であるかどうか選択してください。	4.1.1.2	再転入者である可能性があり、注意喚起のため必要があり、アラートとする。
アラート	44	再転入で個人番号の入力時に、入力した個人番号が転出時と異なっている場合	入力したマイナンバーは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2	個人番号は訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で個人番号を変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	45	再転入で住民票コードの入力時に、入力した住民票コードが転出時と異なっている場合	入力した住民票コードは転出時の内容と異なります。	4.1.1.2	住民票コードは訂正に手間と時間がかかることから、誤入力を防ぐ必要性が高いため。 なお、転入地市区町村で住民票コードを変更しているケースもあり得るため、エラーではなくアラートとする。
アラート	46	転入又は出生等で入力しようとした者と氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する現存者(仮登録の状態の者を含む。)がいる場合	入力しようとした者と氏名(又は日本人氏名の振り仮名若しくは外国人氏名のフリガナ)・名(又は日本人名の振り仮名若しくは外国人名のフリガナ)・性別・生年月日の組合せが一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。	4.1.1.2, 4.2.1.2	同一人物である可能性があるため、正確な記載のために注意喚起が必要。 なお、当該情報の組合せが一致する可能性もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	47	同一住所(地番)の家屋へ異動する場合	同一住所(地番)への転居となっています。当該住所で問題がないか確認してください。	4.1.2	同一住所(地番)の別領域の家屋へ転居する入力は可能であるが、入力誤りの可能性も考えられるため。
アラート	48	転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報のうち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び生年月日が住民記録システム内の情報(氏名及び生年月日)と一致しない者がいる場合	転居届に印字しようとした者のうち、氏名・生年月日が異なる者がいます。 対象者:○○(転居予約情報の氏名) 差異項目:×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。	4.1.2.2	転居予約を利用した転居届においては、転居予約での誤入力がそのまま転居届に印字されることを防ぐ必要性があるため。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	49	特例転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合	特例転入を利用した転出ですが、14日を経過しています。	4.1.3.0.4	異動日等の日付は誤りに気づきにくく、訂正することが難しいため。 なお、転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項 項番3に「転出をした日の翌日から起算して14日を超えた場合→転出をした日の翌日から起算して14日を超えた旨を注記して「転出証明書情報に準ずる証明書」又は「消除した住民票の写し」の郵送等を行う」とされていることから、特例転入を利用した転出手続が利用できなくなる。ただし、「転出をした日の翌日から起算して14日」が閉庁日の場合は、その翌日まで転出届を受け付け、転出証明書情報を使用する転出処理をおこなう」と記載があることから、アラートとした。
アラート	50	個人番号カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、転出証明書情報は作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0.4	カード保有者には特例転入の手続を案内した方が簡便な手続で済むため。 なお、制度上カード保有者が通常の転出証明書による手続を行うことは禁じられているわけではないため、エラーではなくアラートとする。
アラート	51	住民記録システム上、個人番号カードの交付を受けていない住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者は個人番号カードの交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カードを持っていますか。	4.1.3.0.4	カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って特例転入を利用した転出による処理を行ってしまった場合、転入届の手続ができなくなってしまうため。 なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入を利用した転出の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	52	自動付番時に蓄積された住民票コードの空き番コードの件数が、設定した件数を下回った場合	蓄積された住民票コードが少なくなっています。住民票コードの付番要求を行ってください。	4.3.1	住民票コードの残件数の枯渇については職員が気づきにくいため、アラート表示することとした。
アラート	53	住民票(原票)の異動処理と、出入国在留管理庁通知のタイムラグが発生した場合	住民票の最新異動年月日が出入国在留管理庁通知の事由発生年月日より新しいですが、反映処理を行いますか。	4.5.6	履歴の逆転が発生する可能性があるため。 なお、出入国在留管理庁通知が未達の異動ということになるが、通知を待たずに異動することもあり得るためアラートとする。
アラート	54	住基法のみの届出又は入管法のみの届出を選択した場合	住基法のみの届出です。更新してよろしいですか。 又は 入管法のみの届出です。更新してよろしいですか。	4.5.7	「住基法のみの届出」又は「入管法のみの届出」のどちらか一方の届出のみしか行わない場合、既に片方の届出が済んでいるのか、又はこれから片方の届出が必要な者であるかの確認をするため。
アラート	55	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に住民となった年月日が選択されていません。よろしいですか。	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に住民となった年月日が選択されていません。よろしいですか。	4.6	異動の取消し(増)の場合は異動日が消除年月日、異動の取消し(減)の場合は住民となった年月日が記載されることが多く想定されるため。

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	考え方・理由
アラート	56	外国人住民の住民票の写しの発行時及び異動届出の際に、在留期間の満了の日を超えている場合	在留期間の満了の日を経過しています。在留期間の満了の日から〇月を経過しています。	5	在留期間が満了している外国人への証明書の発行及び異動届の受付を防ぐため。 なお、法務省からの在留期間更新の連携の前に在留期間の満了の日が到来している場合もあるため、エラーではなくアラートとする。
アラート	57	住民票の写しに個人番号を記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。マイナンバーを出力しますか。	5.1	個人番号を住民票の写しに記載することができる場合は限られており、その都度確認の必要があるため。
アラート	58	住民票の写しに住民票コードを記載する場合	本人又は世帯員からの申請が必要です。住民票コードを出力しますか。	5.1	住民票コードは用途が限られており、住民票の写しに記載するかどうかはその都度確認の必要があるため。
アラート	59	世帯主のない世帯の世帯員について、世帯主又は続柄を記載した証明書を発行しようとする場合	主なし世帯のため世帯主情報を出力することができません。主なし世帯のため続柄を出力することができません。	5.1	世帯主欄を一時的に空欄にしていることを認める仕様においては、確認の必要があるため。
アラート	60	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合	文字溢れが発生しています。	5.8	文字溢れが発生した場合等には該当項目を限界まで出力させるか空白で出力するかを選択し、空欄を選択した場合には、手書きでの記載が必要となるため、記入漏れが発生しないようアラートが必要。5.8参照

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】_帳票関連項目等一覧

項目①	項目②	項目③	機能名	機能ID	タイトル	帳票イメージ等
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010595 0010567	異動履歴の記載例 戸籍の届出に伴う転居を行った場合 ※住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【異動履歴】</p> <p>令和元年6月6日届出(令和元年6月6日異動(転居))</p> <p>異動項目:住所</p> <p>異動 前:東京都港区芝公園5丁目25番</p> <p>異動 後:東京都港区虎ノ門2丁目2番2号</p> <p>留意事項:</p> <p>異動項目:住所を定めた年月日</p> <p>異動 前:平成25年4月1日</p> <p>異動 後:令和元年6月6日</p> <p>留意事項:</p> <p>令和元年6月6日届出(令和元年6月6日異動(職権修正等))</p> <p>異動項目:氏名</p> <p>異動 前:鈴木 花子</p> <p>異動 後:佐藤 花子</p> <p>留意事項:</p> <p>異動項目:本籍</p> <p>異動 前:東京都港区芝公園5丁目25番地</p> <p>異動 後:東京都港区虎ノ門2丁目2番地</p> <p>留意事項:</p> <p>異動項目:筆頭者</p> <p>異動 前:鈴木 一郎</p> <p>異動 後:佐藤 太郎</p> <p>留意事項:</p> </div>
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010595 0010567	戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【異動履歴】</p> <p>令和7年6月7日申出(令和7年6月7日異動(職権記載))</p> <p>異動項目:氏名の振り仮名</p> <p>異動 前:「(空欄)</p> <p>異動 後:「ナコ」 ハナコ</p> <p>留意事項:</p> </div>
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010595	請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【異動履歴】</p> <p>令和7年8月1日請求(令和7年8月1日異動(旧氏の記載))</p> <p>異動項目:旧氏の振り仮名</p> <p>異動 前:「(空欄)</p> <p>異動 後:「ナコ」 ハナコ</p> <p>留意事項:</p> </div>
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010462	異動履歴の記載イメージ ※住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>異動前住所:【a1異動前の住所】(【a2異動日】転居)</p> </div>
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010462	異動履歴の記載要領 ※住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(記載要領) 【a1異動前の住所】 …転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動前のデータを記載する。 【a2異動日】 …転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動日を記載する。 ※【a1異動前の住所】が1行で収まらない場合は、「」の右から2行目が始まるようにぶら下げる。「(【a2異動日】転居)」が途中で改行される場合は、「(【a2異動日】転居)」全体を次の行に送る。</p> </div>
—	—	20.0.3 異動履歴の記載	0010462	異動履歴の記載例 ※住民票の写し(世帯連記式)(20.1.3)		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>異動前住所:東京都港区芝公園5丁目25番(令和元年6月6日転居)</p> </div>

項目①	項目②	機能名	機能ID	タイトル	帳票イメージ等																																																																																																																										
—	—	20.0.4 異動履歴の記載	0010464	異動履歴の記載の修正	<p>(例1) 青木太郎が住所A'に転入したと住民票(原票)に記載したが、後日、住所A'は誤記であり、正しくはAであることが分かった場合</p> <p>○ システム上、管理される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>履歴番号</td><td>住所</td><td>氏名</td><td>異動事由</td><td>異動日</td><td>処理日</td><td>届出日</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>A'</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1 2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>A</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2000.1.1 2000.2.1</td><td>2000.1.5</td></tr> </table> <p>○ 住民票の写し等の証明書に(デフォルトで)記載される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>【異動履歴】</td></tr> <tr><td>なし</td></tr> </table> <p>※青木太郎が住民となってから、誤記修正以外の異動は発生しておらず、異動事由が「誤記修正」である異動履歴は、20.0.3(異動履歴の記載)に規定のとおり、デフォルトとしては記載しないこととしていることから、住民票の写し等の証明書には、異動履歴は(デフォルトとしては)記載されない。</p> <p>(例2) 青木太郎が住所A'に転入したと住民票(原票)に記載したが、後日、住所A'は誤記であり、正しくはAであることが分かり、その後、住所B'に転居したと記載した場合</p> <p>○ システム上、管理される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>履歴番号</td><td>住所</td><td>氏名</td><td>異動事由</td><td>異動日</td><td>処理日</td><td>届出日</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>A'</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1 2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>A</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2000.1.1 2000.2.1</td><td>2000.1.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>B</td><td>青木 太郎</td><td>転居</td><td>2001.1.1 2001.1.5</td><td>2001.1.5</td></tr> </table> <p>○ 住民票の写し等の証明書に(デフォルトで)記載される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>【異動履歴】</td></tr> <tr><td>平成13年1月5日届出(平成13年1月1日異動(転居))</td></tr> <tr><td>異動項目:住所</td></tr> <tr><td>異動前:A</td></tr> <tr><td>異動後:B</td></tr> <tr><td>留意事項:</td></tr> </table> <p>(例3) 青木太郎が住所A'に転入したと住民票(原票)に記載し、その後、住所B'に転居したと記載したが、後日、住所B'は誤記であり、正しくはBであることが分かった場合</p> <p>○ システム上、管理される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>履歴番号</td><td>住所</td><td>氏名</td><td>異動事由</td><td>異動日</td><td>処理日</td><td>届出日</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>A'</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1 2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>B'</td><td>青木 太郎</td><td>転居</td><td>2001.1.1 2001.1.5</td><td>2001.1.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>2</td><td>B</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2001.1.1 2001.2.1</td><td>2001.1.5</td></tr> </table> <p>○ 住民票の写し等の証明書に(デフォルトで)記載される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>【異動履歴】</td></tr> <tr><td>平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))</td></tr> <tr><td>留意事項:</td></tr> </table> <p>平成13年1月5日届出(平成13年1月1日異動(転居))</p> <p>異動項目:住所</p> <p>異動前:A</p> <p>異動後:B</p> <p>留意事項:</p> <p>※ただし、当該機能(記載履歴修正機能)を用いて、住民票の写し等の証明書に記載される異動履歴を以下のとおり修正しても良い(この場合でも、システム上、管理される異動履歴は修正してはならない)。</p> <table border="1"> <tr><td>【異動履歴】</td></tr> <tr><td>平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))</td></tr> <tr><td>留意事項:</td></tr> </table> <p>平成13年1月5日届出(平成13年1月1日異動(転居))</p> <p>異動項目:住所</p> <p>異動前:A</p> <p>異動後:B</p> <p>留意事項:</p> <p>(例4) 青木太郎が住所A'に転入したと住民票(原票)に記載し、その後、住所B'に転居したと記載したが、後日、住所A'は誤記であり、正しくはAであることが分かった場合</p> <p>○ システム上、管理される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>履歴番号</td><td>住所</td><td>氏名</td><td>異動事由</td><td>異動日</td><td>処理日</td><td>届出日</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>A'</td><td>青木 太郎</td><td>国内転入</td><td>2000.1.1 2000.1.5</td><td>2000.1.5</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>A</td><td>青木 太郎</td><td>誤記修正</td><td>2000.1.1 2000.2.1</td><td>2000.1.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>1</td><td>B</td><td>青木 太郎</td><td>転居</td><td>2001.1.1 2001.1.5</td><td>2001.1.5</td></tr> </table> <p>○ 住民票の写し等の証明書に(デフォルトで)記載される異動履歴(抄)</p> <table border="1"> <tr><td>【異動履歴】</td></tr> <tr><td>平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))</td></tr> <tr><td>留意事項:</td></tr> </table> <p>平成13年1月5日届出(平成13年1月1日異動(転居))</p> <p>異動項目:住所</p> <p>異動前:A</p> <p>異動後:B</p> <p>留意事項:</p>	履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5	1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1 2000.2.1	2000.1.5	【異動履歴】	なし	履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5	1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1 2000.2.1	2000.1.5	2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1 2001.1.5	2001.1.5	【異動履歴】	平成13年1月5日届出(平成13年1月1日異動(転居))	異動項目:住所	異動前:A	異動後:B	留意事項:	履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5	2	1	B'	青木 太郎	転居	2001.1.1 2001.1.5	2001.1.5	2	2	B	青木 太郎	誤記修正	2001.1.1 2001.2.1	2001.1.5	【異動履歴】	平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))	留意事項:	【異動履歴】	平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))	留意事項:	履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日	1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5	1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1 2000.2.1	2000.1.5	2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1 2001.1.5	2001.1.5	【異動履歴】	平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))	留意事項:
履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																									
1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																									
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1 2000.2.1	2000.1.5																																																																																																																									
【異動履歴】																																																																																																																															
なし																																																																																																																															
履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																									
1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																									
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1 2000.2.1	2000.1.5																																																																																																																									
2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1 2001.1.5	2001.1.5																																																																																																																									
【異動履歴】																																																																																																																															
平成13年1月5日届出(平成13年1月1日異動(転居))																																																																																																																															
異動項目:住所																																																																																																																															
異動前:A																																																																																																																															
異動後:B																																																																																																																															
留意事項:																																																																																																																															
履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																									
1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																									
2	1	B'	青木 太郎	転居	2001.1.1 2001.1.5	2001.1.5																																																																																																																									
2	2	B	青木 太郎	誤記修正	2001.1.1 2001.2.1	2001.1.5																																																																																																																									
【異動履歴】																																																																																																																															
平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))																																																																																																																															
留意事項:																																																																																																																															
【異動履歴】																																																																																																																															
平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))																																																																																																																															
留意事項:																																																																																																																															
履歴番号	住所	氏名	異動事由	異動日	処理日	届出日																																																																																																																									
1	1	A'	青木 太郎	国内転入	2000.1.1 2000.1.5	2000.1.5																																																																																																																									
1	2	A	青木 太郎	誤記修正	2000.1.1 2000.2.1	2000.1.5																																																																																																																									
2	1	B	青木 太郎	転居	2001.1.1 2001.1.5	2001.1.5																																																																																																																									
【異動履歴】																																																																																																																															
平成12年1月5日届出(平成12年1月1日異動(転居))																																																																																																																															
留意事項:																																																																																																																															
—	—	20.0.5 備考の記載	0010466	備考の記載イメージ	<table border="1"> <tr><td>【備考】</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> <tr><td>.....</td></tr> </table>	【備考】																																																																																																																						
【備考】																																																																																																																															
.....																																																																																																																															
.....																																																																																																																															
.....																																																																																																																															
—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	0010467	法律上の用語以外の用語一覧	<table border="1"> <tr><td>使用する用語</td><td>法律上の用語</td><td>法律上の用語を使用しない理由</td></tr> <tr><td>性別</td><td>男女の別</td><td>「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>出生の年月日</td><td>「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。</td></tr> <tr><td>転入前住所</td><td>従前の住所</td><td>単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため(例:住居設定(隣接転居の一種))では、前(旧)所在地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等)、不正確となることがあるが、このようないケースは少なく、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・構成員が多かったため。</td></tr> </table>	使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由	性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。	生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。	転入前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため(例:住居設定(隣接転居の一種))では、前(旧)所在地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等)、不正確となることがあるが、このようないケースは少なく、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・構成員が多かったため。																																																																																																														
使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由																																																																																																																													
性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。																																																																																																																													
生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、広域交付住民票でも使用されているため。																																																																																																																													
転入前住所	従前の住所	単に「従前の住所」とあれば、転居前住所のことを指すと誤解を招く可能性があるため。 また、従前の住所は必ずしも転入届に基づくものだけではないため(例:住居設定(隣接転居の一種))では、前(旧)所在地が不明で確定できない場合は、従前の住所欄に「不明」と入力する等)、不正確となることがあるが、このようないケースは少なく、通常のケースにおいて紛れのない「転入前住所」を使用することが良いと答える構成員・構成員が多かったため。																																																																																																																													

住民登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】参照事項一覧

要件種別	機能名			機能ID	タイトル	内容	備考																		
	項目①	項目②	項目③																						
機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	0010013	技術の基準	<p>○技術の基準 第3 住民票の異動処理等 ⑤ 住民票及び除票の調製 (2) 保管 イ 除票 除票(法第15条の2第1項に規定する除票をいう。以下同じ。)は、磁気ディスクにより処理年月日順に記録しておくこと。</p>																			
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.1 異動履歴の管理	0010582	異動履歴データ管理の例	<p>例: 青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居</p> <p>同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。</p> <p>宛名番号 履歴番号 住民票登録年月日 性別 職業事由</p> <table border="1"> <tr><td>00000001</td><td>0000100</td><td>平成15.01.07</td><td>男</td><td>国内転入</td><td>…</td></tr> <tr><td>00000001</td><td>2 0000100</td><td>松町8番地 青木 太郎 平成15.01.07</td><td>男</td><td>転居</td><td>…</td></tr> <tr><td>00000002</td><td>1 0000100</td><td>松町8番地 青木 花子 平成17.12.30</td><td>女</td><td>国内転入</td><td>…</td></tr> </table>	00000001	0000100	平成15.01.07	男	国内転入	…	00000001	2 0000100	松町8番地 青木 太郎 平成15.01.07	男	転居	…	00000002	1 0000100	松町8番地 青木 花子 平成17.12.30	女	国内転入	…	
00000001	0000100	平成15.01.07	男	国内転入	…																				
00000001	2 0000100	松町8番地 青木 太郎 平成15.01.07	男	転居	…																				
00000002	1 0000100	松町8番地 青木 花子 平成17.12.30	女	国内転入	…																				
機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	0010052	技術の基準	<p>○技術の基準 第3 住民票の異動処理等 2 職権記録書の作成 職権により住民票の記録、消除又は記録の修正(以下「記録等」という。)を行う場合は、職権により住民票の記録等を行う事項を記載した書類(以下「職権記録書」という。)を作成すること。</p> <p>3 履歴書及び職権記録書の保存 住民票が既に職権により消除されている場合又は転出年月日から相当期間経過している場合の転出証明書に準ずる証明書の発行について定めること。</p>																			
機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転出証明書等	0010200	技術の基準	<p>○技術の基準 第3 住民票の異動処理等 7 転出証明書に準ずる証明書の発行 住民票が既に職権により消除されている場合又は転出年月日から相当期間経過している場合の転出証明書に準ずる証明書の発行の方法について定めること。</p>																			
機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住 所設定・未 転入	0010253	総務省通知	<p>総務省通知(昭和49年3月29日自治法第41号)(抜粋)</p> <p>問9 甲市で転出届を提出したが、転入届を行わないま、丙市に転入してきた者についての取扱いはどうか。</p> <p>答 次の3つに取り扱って差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 転入者は、甲市長の発行した転出証明書を添付して、丙市長に対する転入届をすればよい。 2 転入届の提出の住所については、乙市における住所を記載する。 3 丙市長は、乙市長に対し、法第9条第1項の通知をほか、甲市長に対してもその旨の通知をする。 4 (丙市長は、本籍地市町村長に対し、法第19条第1項の通知をする場合においては、乙市の住所については、未簡である旨を附記するのが適当である。 																			
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	0010301	技術の基準	<p>○技術の基準 第5 住民票の写し等の発行 1 住民票及び除票の写しの発行 請求書及び申出書により、住民票の写し(法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。)及び除票の写し(法第15条の4第1項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。)の交付の請求及び申出があった場合には、その発行に際しては、審査した請求書及び申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリントから打ち出した書類を認証して交付すること。</p>																			
機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	0010304	技術の基準	<p>○技術の基準 第5 住民票の写し等の発行 1 住民票及び除票の写しの発行 (略) 転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定年月日前にその写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付すること。</p>																			
機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	—	0010309	世帯員の並び順(1)	<p>○第1順位 第1順位には、世帯主、世帯主の配偶者及び世帯主の子が属し、以下の並び順によることとする。</p> <p><第1順位内の並び順></p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1: 世帯主 1-2: 配偶者 1-3: 世帯主の子(第2順位に属する者を除き、生年月日の順、生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) <p>○第2順位 世帯主の子の家族(筆頭者が同一の世帯員又は婚姻関係(妻を含む。)にある者とその子)が世帯内にいる場合には、第2順位に属することとし、以下の並び順によることとする。</p> <p>また、当該世帯主の子が第2順位に属する家族が複数ある場合には、世帯主の子の生年月日の順(生年月日が同じである場合には、宛名番号の順)に家族を並べることとする。例えば、長男の家族と次男の家族が同一世帯にある場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並び順が先になる。</p> <p><第2順位内の並び順></p> <ol style="list-style-type: none"> 2-1: 世帯主の子 2-2: 世帯主の子の配偶者 2-3: 世帯主の子の子(生年月日の順、生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) 																			
機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	—	0010309	世帯員の並び順(2)	<p>○第3順位 第3順位には、世帯主の家族で、夫婦とその子の一団に属しない者が属し、以下の並び順によることとする。</p> <p><第3順位内の並び順></p> <ol style="list-style-type: none"> 3-1: 父母(筆頭者の方を先に記載。筆頭者がいない場合は、生年月日の順とし、生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) 3-2: 兄弟姉妹(生年月日の順。生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) 3-3: 祖父母(筆頭者の方を先に記載。筆頭者がいない場合は、生年月日の順とし、生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) <p>○第4順位 第4順位には、世帯主の家族以外の者が属し、以下の並び順によることとする。</p> <p>第3順位に含まれない世帯主の親族については、第4順位に属する。</p> <p>例えば、配偶者側の父母、兄弟姉妹、祖父母は、第4順位に属することとなり、その並び順は第3順位に属することとする。</p> <p><第4順位の並び順></p> <ol style="list-style-type: none"> 4-1: 親族(生年月日の順、生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) 4-2: 緣故者(生年月日の順。生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) 4-3: 同居人(生年月日の順。生年月日が同じである場合には、宛名番号の順) <p>また、親族・縁故者の家族(筆頭者を含む。)が世帯内にいる場合、第4順位に属することとし、家族内の並び順については第2順位に属することとする。</p> <p>なお、世帯内に属する親族・縁故者の家族が複数ある場合には、当該親族・縁故者の世代の順、生年月日の順、宛名番号の順に家族を並べることとする。</p>																			

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】参照事項一覧

要件種別	機能名			機能ID	タイトル	内容	備考
	項目①	項目②	項目③				
機能要件	7 連携	7.2.1 その他業務連携	7.2.1.1 他の機能連携システムへの連携	0010363	法第7条引用	<p>※法第7条にある住民票の記載事項の一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲 選挙人名簿に登録された者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの(資格取得・喪失年月日) ・田 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの(資格取得・喪失年月日) ・田の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの(取得・喪失年月日) ・田一 国民年金等の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの(基礎年金番号、種別及び変更年月日、資格取得・喪失年月日) ・田の二 見金手当の支給を受けている者については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの(開始年月・終了年月) 	
機能要件	10 共通	10.1 EUC	機能ほか	0010412	技術的基準	<p>○技術的基準</p> <p>第9 住民記録システムの安全な管理等</p> <p>3 住民記録システムの管理</p> <p>(2) 不当な使用の防止等</p> <p>ファイルの使用者の資格を明確に定めることとし、資格を持たない者による使用を制限すること等、ファイルの使用の管理及び不当な使用の検知について必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) データ等の取り扱い及び管理に際してのニラー及び不正行為の防止</p> <p>データ、プログラム及びドキュメントについては、特定の者が管理すること、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に際し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともにその記録を作成すること等その取扱い及び管理の方法を明確にすること。</p> <p>○技術的基準</p> <p>第9 住民記録システムの安全な管理等</p> <p>4 端末機操作の管理</p> <p>(2) 端末機の操作者の確認</p> <p>ア 住民記録システムの運用に際しては、パスワード、識別カード又はこれらと同等以上のものと認められる方法により資格の確認を行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) ファイルに対する利用制限</p> <p>端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 強制的に終了する機能</p> <p>端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。</p>	
様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	0010463	技術的基準	<p>○技術的基準</p> <p>第5 住民票の異動処理等</p> <p>5 住民票及び除票の調整</p> <p>(2) 保管</p> <p>ア 住民票</p> <p>磁気ディスクにより住民票を複製することとし、当該磁気ディスクを住民票とは別に保管すること。</p>	
様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	0010485	技術的基準	<p>○技術的基準</p> <p>第5 住民票の写し等の発行</p> <p>1 住民票及び除票の写しの発行</p> <p>請求書及び申出書により、住民票の写し(法第二十二条第一項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。)及び除票の写し(法第一五条の四第一項に規定する除票の写しをいう。以下同じ。)の交付の請求及び申出があつた場合には、その発行に際しては、審査した請求書及び申出書に基づき、端末機画面で該当者を検索し、プリントから打ち出した書類を認証して交付すること。</p> <p>転出届に基づき記録を行った住民票について、転出予定日前にその写しを交付する場合は、当該転出届に基づき記録を行った事項を省略して交付すること。</p>	

住民配線システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る規定】(参考)内部帳票についてペーパーレスで行う方法の例

第四步

従来、システムへ入力した後、帳票出力（紙）による入力内容の確認を行っていた。以下については、システムの画面等を拘束するものではないが、参考までに、内部帳票についてペーパーレスで行う方法として一例を示す。

①住民票の写し（20.1.1参照）と同じ項目配置（レイアウト）と確認時の視認性を高める

②異動のあった項目だけを印字（異動前を空白）させる工夫をする
 ③異動のあった項目で、増由事（転入・出生等）によらないものは、2段書きの異動後、異動前を活用し、入力前後が分かるように表示させる
 ④住民票の印（20.1.1表記）にない項目は下欄を設け、まとめて表示させる

④住民票の写し(20.1.1参照)にない項目は下欄を設け、まとめて表示させる

《対象とする確認帳票の代表例》

増事由確認の画面イメージ
(図1) 増事由(転入・出生等)確認の画面イメージ（1段書き）参照
増減無、減事由の画面イメージ
(図2) 増減無(転居・職権修正)、減事由(転出等)確認の画面イメージ（2段書き）参照

《出力するタイミング》

⑥仮登録した時点で画面表示されること

住民票(20.1.1_住民票の探し)のレイアウトに寄せた確認画面イメージ図

(図2) 増減無(転居・職権修正)、減事由(転出等)確認の画面イメージ(2段書き)

住民記録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】(参考)統合記載欄B類型・C類型記載例

類型	記載内容	事象	記載例
B類型	特別養子である旨	特別養子縁組によって住民票が記載された場合	特別養子縁組
B類型	上陸期間を経過する年月日(許可期限)	一時庇護許可者について住民票を記載した場合	上陸期間経過年月日 2022年1月11日
B類型	仮滞在期間を経過する年月日(許可期限)	仮滞在許可者について住民票を記載した場合	仮滞在期間経過年月日 2022年1月11日
B類型	出生した日から60日を経過する年月日	出生による経過滞在者について住民票を記載した場合	出生した日から60日を経過する年月日 2022年1月11日
B類型	国籍を失った日から60日を経過する年月日	国籍喪失による経過滞在者について住民票を記載した場合	国籍を失った日から60日を経過する年月日 2022年1月11日
B類型	通知の事由(氏名変更、在留資格変更許可等)及びその事由の生じた年月日	法第30条の50の規定による出入国在留管理庁長官からの通知に基づき、住民票の消除又は記載の修正をした場合	氏名変更年月日 2022年1月11日
B類型	氏名について仮名により記載した旨	氏名等の記憶を喪失した者について、住民票を作成した場合で、当該者の氏名を仮名により記載した場合	氏名について仮名により記載
B類型	死亡とみなされる年月日(失踪期間が満了した年月日)	失踪の届出があった場合	死亡とみなされる年月日 令和4年1月11日
B類型	外国人氏名のフリガナを修正した事由	外国人住民から氏名のフリガナを変更してほしい旨の申出があり、住民票を職権修正した場合	外国人氏名のフリガナについて職権修正
B類型	戸籍に記載された推定死亡日	死亡日が特定できない場合	推定死亡年月日 令和4年1月11日
B類型	従前の氏	・転入届と戸籍届出が同時にあった場合 ・既に戸籍届出を出している者から転入届があった場合 ・戸籍届出受理証明書又は戸籍謄本を添付した転入届があった場合	転入届と同日に戸籍届出を提出 従前の氏 鈴木
B類型	前本籍	転入届と同時に戸籍届出があった場合	前本籍 東京都千代田区霞が関二丁目1番地
B類型	転出取消により転出事項消除の上異動を取消した旨	転出予定年月日経過後に転出を取り消した場合	転出取消しにより異動取消し
B類型	・出生届が提出に至っていない旨 ・認知調停等手続が申立中である旨	民法(明治29年法律第89号)第772条の規定に基づく嫡出推定が働くことに関連して、出生届の提出に至らない者について、認知調停手続等外形的に子の身分関係を確定するための手続が進められている場合に、総務省通知(平成24年7月25日総行住第74号)に基づき、職権で住民票の記載を行った場合	認知調停等手続申立中
B類型	・就籍の届出に至っていない旨 ・就籍許可等手続中である旨	就籍の届出に至らない者について、戸籍法第110条の規定における就籍許可審判又は第111条の規定における確定判決を受けるための裁判手続(以下「就籍許可等手続」という。)を行っており、日本国籍を有する者の子であること等が推認される場合で、総務省通知(平成30年10月2日総行住第162号)に基づき、職権で住民票の記載を行った場合	就籍許可等手続中
C類型	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。	誤記判明年月日 令和4年1月11日 誤記判明理由 申出 誤記の箇所 氏名 誤記修正後の記載 鈴木 太朗
C類型	転出届により転出先住所(予定)及び届出の年月日を記載した旨	職権消除済の者から転出届がなされ、消除した事由を記載した場合	転出届により転出先住所(予定)及び届出の年月日記載
C類型	失踪宣告取消の届書の届出があった旨及び記載年月日	失踪宣告取消の届書の提出があり、除票に記載された者の生存が判明した場合	失踪宣告取消の届出受領 記載年月日 令和4年1月11日
C類型	氏名のカタカナ表記	非漢字圏の外国人住民(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。)について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合	氏名のカタカナ表記 トマス・ジェファーソン
C類型	事実上の世帯主の氏名	実際に世帯主に相当する者が法の適用から除外されている外国人であって、その者の氏名が確認できている場合 ※他のC類型項目とは別に、独自で項目を管理すること。	事実上の世帯主の氏名 ZHANG YULIN
C類型	平成21年改正法附則第4条第1項により作成	住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「平成21年改正法」という。)附則第3条第1項及び第2項の規定により作成された仮住民票が、平成21年改正法附則第4条第1項により、平成21年改正法附則第1条第1号に定める日において住民票となつた場合	平成21年改正法附則第4条第1項により作成
C類型	通称による住所の名称	選挙、納税等の各種行政面で、行政区画上の正式名称の住所ではなく、通称による住所が利用されており、住民票上にどうしても通称による住所が必要な場合	通称による住所の名称